

容量市場の制度詳細について

2022年07月
電力広域的運営推進機関

- 本資料は、電力広域的運営推進機関(以下「本機関」といいます。)が容量市場のメインオークション(対象実需給年度：2026年度)を実施するにあたり、第1章で容量市場の概要、第2～5章でメインオークション募集要綱の概要、第6章で容量拠出金に関する概要、第7章で会計や税務に関する考え方をご説明するものです。
- 募集要綱の詳細については、別途公表しております募集要綱(案)をご確認ください。なお、募集要綱については現在意見募集後、正式公表前となりますため、内容が変更となる可能性がございます。

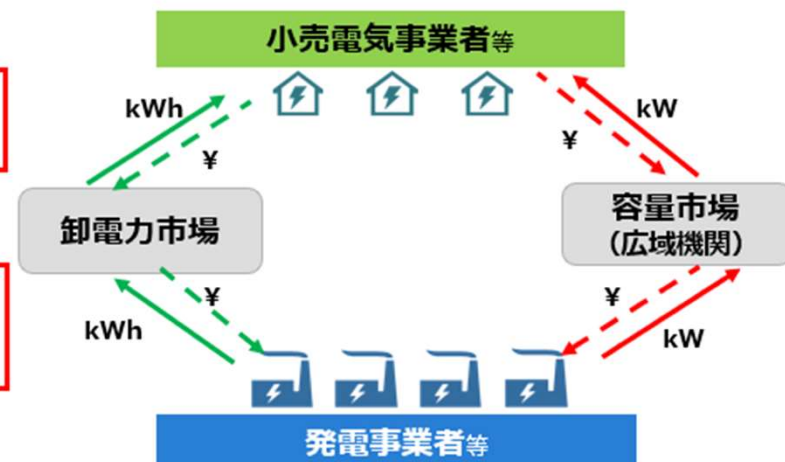
容量市場概要説明会資料より

- 広域機関は、2020年度に容量市場を開設しました。
- 容量市場の概要についてご説明いたします。
 - ✓ 容量市場とは、電力量 (kWh) ではなく、将来の供給力 (kW) を取引する市場です。
 - ✓ これまで、電力取引に関連する様々な価値が一体で取引されていましたが、それぞれの価値を分けて取引するための市場を開設していくこととなりました。
 - ✓ そうした中で、容量市場は、将来にわたる我が国全体の供給力を効率的に確保する仕組みとして、発電所等の供給力を金銭価値化し、多様な発電事業者等が市場に参加していただきながら、供給力を確保する仕組みになります。

【電力の価値を取引する市場と、それぞれの役割】

市場	役割	主な取引主体
2020年7月開設 容量市場	国全体で必要となる供給力 (kW価値) の取引	広域機関
卸電力市場	需要家に供給するための電力量 (kWh価値) の取引	小売電気事業者
2021年4月から3次②開設、以降順次開設予定 需給調整市場	ゲートクローズ後の需給ギャップ補填、30分未満の需給変動への対応、周波数維持のための調整力 (ΔkWh価値+kWh価値) の取引	一般送配電事業者

【容量市場開始後の市場におけるkWhとkWの取引の流れ】



- 2022年度メインオークション（対象実需給年度：2026年度）に向けて、これまで行ってきた説明会・パブリックコメントと、これから行う予定の説明会・パブリックコメントは以下のようになります。

内容	説明会/パブリックコメント	スケジュール	主な対象
容量市場の概要について	制度概要説明会	2022年6月	全事業者
メインオークション募集要綱(2026年度向け)	パブリックコメント	2022年6月9日 ～6月29日	発電事業者等
容量市場業務マニュアル メインオークションの参加登録編 (対象実需給年度：2026年度)	パブリックコメント (説明会なし)	2022年6月23日 ～7月6日	発電事業者等
容量市場の募集要綱・容量拠出金等 (オークションの入札方法・容量拠出金について)	制度詳細説明会	2022年7月14日、 19日、25日	全事業者
容量市場業務マニュアルメインオークションへの応札・容量 確保契約書の締結編(対象実需給年度：2026年度)	パブリックコメント (説明会なし)	2022年8月予定	発電事業者等
容量市場業務マニュアルその他の項目	パブリックコメント (説明会なし)	以降、都度	—

- 制度概要説明会資料・動画や実務説明資料は以下のURLをご参照ください。
https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou_setsumeikai.html
- 容量市場FAQはこちら
https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou_FAQ.html

(参考) 容量市場に関連する文書類

関連文書等		概要		公表状況
容量市場 関連文書	容量市場 募集要綱 ※1※2	容量市場 メインオークション 募集要綱	・容量市場へ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定 （様式1）容量市場への参加登録申請に伴う誓約書 （様式2）期待容量等算定諸元一覧 （様式3）発動指令電源のビジネスプラン申請書	2024～25年度向け：公表済 2026年度向け：意見募集実施 (2022年6月9日～6月29日)
		その他は順次発行予定	・追加オークション募集要綱、特別オークション募集要綱、等	(今後公表予定)
	容量確保 契約書 ※1※3	契約書	・容量提供事業者求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	意見募集実施 (2022年6月9日～6月29日)
		容量確保契約約款		
	容量市場 業務マニュアル ※1※2	メインオークションの 参加登録編	・参加登録申請の手順、提出書類等について記載	2024～25年度向け：公表済 2026年度向け：意見募集実施 (2022年6月24日～7月6日)
		メインオークションへの応札・ 容量確保契約書の締結編	・メインオークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載	2024～25年度向け：公表済 2026年度向け：今後公表予定
		実需給前に実施すべき業務 （全般）編	・余力活用契約・給電申合書等の締結、電源等情報の追加登録、FIT法適用の電源ではない場合の異議申立、事業者の退出表明に基づく市場退出の手順、提出書類等について記載	2024年度向け：公表済 2025年度向け：今後公表予定 2026年度向け：今後公表予定
		電源等差替編	・電源等差替の手順、提出書類等について記載	
		実効性テスト編	・電源等リストの登録・実効性テストの手順、提出書類等について記載	
		容量停止計画の調整業務編	・容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載	
その他は順次発行予定		・追加オークションの参加登録編、追加オークション・容量確保契約編、アセスメント・ペナルティ編、容量確保契約金額・容量抛入金編、等	(今後公表予定)	
容量市場 システム マニュアル※3	事業者情報・電源等情報登録 期待容量登録・応札・契約 電源等差替・実効性テスト ・容量停止計画編	・容量市場システムのログイン方法や入力方法、画面等、操作方法等について記載	公表済	

- 2022年度メインオークション（対象実需給年度：2026年度）の主なスケジュールは以下のようになります。

メインオークション募集要綱（案）
（対象需給年度：2026年度）より

期間	概要
2022年8月4日（木）～2022年8月10日（水）	事業者情報の登録受付期間
2022年8月4日（木）～2022年8月15日（月）	事業者情報の審査期間
2022年8月17日（水）～2022年8月30日（火）	電源等情報の登録受付期間
2022年8月17日（水）～2022年9月13日（火）	電源等情報の審査期間
2022年9月20日（火）～2022年10月4日（火）	期待容量の登録受付期間
2022年9月20日（火）～2022年10月18日（火）	期待容量の審査期間
2022年7～8月（予定）	需要曲線の公表
2022年11月1日（火）～2022年11月15日（火）	応札の受付期間
2022年11月16日（水）～2022年11月22日（火）	応札容量算定に用いた期待容量等 算定諸元一覧登録受付期間
2023年1月頃（予定）	約定結果の公表期日

※不測の事態が生じた場合は、スケジュールが変更となる可能性があります。

- 新規：ノンファーム型接続電源の参加について（p21）
基幹系統でのノンファーム型接続が適用される電源については、2022年度メインオークション（対象実需給年度：2026年度）に参加可能となります。
- 新規：1 地点複数応札（安定電源+発動指令電源）の導入（p23）
安定電源において、契約容量まで供給力を提供してもなお、需給ひっ迫時に当該契約容量を超えて発動指令電源として供給力を提供できる場合は、1 計量単位にて安定電源に加えて、発動指令電源の1リソースとしても応札可能とします。
- 新規：発動指令電源の募集量等（p47、48）
発動指令電源の応札上限容量を4%から5%に引き上げます。
あわせて、発動指令電源に関しても、調整係数を設定します。
- 変更：経過措置の扱い（p55、56）
2022年度メインオークション（対象実需給年度：2026年度）以降は、メインオークションでの約定価格が、指標価格の半分以下になった場合には、経過措置を適用しないこととします。（エリアプライスが指標価格の半分以下の場合に、そのエリアで約定した電源等が経過措置を適用しない対象となります。）
- 新規：インボイス制度の対応方法（p80、107）
インボイス制度における仕入税額控除にあたり、適格請求書発行事業者の登録番号の記載が必要となりますので、事前の登録をお願いします。

- 新規：配電事業者の容量拠出金負担（p94）
2022年4月から配電事業制度が開始し、配電事業者は、従来の一般送配電事業者のエリアの一部において、電圧・周波数の維持義務を課されることとなりました。
そのため、配電事業者の容量拠出金の負担は、一般送配電事業者の負担としていた部分の内数として、当該エリアの年間最大H3需要発生月の各事業者のH3需要をもとに算定が行われることとなります。

- クライアント証明書の有効期限が過ぎますと、容量市場システムが使用できなくなります。有効期限をご確認いただき、期限が切れる前にクライアント証明書の更新をお願いいたします。また、IDとパスワードについてもお早目にご確認していただき、不明点があれば本機関までご連絡願います。
- 前年度までに登録のあった電源等情報のうち、一部を除いては、当機関にて登録支援を行います（p27参照）。一方、期待容量登録・応札については市場参加者にて毎年実施いただく必要があります。
- 発動指令電源についても、他の電源等の区分と同じタイミングで電源等情報の登録・期待容量の登録・応札の実施をお願いいたします。
- 発動指令電源のオンライン機能（簡易指令システム）については、対象実需給年度の3年度前の2月末までにオンライン機能具備のご準備をお願いします。オンライン機能の構築に必要となる工期を考慮のうえ、余裕のあるスケジュール設定をお願いいたします。
簡易指令システム工事受付の空き状況につきましては、以下URLより「簡易指令システム工事受付空き状況」をご参照いただき、「簡易指令システム工事受付空き状況」の最新版をご確認ください。
 - 本機関HP 発動指令電源のオンライン機能（簡易指令システム）の構築について
https://www.occto.or.jp/market-board/market/oshirase/2020/210322_hatsudoushirei_onlinekinou.html
- 容量市場システムの電源等情報において、「安定電源」で登録する電源は、需給調整市場に参加予定の有無に関わらず、需給調整市場の商品の要件にあてはまれば調整機能「有」で登録してください。
 - 本来調整機能「有」に該当するにもかかわらず、調整機能「無」で登録された電源が需給調整市場に応札した場合、募集要綱に記載されております情報の不足・虚偽に当たり、市場退出となってしまう可能性がございますのでご注意ください。
- 今年度のメインオークションにおける電源等情報登録にて、容量市場システムにおいて、経過措置対象の電源も「経過措置対象外」と表示される箇所がありますのでご注意ください（p59参照）。

第1章. 容量市場の概要

容量市場導入の目的	……13
容量市場の概要	……14

第2章. 募集概要

容量市場の全体スケジュール	……16
オークション参加対象となる事業者	……17
オークション参加対象となる電源等	……18
オークション参加対象とならない電源等	……21
オークション応札単位	……22
オークション応札単位（1地点複数応札）	……23

第3章. 参加登録

参加登録の概要	……25
容量市場システムの利用に向けた事前手続き	……26
事業者情報の登録の申込み	……27
電源等情報の登録の申込み	……28
：安定電源	……30
：変動電源(単独)	……34
：変動電源(アグリゲート)	……36
：発動指令電源	……38
期待容量の登録の申込み	……39
：期待容量とは	……39
：期待容量の算定方法	……40
：登録方法	……41
：期待容量等算定諸元一覧	……42

第4章. メインオークション

メインオークションの概要	……44
：期待容量等算定諸元一覧	……45
メインオークションへの応札	……46
需要曲線	……49
落札電源および約定価格の決定方法	……50
（市場が分断される場合）	……51
容量確保契約書の締結	……52
：契約内容	……52
：経過措置とは	……53
経過措置の扱いについて	……55
経過措置関連のシステム上の表示に関する留意点	……59

第5章. 契約の履行

契約の履行の概要	……62
リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの全体像	……63
リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ	
①計画停止調整	……64
②余力活用に関する契約の締結	……65
③計画停止	……66
④市場応札	……67
⑤供給指示への対応	……68
⑥稼働抑制	……69
⑦計画停止調整	……71
⑧計画停止	……72
⑨計画停止	……73
⑩実効性テスト	……74
⑪発動指令への対応	……75
供給力の提供ができなくなった場合の扱い	……76
容量確保契約金額の支払	……78
インボイス制度への登録のお願い	……80

第6章. 容量拠出金

容量拠出金の全体像	……82
経済的ペナルティの還元、 および容量拠出金未回収分の算定	……85
月次の請求・支払フロー	……86
容量拠出金の端数調整	……87
その他の請求・支払に関する整理	……88
請求額の算定方法	……89

第7章. 容量市場の取引や税務面について

容量市場取引の流れ	……99
容量確保契約金額について	……100
容量確保契約金額とペナルティの関係性	……101
経済的ペナルティの種類およびリクワイアメント、 アセスメント実施時期	……102
容量拠出金について	……103
容量拠出金の追加請求および還元について	……104
容量市場における消費税の取り扱いについて	……105
消費税のインボイス制度対応について	……107

第8章. その他

発電設備等の情報掲示板	…109
お知らせ	…110
各種資料等参照先	…111
お問い合わせ先	…112

参考資料

電源等リスト登録時の登録項目(発動指令電源)	…114
電源等リスト登録時の提出書類(発動指令電源)	…115
容量確保契約の変更・解約	…116
請求額の算定方法(市場が分断される場合)	…117

第1章 容量市場の概要

- ・容量市場導入の目的
- ・容量市場の概要

第1章 はじめに

容量市場導入の目的

容量市場概要

募集概要

参加登録

メソッド

契約の履行

容量拠出金

取引・税務

その他

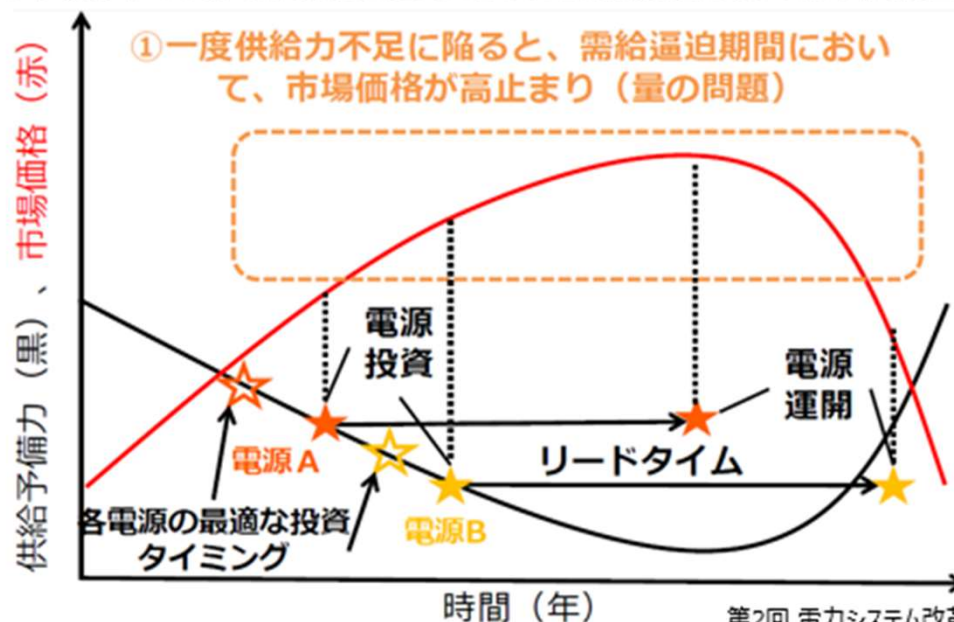
13

- 以下の目的を効率的に達成するために容量市場を開設し、2020年度に初回のオークションを実施しました。
 - 電源投資が適切なタイミングで行われ、予め必要な供給力を確保すること
 - 卸電力市場価格の安定化を実現することで、電気事業者の安定した事業運営を可能とするとともに、電気料金の安定化により需要家にもメリットをもたらすこと

- 小売全面自由化や再生可能エネルギーの導入拡大による卸電力市場の取引拡大・市場価格の低下により、電源の投資予見性の低下が懸念されています。
- 電源投資が適切なタイミングで行われないと、電源の新設・リプレイス等が十分にされない状態で、既存発電所が閉鎖されていく事が考えられます。
- その結果、中長期的な供給力不足が顕在化した場合、電源開発に一定のリードタイムを要することから、需給がひっ迫する期間にわたり電気料金が高止まりする問題等が生じると考えられます。

【供給予備力及び市場価格の推移（イメージ）】

※事業者が卸電力市場の中で十分な予見性を確保できず、電源投資を行うタイミングが最適な時期からずれた場合



容量市場概要説明会資料より

第2回 電力システム改革貫徹のための政策小委員会資料より

第1章 はじめに 容量市場の概要

■ 本機関は、容量市場で、実需給年度の4年前に全国で必要な供給力を確保します。※1

- 容量市場※2 : オークションを開催して、落札電源と約定価格を決定します。
実需給期間に、全ての小売電気事業者から容量拠出金を頂き、発電事業者等(落札電源)に対して容量確保契約金額を支払います。
- 発電事業者等 : オークションに応札します。落札した場合、供給力を提供します。
- 小売電気事業者等 : 容量拠出金を本機関に支払います。

オークションの開催 (2020年以降、毎年開催)

容量市場(広域機関)

4年後の供給力を確保する
オークションで、落札電源・約定価格を決定する

応札

発電等: 供給力(kW価値)を応札する

実需給期間 (オークションの4年後)

小売等: 容量拠出金を支払う

容量拠出金

容量市場(広域機関)

容量確保契約金額

発電等: 供給力を提供する

容量市場概要説明会資料より抜粋

※1 : 実需給年度の1年前に追加オークションを行い、供給力の過不足を調整することがあります。また、2025年度以降のオークションでは、追加オークションで調達する供給力を除いて、メインオークションで確保することと整理されました。

※2 : 広域機関は全電気事業者が加入する中立的な機関であり、供給計画の取りまとめを行い、全国レベルでの供給予備力評価等の知見があるという理由から、容量市場の運営等に当たっては、広域機関が市場管理者として一定の役割を果たすことが適当である旨が制度設計の場において整理されています。

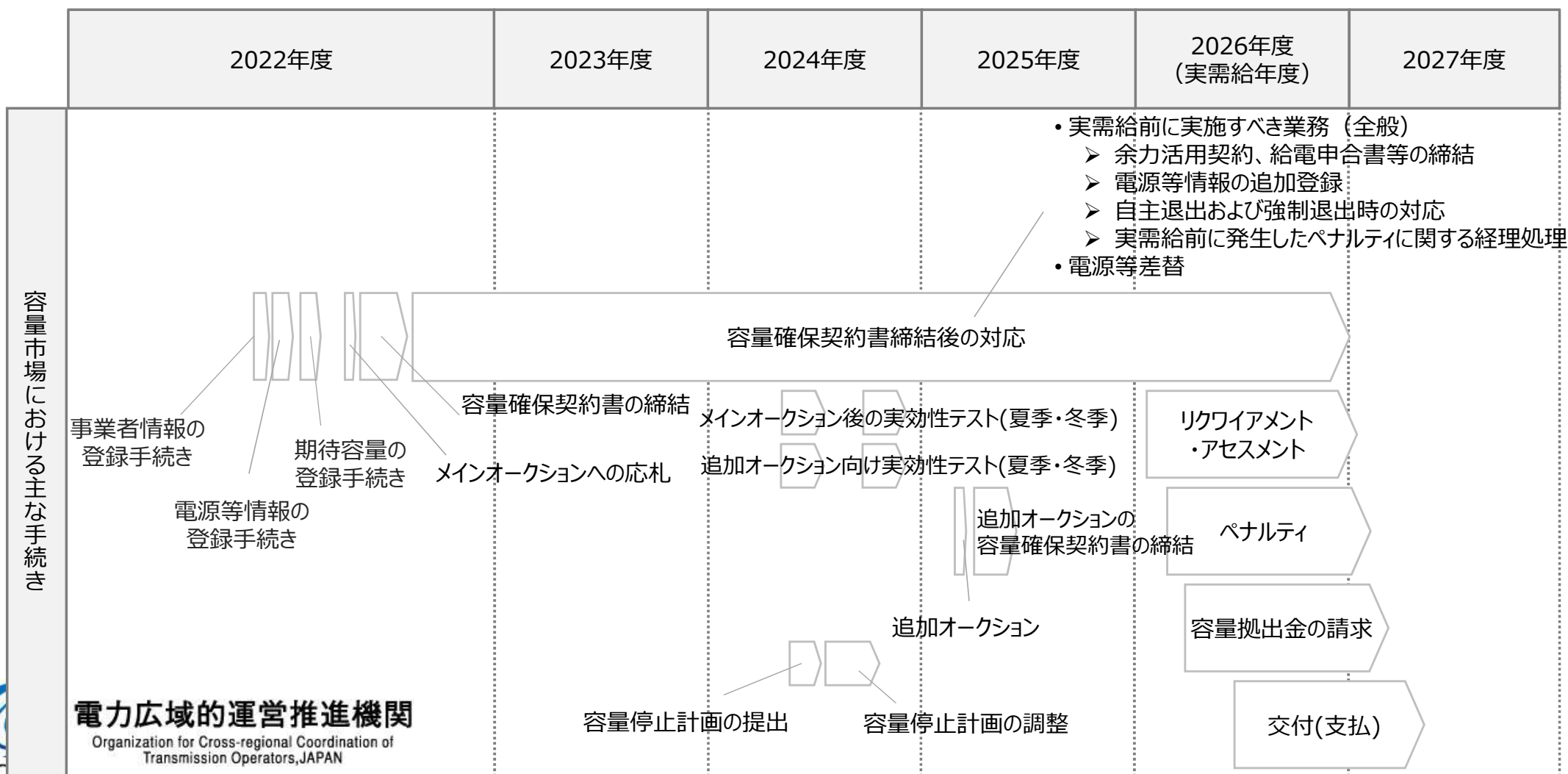
第2章 募集概要

- ・容量市場の全体スケジュール
- ・オークション参加対象となる事業者
- ・オークション参加対象となる電源等
- ・オークション参加対象とならない電源等
- ・オークション応札単位
- ・オークション応札単位（1地点複数応札）

容量市場の全体スケジュール（対象実需給年度：2026年度）

- 2022年度メインオークション（対象実需給年度2026年度）の全体スケジュールは以下の予定です。
- 小売電気事業者及び一般送配電事業者、配電事業者から容量拠出金を受領した後に、リクワイアメントを満たした容量提供事業者に対して、実需給年度中に容量確保契約金額の支払が開始されます。

【容量市場全体スケジュール（参加登録～実需給年度中）】



第2章 募集概要 オークション参加対象となる事業者

容量市場概要

募集概要

参加登録

メソッド

契約の履行

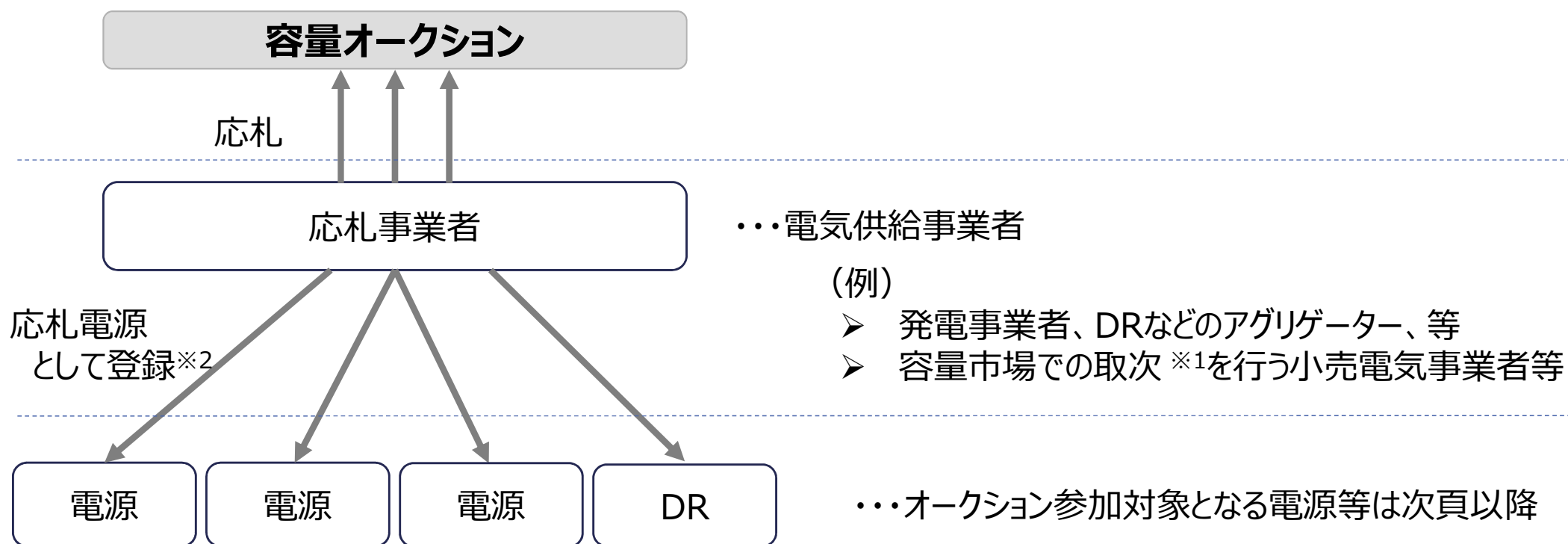
容量拠出金

取引・税務

その他

17

- オークションの参加登録申請が可能な事業者は電気供給事業者(電気事業法第22条の3第1項)とします。



オークション参加対象となる電源等

- オークション参加対象となる電源等は、実需給年度に供給力を提供できる安定電源・変動電源・発動指令電源です。相対契約を締結している電源等も容量市場に参加することができます。
- オークションの募集対象となるエリアは、日本全国です。ただし、沖縄地域及びその他地域の離島※¹を除きます。

オークション参加対象となる電源等の概要

安定電源	変動電源		発動指令電源
	変動電源(単独)	変動電源(アグリゲート)	
計量単位の期待容量※ ² が1,000kW以上の安定的な供給力を提供するもの	計量単位の期待容量※ ² が1,000kW以上の供給力を提供するもののうち、自然変動電源に該当するもの	計量単位の期待容量※ ² が1,000kW未満の電源のうち、自然変動電源を組み合わせ※ ³ することで、期待容量が1,000kW以上の供給力を提供するもの	計量単位の期待容量※ ² が1,000kW未満の電源・安定的供給力を提供できない自家発・DRなどを単独または組み合わせ※ ³ することで、期待容量が1,000kW以上の供給力を提供するもの
(例) ➤ 火力、原子力、 ➤ 大規模水力（揚水式、貯水式、一部の自流式） ➤ 地熱・バイオマス・廃棄物	(例) ➤ 水力（一部の自流式） ➤ 風力 ➤ 太陽光	(例) ➤ DR ➤ 自家発 ➤ 蓄電池 ➤ その他	

※¹：離島とは電気事業法施行規則第3条の2で定める本土と系統が接続していない島を指します。

※²：期待容量とは、「電源等情報として登録した設備容量のうち、実需給年度において供給区域の供給力として期待できる容量」です。

※³：組合せは同一供給区域内の電源等の組合せに限ります。

(詳細は第3章で後述)

(参考)オークション参加対象となる電源等の詳細

オークション参加対象となる電源等

電源/DR	期待容量※ ¹	電源種別	発電方式別※ ²	供計ガイドライン※ ³ に基づく電源		供計ガイドライン※ ³ に基づかない電源
電源	計量単位 1,000kW 以上	水力	一般(貯水式)	安定電源		発動指令電源
			一般(自流式)	安定電源	変動電源(単独)※ ⁴	
			揚水	安定電源		
		火力	—			
		原子力	—			
		再生可能 エネルギー	風力・太陽光	変動電源(単独)		
			地熱・バイオマス・廃棄物	安定電源		
	計量単位 1,000kW 未満	水力	一般(貯水式)	発動指令電源		
			一般(自流式)	発動指令電源	変動電源(アグリゲート)※ ⁵	
			揚水	発動指令電源		
		火力	—			
		原子力	—			
		再生可能 エネルギー	風力・太陽光	変動電源(アグリゲート)		
			地熱・バイオマス・廃棄物	発動指令電源		
DR		—	—	—	発動指令電源	

※¹：期待容量とは、「電源等情報として登録した設備容量のうち、実需給年度において供給区域の供給力として期待できる容量」です。(詳細は第3章で後述)

※²：蓄電池は発動指令電源として参加可能です。

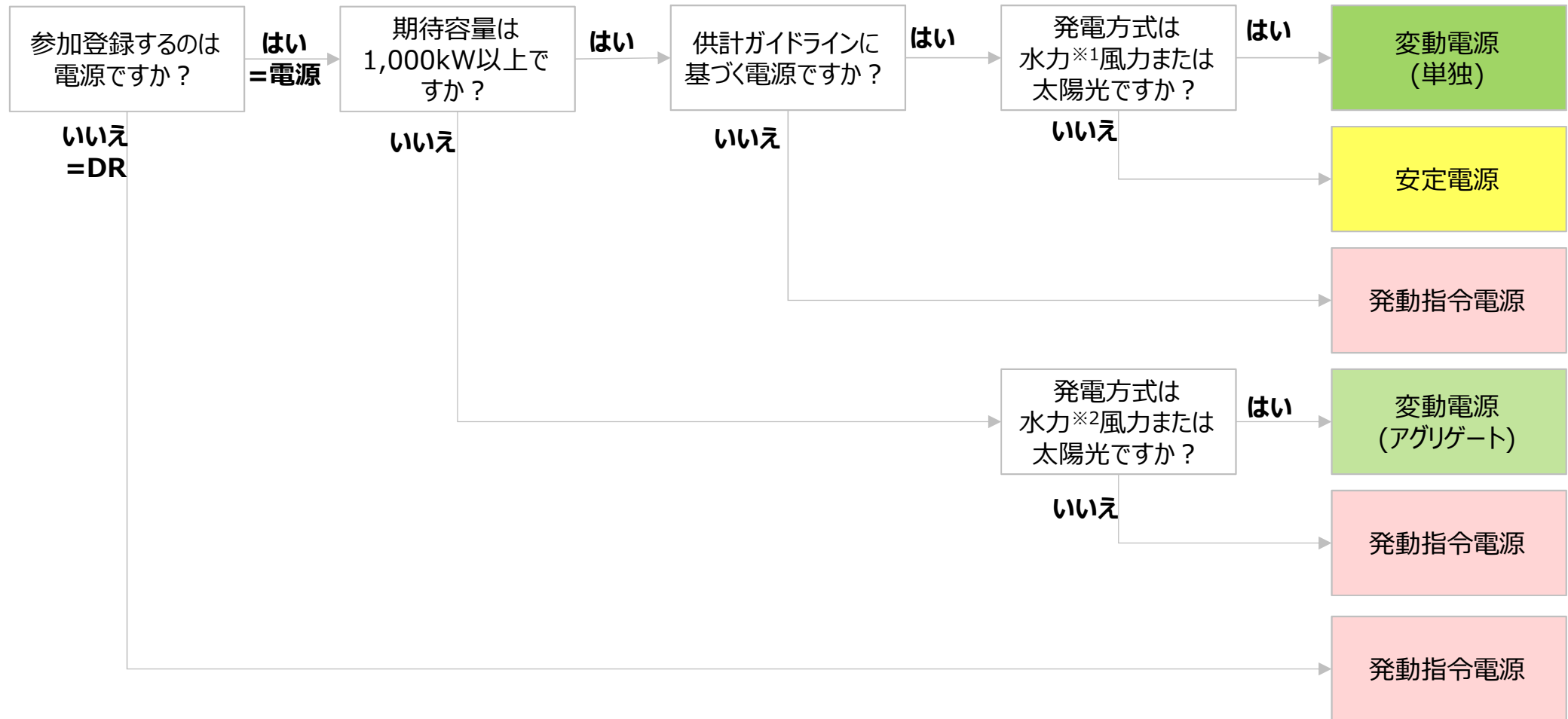
※³：「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」のことを指します。(次項以降も同様)

※⁴：ダム水位から供給力を算定している場合および調整係数に調整能力を加算している場合は安定電源、調整係数のみで供給力を算定している場合は変動電源(単独)となります。

※⁵：供給計画においてダム水位から供給力を算定している場合および調整係数に調整能力を加算している場合は発動指令電源、調整係数のみで供給力を算定している場合は変動電源(アグリゲート)となります。

(参考)区分判定用 簡易チャート

オークション参加対象となる電源等の区分判定用 簡易チャート



※1：ダム水位から供給力を算定している場合および調整係数に調整能力を加算している場合は安定電源、調整係数のみで供給力を算定している場合は変動電源(単独)となります。

※2：ダム水位から供給力を算定している場合および調整係数に調整能力を加算している場合は発動指令電源、調整係数のみで供給力を算定している場合は変動電源(アグリゲート)となります。

オークション参加対象とならない電源等

■ 以下の電源は参加できません。

➤ FIT電源

- ・実需給年度開始までにFIT買取期間が終了する電源は参加可能です
- ・バイオマス混焼(石炭混焼以外)の場合は、非FIT相当分について参加可能です
- ・バイオマス混焼(石炭混焼)の場合は、認定上のバイオマス比率をゼロにした場合のみ参加可能です

➤ FIP電源

- ・FIP制度による買取期間が実需給年度と重なるFIP電源は、FIT電源に準拠して扱います。

➤ 電源入札で落札した電源※1

➤ 実需給年度中に供給力を提供できない電源(例：建設未完了)

➤ 試行ノンファーム型接続適用電源

- ・基幹系統でノンファーム接続が適用される電源は参加可能です。

➤ 専ら自家消費にのみ供される電源※2

➤ 専ら自己託送および特定供給のみに供される電源※3

➤ 専ら特定送配電事業者が利用する電源※3

※1：本機関の業務規程第33条に基づく電源を指します。

※2：自家消費のために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる場合はオークション参加可能です。

※3：運用および契約の形態によって登録が可能な場合がありますので、本機関に個別でお問い合わせください。

第2章 募集概要 オークション応札単位

容量市場概要

募集概要

参加登録

メソッド

契約の履行

容量拠出金

取引・税務

その他

22

- 安定電源・変動電源(単独)の応札単位は計量単位※1とします。
- 変動電源(アグリゲート)は小規模変動電源リスト単位とします。
- 発動指令電源は電源等リスト単位とします。

オークション応札単位

安定電源	変動電源(単独)	変動電源(アグリゲート)	発動指令電源
計量単位※1	計量単位※1	小規模変動電源リスト単位	電源等リスト単位
期待容量※2 1,000kW以上	期待容量※2 1,000kW以上	リスト単位で期待容量※2 1,000kW以上	リスト単位で期待容量※2 1,000kW以上
			

リスト内に登録する電源等はメインオークションの
応札時には登録せず、別途定める期日
(2024年2月末を予定)までに登録を行う

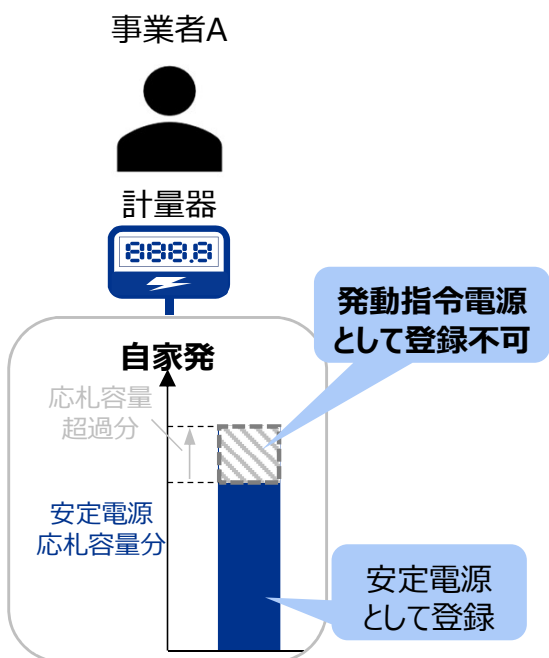
オークション応札単位（1 地点複数応札（安定電源－発動指令電源））

23

- 安定電源において、応札容量まで供給力を提供してもなお、需給ひっ迫時に当該応札容量を超えて発動指令電源として供給力を提供できる場合は、1 計量単位にて安定電源に加えて、発動指令電源の 1 リソースとしても電源等リストに登録可能です。
- 1 計量単位にて安定電源に加えて発動指令電源の 1 リソースとして電源等リストに登録する電源については、それぞれ異なる参加登録申請者が登録することも可能です。

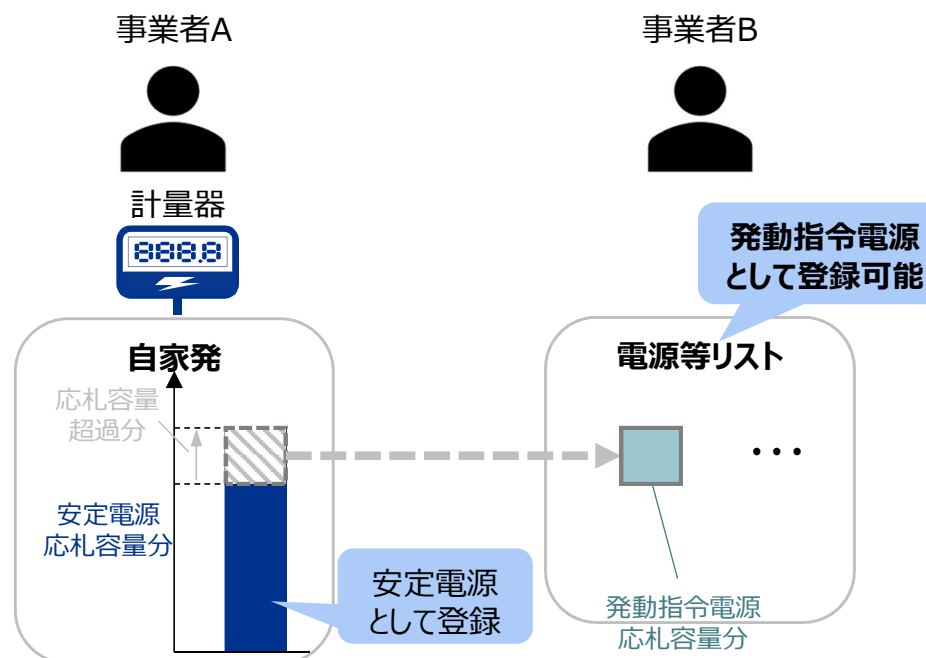
変更前

- ✓ 全ての電源種別において、1 計量単位に対して 1 応札のみ可能
- ✓ 1 計量単位内の電源は全て同一の参加登録者が登録



変更後

- ✓ 安定電源－発動指令電源の組み合わせにおいては、1 計量単位に対して複数応札が可能
- ✓ 上記の場合、それぞれ異なる参加登録申請者が登録することも可能



第3章 参加登録

- ・参加登録の概要
- ・容量市場システムの利用に向けた事前手続き
- ・事業者情報の登録の申込み
- ・電源等情報の登録の申込み
 - ：安定電源
 - ：変動電源(単独)
 - ：変動電源(アグリゲート)
 - ：発動指令電源
- ・期待容量の登録の申込み：
 - 期待容量とは
 - ：期待容量の算定方法
 - ：登録方法
 - ：期待容量等算定諸元一覧

第3章 参加登録 参加登録の概要

容量市場概要

募集概要

参加登録

メインオークション

契約の履行

容量拠出金

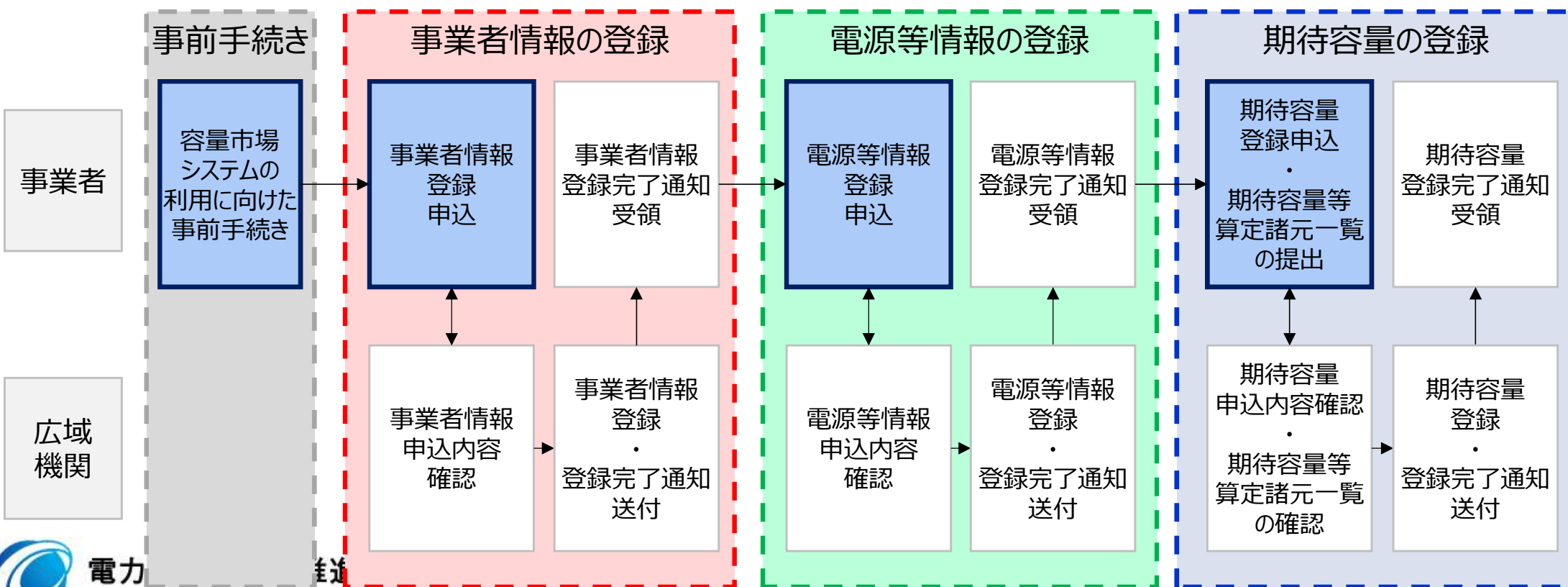
取引・税務

その他

25

- 容量市場メインオークションに応札するために容量市場システムを利用して参加登録を行う必要があります。
- 参加登録に係る主要な手続きは以下です。
 - 容量市場システムの利用に向けた事前手続き（必要がある場合のみ実施）
 - 事業者情報の登録の申込み
 - 電源等情報の登録の申込み（容量を提供する電源等の区分ごとに登録方法が異なります。）
 - 期待容量の登録の申込み

【凡例】 本資料での説明対象



※応札する事業者が、電源等情報および期待容量を登録する必要があります。

- 容量市場システムでの参加登録にあたり、事前に以下を取得しておく必要があります。
 - 事業者コード
 - クライアント証明書
 - 系統コード
- 既に取得済みの場合はそのままご利用いただけます。
- 未取得の場合、新たにDRとして参加する場合、新たにアグリゲート電源（変動(アグリ)、発動指令）として参加する場合等、取得手続きが必要です。
- 申込みが集中した場合、取得には最大 3 週間程度の時間を要する可能性がありますので、早めの事前手続きをお願いいたします。
- 詳細については、当機関HP「容量市場システムの利用にあたっての事前のお手続きについて」を参照願います。

- 容量市場システムの利用にあたっての事前のお手続きについて

https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/youryou_jizentetsuzuki.html

クライアント証明書の有効期限が過ぎますと、容量市場システムが使用できなくなります。有効期限をご確認いただき、期限が切れる前にクライアント証明書の更新をお願いいたします。

- クライアント証明書については以下をご参照ください

- クライアント証明書の認証局

https://www.occto.or.jp/occtosystem2/client_shoumeisho.html

第3章 参加登録 事業者情報の登録の申込み

容量市場概要

募集概要

参加登録

メインオークション

契約の履行

容量拠出金

取引・税務

その他

事業者情報の登録

27

- 参加登録申請者は、容量市場システムに事業者情報の登録の申込みを行って頂きます。既に事業者情報を登録済の事業者は、新たに事業者情報を登録する必要はありません。登録済の事業者情報について内容確認の上、必要に応じて修正してください。
- 登録項目・提出書類は以下のとおりです。
- 本機関は、登録項目・提出書類を確認し、不備がなければ参加登録申請者へ登録が完了した旨を通知を送付し、容量市場システムへのログイン情報をお知らせします。不備がある場合はその旨を参加登録申請者に通知しますので、当該通知を受けた参加登録申請者は登録の再申込みを行ってください。
- 受付期間終了直前に登録申請を行い不備が判明した場合は、再申込みが間に合わない可能性がありますので、早めの申請をお願いいたします。

事業者情報の登録項目および提出書類

登録項目	提出書類
● 事業者コード ● 参加登録申請者名※ ● 所在地 ● 銀行口座 ● 担当者名 ● 担当者の連絡先 (電話番号、メールアドレス、住所、所属部署) ● クライアント証明書のシリアルNo. ● クライアント証明書のIDおよびその有効期限	● 容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書 (メインオークション募集要綱 様式 1 参照、容量市場システムに捺印済み書類を登録してください。なお、本機関への原本の郵送は不要です。) ※容量市場システムにて既に「容量オークションの参加登録申請に伴う誓約書」を提出している事業者は、再度提出する必要はありません。

第3章 参加登録 電源等情報の登録の申込み

容量市場概要

募集概要

参加登録

メインオークション

契約の履行

容量抛出台

取引・税務

その他

電源等情報の登録

28

- 事業者情報の登録が完了した参加登録申請者は、ログイン情報の通知を受けた後、電源等情報の登録を行って頂きます。
 - 電源等情報の登録においては、実需給年度（2026年度）に想定される情報を記載してください。
- 1 計量単位内の電源の電源等情報を別々の参加登録申請者が登録することはできません。1 計量単位内の電源は全て同一の参加登録者が登録することとなります。ただし 1 計量単位にて安定電源に加えて発動指令電源の 1 リソースとして電源等リストに登録する電源については、それぞれ異なる参加登録者が登録することも可能です。
- 本機関は、登録項目・提出書類を確認し、不備がなければ参加登録申請者へ登録が完了した旨を通知します。不備がある場合は、その旨を参加登録申請者に通知しますので、当該通知を受けた参加登録申請者は電源等情報の登録の再申込みを行ってください。
- 受付期間終了直前に登録申請を行い不備が判明した場合は、再申込みが間に合わない可能性がありますので、早めの申請をお願いいたします。
- 2021年度のメインオークション（対象実需給年度2025年度）に参加登録された電源等情報は、本機関により、当該内容を2022年度メインオークション（対象実需給年度2026年度）の電源等情報として容量市場システムに登録します。登録済の電源等情報について内容確認の上、必要に応じて修正してください。※
ただし、2021年度のメインオークション（対象実需給年度2025年度）にて参加登録された電源等情報のうち、
 - ・取次により登録されているものに該当すると思われる電源については登録されませんので、新たに登録が必要となります。

※：電源等情報に実需給年度の時点で想定される情報が登録されていることを確認してください。
確認した結果として、期待容量の登録申込の際に提出する「期待容量等算定諸元一覧」もしくは「発動指令電源のビジネスプラン申請書」のチェック欄にチェックを入れて提出していただきます。

第3章 参加登録 電源等情報の登録の申込み

容量市場概要

募集概要

参加登録

メーカ・アクション

契約の履行

容量拠出金

取引・税務

その他

電源等情報の登録

29

- **対象実需給年度：2025年度と2026年度で、登録された電源等情報の電源等識別番号が異なります。**各種申込の際に取り違えないようにご注意ください。
- 複数実需給年度の電源等情報に共通する変更がある場合は、**実需給年度毎に電源等情報の変更申込が必要**となります。

【電源等情報の登録後】

事業者A

電源等情報（対象実需給年度：**2025年度**）

電源等の名称：電源A
・電源等識別番号：1111111111
・安定電源
・設備容量：25,000kW
・調整機能の有無：無

電源等情報（対象実需給年度：**2026年度**）

電源等の名称：電源A
・電源等識別番号：7777777777
・安定電源
・設備容量：25,000kW
・調整機能の有無：無

電源等情報の電源等識別番号は対象実需給年度毎に異なります。

同じ項目を変更する場合でも、対象実需給年度毎に変更申込を行ってください。

- ・ 容量市場システムでは、同じ電源であっても、対象実需給年度が異なる電源等情報（電源等識別番号が異なる電源等情報）は、別の電源等情報として扱われます。
- ・ 2025年度向けの電源等情報を変更しても、2026年度向けの電源等情報には反映されません。同様に、2026年度向けの電源等情報を変更しても、2025年度向けの電源等情報には反映されません。そのため、2025年度向けの電源等情報と2026年度向けの電源等情報で同じ情報を変更する場合には、それぞれの電源等情報について変更申込が必要になります。

電源等情報の登録の申込み：安定電源(1/3)

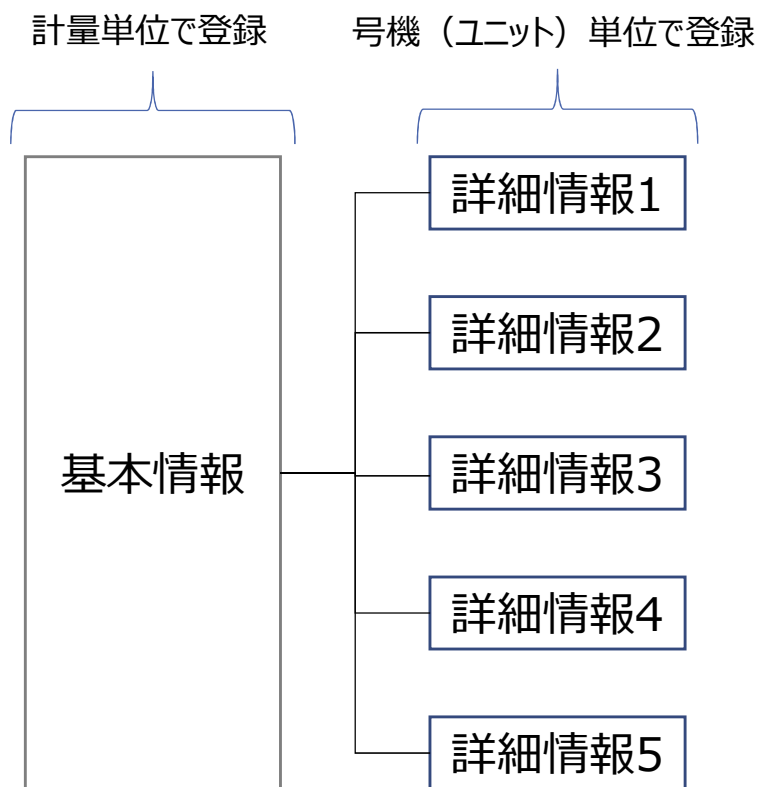
電源等情報の登録

安定電源

30

- 安定電源の登録項目は、以下のとおりです。
 - 1計量単位に複数の号機(ユニット)を有する場合は、容量オークションに参加する全ての号機(ユニット)を電源等情報(詳細情報)として登録して頂きます。
- ご登録頂いた情報は参加要件の確認、期待容量の算定、アセスメント等に使用します。

基本情報と詳細情報の関係



電源等情報の登録項目

電源等情報	基本情報	容量を提供する電源等の区分
	基本情報	電源等の名称
電源等情報	詳細情報	受電地点特定番号
		系統コード
		エリア名
		同時最大受電電力
		号機単位の名称
		号機単位の所有者
		系統コード
		電源種別の区分
		発電方式の区分
		設備容量
		運開年月
		調整機能の有無
		発電用の自家用電気工作物(余剰)の該当有無
		FIT認定ID
		特定契約の終了年月(FIT電源のみ)
		発電BGコード
		需要BGコード・計画提出者コード
		相対契約上の計画変更締切時間
		電源の起動時間

電源等情報の登録の申込み：安定電源(2/3)

電源等情報の登録

安定電源

31

- 安定電源の電源等情報の登録に係る提出書類は、以下のとおりです。※1
- 原則として提出書類は全て電源等情報の登録時に提出頂きます。
ただし、電源等情報の登録時に書類が存在しない等の合理的な理由により書類を提出できない新設電源※2は、少なくとも工事計画届出書を提出、もし無い場合は接続検討回答書を提出して頂き、残りの書類は提出書類が準備でき次第、遅滞なく提出してください。

電源等情報の登録に係る提出書類一覧

【凡例】

[] : いずれか1点を提出

書類の名称 (全て写しで可)	必須書類	選択可能書類					任意書類
		電源等の名称 確認用	同時最大受電 電力確認用	電源種別の 区分確認用※3	運開年月 確認用	発電用の自家用電気 工作物(余剰)の該当 有無確認用	
発電事業届出書	既設電源	☐		☐			
電気工作物変更届出書		☐		☐			
自家用電気工作物使用開始届出書		☐		☐	☐	☐	
特定自家用電気工作物接続届出書		☐		☐		☐	
接続検討回答書	新設電源※2	☐	☐				
工事計画届出書		☐	☐		☐	発電用の自家用電気 工作物(余剰)に 該当する場合	
発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表		☐	☐				
取次契約書(取次の場合)		☐					
使用前検査合格证					☐		
使用前安全管理審査申請書					☐		
余力活用に関する契約を締結したことがわかる書類(契約書の写し等)※4(調整機能有の場合)	☐						
電力受給契約書(発電用の自家用電気工作物(余剰)に該当する場合)	☐						
再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について(通知)(FIT電源の場合)	☐						
発電所の設計効率が42%以上であることを当該発電所を保有する事業者以外が示す書類(主燃料が石炭である発電所で、控除対象外の場合)							☐
特定の条件※5を満たすバイオ混焼FIT電源が、新たに買取上限を設定した場合において、当該変更が認められたことが分かる書類※4	☐						

※1：本機関が必要と判断した場合、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

※2：電源等情報登録の時点で運転開始していない電源を指します。

※3：発電方式の区分、設備容量の登録においても同一の書類が必要となります。

※4：原則、実需給年度開始までに提出が必要となります。

※5：石炭とバイオマスの混焼を行っている設備が実需給年度においてバイオマス比率を零とする場合、およびバイオマス比率の厳密な上限管理の対象外である FIT 電源（ごみ焼却施設に設置されるバイオマス発電）

第3章 参加登録

電源等情報の登録の申込み：安定電源(3/3)

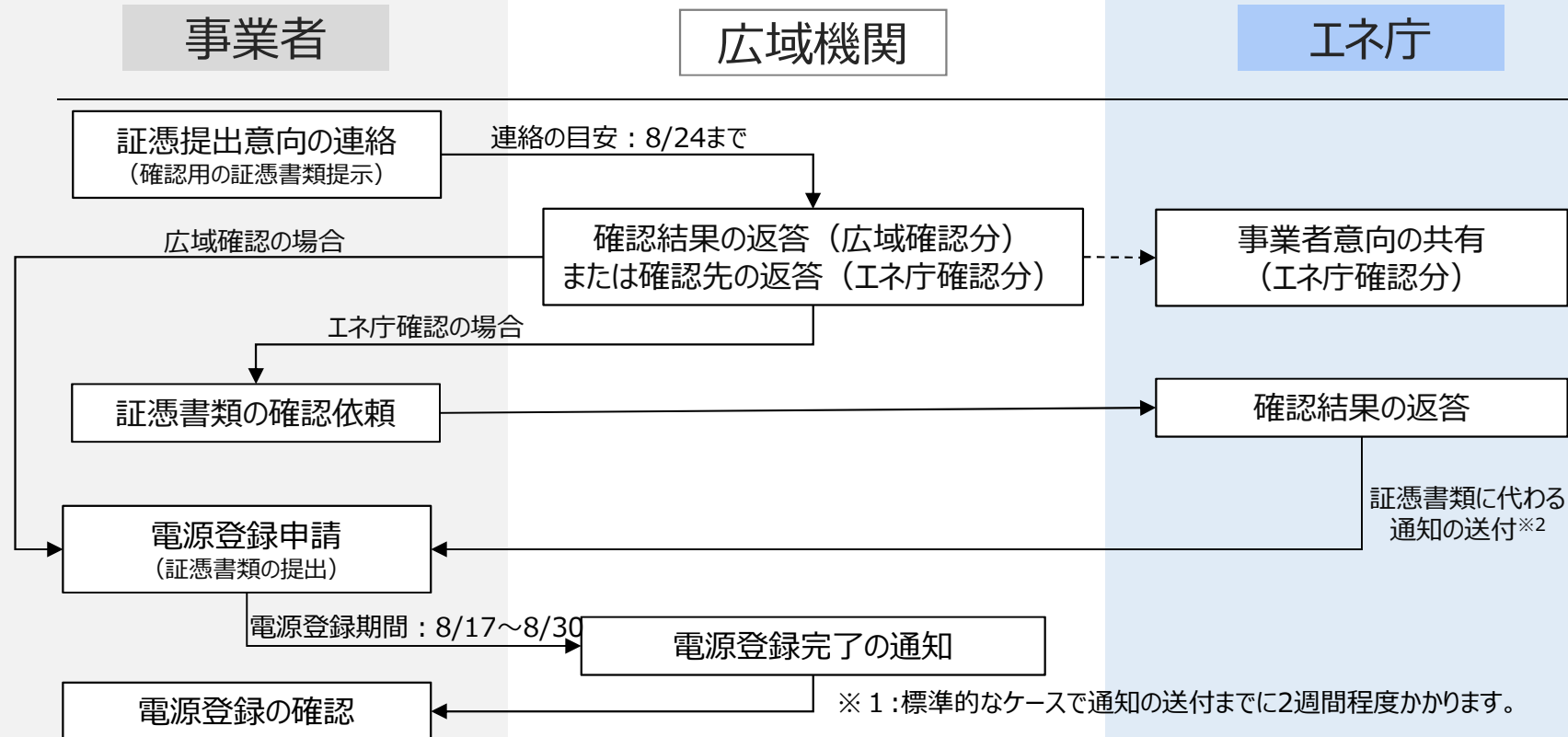
[容量市場概要](#)[募集概要](#)[参加登録](#)[メニュー](#)[契約の履行](#)[容量拠出金](#)[取引・税務](#)[その他](#)[電源等情報の登録](#)[安定電源](#)

32

※昨年度に設計効率を確認済で、内容の変更等が必要ない場合には、新たな対応は不要です。

- 主燃料が石炭である安定電源で、設計効率が42%以上であることを申請する予定の事業者は、その意向を下記の本機関窓口まで連絡してください。
 - 参加登録専用問合せ窓口 : youryou_toroku@occto.or.jp
- 提出予定の証憑が、「容量市場における入札ガイドライン」に定める要件（第三者による担保、設計効率の記載、発電所の特定）を満たすか、本機関が判断できる案件の場合は、本機関にて確認します。証憑書類が要件を満たすか本機関が判断できない場合は、別途資源エネルギー庁とやり取りをしていただくため窓口を紹介します。
- 電源登録期間まで（8/30）に資源エネルギー庁からの通知を取得し電源登録申請をおこなっていただくため、申請予定の事業者は、8/24までに可能な限り早く、本機関にご連絡をお願いします。

申込みフローと各主体の実施項目



(参考) 証憑書類のサンプル

容量市場概要

募集概要

参加登録

メーカ・アクション

契約の履行

容量拠出金

取引・税務

その他

電源等情報の登録

安定電源

33

- 前頁に記載した設計効率を示す証憑書類のサンプルです。
- 証憑書類が満たすべき要件例は以下の通り。詳細は容量市場における入札ガイドライン※を参照してください。
 - ◆ 第三者による担保
 - ◆ 設計効率の記載
 - ◆ 発電所の特定

証憑サンプル

(証憑例①：報告書表紙)

発電所の特定

発電事業者名：▲▲株式会社

発電所名：××発電所

性能試験結果報告書

日付：●●年●月●日

第三者による担保

試験実施事業者：■ ■株式会社

(証憑例②：プラント効率表)

試験負荷		100%	75%	50%	30%
発電機端電力 (kW)	実績値	...	...	...	...
	計画値	...	...	...	...
ボイラ効率 (%)	実績値	...	...	...	...
	計画値	...	...	...	...
プラント損失率 (%)	実績値	...	...	...	...
	計画値	...	...	...	...
発電端プラント効率 (%)	実績値	...	...	...	...
	計画値	...	...	...	...

設計効率の記載
(負荷100%時のプラント
効率を審査します)

電源等情報の登録の申込み：変動電源(単独)(1/2)

電源等情報の登録

変動電源(単独)

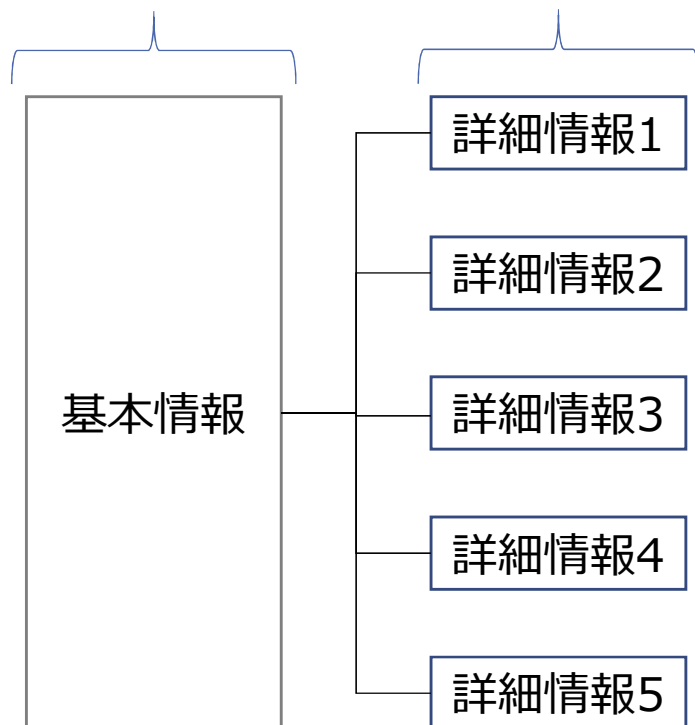
34

- 変動電源(単独)の登録項目は、以下のとおりです。
 - 1計量単位に複数の号機(ユニット)を有する場合は、容量オークションに参加する全ての号機(ユニット)を電源等情報(詳細情報)として登録して頂きます。
- ご登録頂いた情報は参加要件の確認、期待容量の算定、アセスメント等に使用します。

基本情報と詳細情報の関係

計量単位で登録

号機(ユニット)単位で登録



電源等情報の登録項目

電源等情報	基本情報	容量を提供する電源等の区分
		電源等の名称
		受電地点特定番号
		系統コード
		エリア名
		同時最大受電電力
	詳細情報	号機単位の名称
		号機単位の所有者
		系統コード
		電源種別の区分
		発電方式の区分
		設備容量
		運開年月
		FIT認定ID
		特定契約終了年月(FIT電源のみ)
		発電BGコード

電源等情報の登録の申込み：変動電源(単独)(2/2)

電源等情報の登録

変動電源(単独)

35

- 変動電源(単独)の電源等情報の登録に係る提出書類は、以下のとおりです。※1
- 原則として提出書類は全て電源等情報の登録時に提出頂きます。
ただし、電源等情報の登録時に書類が存在しない等の合理的な理由により書類を提出できない新設電源※2は、少なくとも工事計画届出書を提出、もし無い場合は接続検討回答書を提出して頂き、残りの書類は提出書類が準備でき次第、遅滞なく提出してください。

電源等情報の登録に係る提出書類一覧

【凡例】 ○ : いずれか1点を提出

書類の名称 (全て写しで可)	必須	選択可能書類			
		電源等の名称 確認用	同時最大受電 電力確認用	電源種別の 区分確認用※3	運開年月 確認用
発電事業届出書		○		○	
電気工作物変更届出書	既設電源	○		○	
自家用電気工作物使用開始届出書		○		○	○
特定自家用電気工作物接続届出書		○		○	
接続検討回答書		○	○		
工事計画届出書	新設電源※2	○	○		○
発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表	○		○		
取次契約書(取次の場合)	○				
使用前検査合格証					○
使用前安全管理審査申請書					○
再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定 について(通知)(FIT電源の場合)	○				

電源等情報の登録の申込み：変動電源(アグリゲート)(1/2)

電源等情報の登録

変動電源(アグリゲート)

36

- 変動電源(アグリゲート)の登録項目は以下のとおりです。
 - 小規模変動電源リストの情報をリスト単位、アグリゲートされる各電源の情報を電源等情報(基本情報)および電源等情報(詳細情報)として電源単位で登録して頂きます。
- ご登録頂いた情報は参加要件の確認、期待容量の算定、アセスメント等に使用します。

電源等情報の登録項目一覧

小規模変動電源リストの情報

電源等情報	基本情報	容量を提供する電源等の区分
		小規模変動電源リストの名称
		系統コード
		エリア名

アグリゲートされる各電源の内訳情報

電源等情報	基本情報	容量を提供する電源等の区分	計量単位ごとに登録
		電源等の名称	
		受電地点特定番号	
		系統コード	
		エリア名	
		同時最大受電電力	
		所在地	
	詳細情報	号機単位の名称	号機(ユニット)単位で登録
		系統コード	
		電源種別の区分	
		発電方式の区分	
		設備容量	
		運開年月	
		FIT認定ID	
		特定契約終了年月	
		発電BGコード	

電源等情報の登録の申込み：変動電源(アグリゲート)(2/2)

電源等情報の登録

変動電源(アグリゲート)

37

- 変動電源(アグリゲート)の電源等情報の登録に係る提出書類は、以下のとおりです。※1
- 提出書類につきましては、原則として電源等情報登録時に提出頂きますが、当該期間内に提出が間に合わない場合は2023年3月末日までに提出してください。
ただし、電源等情報登録時に書類が存在しない等の合理的な理由により書類を提出できない新設電源※2は、少なくとも工事計画届出書を提出、もし無い場合は接続検討回答書を提出して頂き、残りの書類は提出書類が準備でき次第、遅滞なく提出してください。
- 電源を所有している事業者と電源等情報を登録する事業者が異なる電源を、小規模電源等リストに登録する場合は、電源等情報を登録する前に、当該電源所有者の合意を得てください。（取次契約書の提出は不要）

電源等情報の登録に係る提出書類一覧

【凡例】 : いずれか1点を提出

書類の名称 (全て写しで可)	必須	選択可能書類			
		電源等の名称 確認用	同時最大受電 電力確認用	電源種別の 区分確認用※3	運開年月 確認用
発電事業届出書		○		○	
電気工作物変更届出書	既設電源	○		○	
自家用電気工作物使用開始届出書		○		○	○
特定自家用電気工作物接続届出書		○		○	
接続検討回答書		○	○		
工事計画届出書	新設電源※2	○			○
発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表	○		○		
使用前検査合格証					○
使用前安全管理審査申請書					○
再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定 について(通知)(FIT電源の場合)	○				○

※1：本機関が必要と判断した場合、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

※2：電源等情報登録の時点で運転開始していない電源を指します。

※3：発電方式の区分、設備容量の登録においても同一の書類が必要となります。

- 発動指令電源の登録項目および提出書類は以下のとおりです。※1
- 提出書類につきましては、2024年2月末日※2までに提出をお願いします。
※発動指令電源についても他の電源等の区分と同様に、所定の期間中に電源等情報の登録が必要です。
- ご登録頂いた情報は参加要件の確認、期待容量の算定、アセスメント等に使用します。

電源等情報の登録項目一覧

電源等情報	基本情報	容量を提供する電源等の区分
		電源等リストの名称
		系統コード
		エリア名
		発動指令時の連絡先 (電話番号、メールアドレス、住所、所属部署)
		オンライン指令

電源等情報の提出書類一覧

書類の名称 (全て写しで可)
以下のいずれか1点を提出※3 ・属地一般送配電事業者とのオンライン指令による性能確認試験結果 ・電源 I 'の契約書の写し

※1:本機関が必要と判断した場合、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

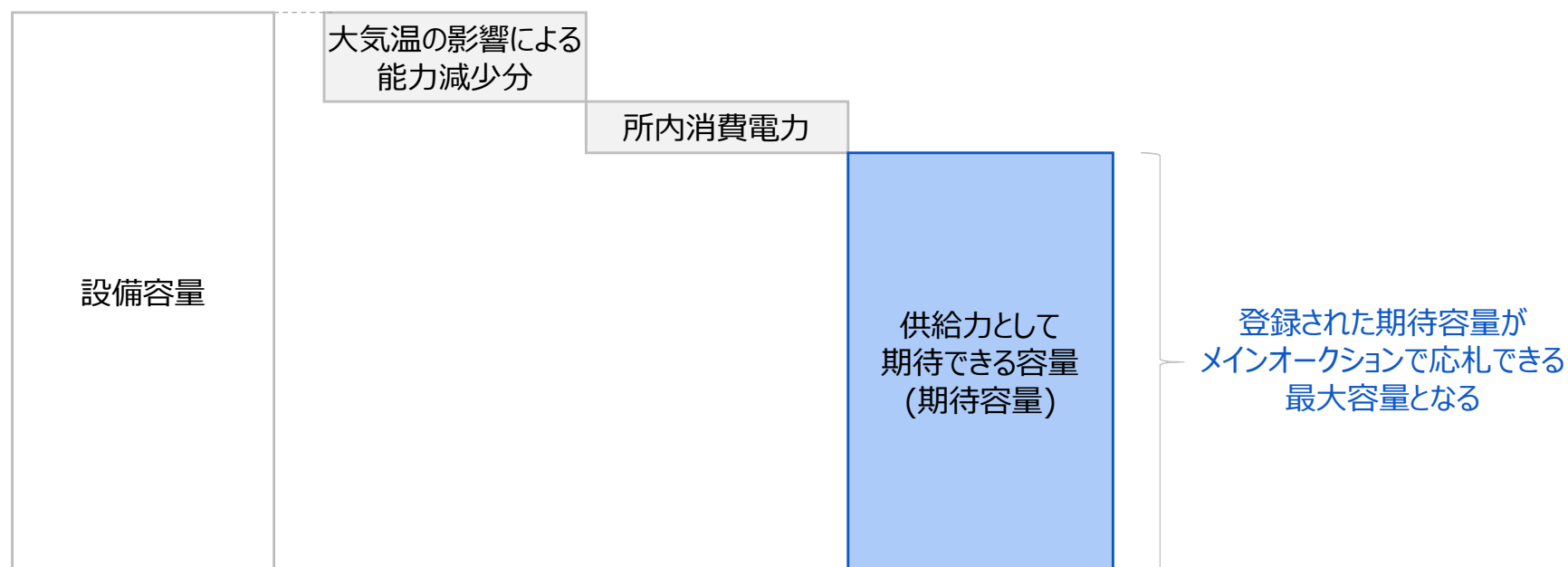
※2:現在マニュアル（参加登録編）は意見募集後かつ公表前であり、変更となる可能性があります。

※3:既に提出済の書類の内容に変更が無い場合は、再度提出する必要はありません。

期待容量の登録の申込み：期待容量とは

- 期待容量とは、「電源等情報として登録した設備容量のうち、実需給年度において供給区域の供給力として期待できる容量」を指します。
- 電源等情報の登録が完了した参加登録申請者は、期待容量を登録することができます。
(電源等情報の登録が完了していない電源等について期待容量の登録はできません)
- 期待容量は毎年登録が必要ですので、ご注意ください。

期待容量の考え方(火力の場合)



期待容量の登録の申込み：期待容量の算定方法

- 期待容量は、kW単位※1で登録します。なお、各電源の期待容量の具体的な算定方法は下表のとおりです。
 - 変動電源(アグリゲート)は、アグリゲートの内訳として登録した小規模変動電源毎の期待容量の合算値が期待容量となります。
また、小規模変動電源は0.1kW単位で登録し、合算値は小数点以下を切り捨てます。
 - 1計量単位の中にFITと非FITが混在する電源の場合、非FIT分の期待容量で算定します※2。
 - バイオマス混焼(石炭混焼を除く)のFIT電源の期待容量は以下のとおり算定します。

$$\text{バイオマス混焼のFIT電源の期待容量} = \text{設備全体の期待容量} - \left(\text{設備全体の期待容量} \times \text{認定にかかるバイオマス比率} \right)$$

容量を提供する電源等の区分別の期待容量の算定方法

容量を提供する電源等の区分	期待容量の算定方法
安定電源	供計ガイドラインに基づき算定
変動電源(単独)	同上
変動電源(アグリゲート)	同上
発動指令電源	実績および将来的な計画を踏まえて算定

期待容量の登録の申込み：登録方法

■ 期待容量の登録受付期間には、下表記載の書類を登録頂きます。※1、2

- 本機関は、期待容量および提出書類を確認し不備がなければ、参加登録申請者に期待容量の登録が完了した旨を通知します。不備がある場合はその旨を参加登録申請者に通知しますので、当該通知を受けた参加登録申請者は登録の再申込みを行ってください。
- 受付期間終了直前に登録申請を行い不備がある場合は、再申込みが間に合わない可能性がありますので、早めの申請をお願いいたします。

電源別の登録書類

電源等の区分	登録書類
安定電源	・期待容量等算定諸元一覧※3
変動電源(単独)	【バイオマス混焼設備 (安定電源のみ)】 ・バイオマス比率計算書 ・バイオマス燃料(原料)調達及び使用計画書
変動電源(アグリゲート)	上記のうちいずれか一点
発動指令電源	・発動指令電源のビジネスプラン申請書※4

※1：本機関が必要と判断した場合、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

※2：期待容量の登録に当たっては、電源等情報に実需給年度の時点で想定される情報が登録されていることを確認してください。確認した結果として、期待容量の登録申込の際に提出する「期待容量等算定諸元一覧」もしくは「発動指令電源のビジネスプラン申請書」のチェック欄にチェックを入れて提出していただきます。

※3：メインオークション募集要綱 様式2参照

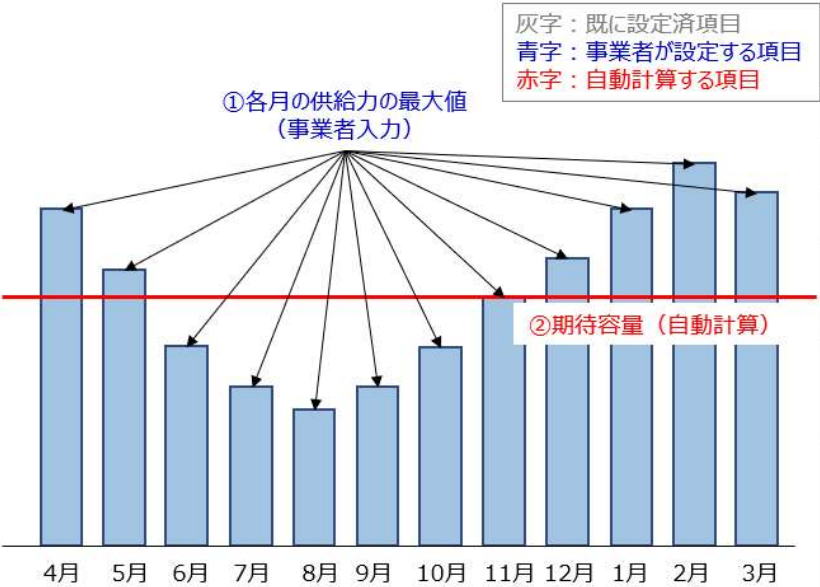
※4：メインオークション募集要綱 様式3参照

- 安定電源・変動電源（単独）・変動電源（アグリゲート）の期待容量提出時には、期待容量等算定諸元一覧を提出いただきます。
- 詳細は今後、期待容量等算定諸元一覧作成についての補足説明（対象実需給年度：2026年度）を公表し、解説して参ります。

（様式2）期待容量等算定諸元一覧についての補足説明
2. 期待容量の算定方法【安定電源（純揚水を除く）】

10

- 「各月の供給力の最大値」を『期待容量等算定諸元一覧』に入力していただくことにより、期待容量が自動計算されます。
- 「各月の供給力の最大値」については、「設備容量」から「所内消費電力」、「大気温及びダム水位低下等の影響による能力減少分」を差し引いた値を入力して下さい。



期待容量等算定諸元一覧（イメージ）

項目	事業者入力				
電源等の区分	安定電源				
発電方式の区分	LNG(GTCC)				
エリア名	東京				
設備容量	25万 kW				
各月の供給力の最大値 ①	4月	5月	...	2月	3月
	21万	19万	...	24万	23万
期待容量 ②	18万 kW				
提供する各月の供給力	4月	5月	...	2月	3月
応札容量					

第4章 メインオークション

- ・メインオークションの概要
- ・メインオークションへの応札
- ・需要曲線
- ・落札電源および約定価格の決定方法
- ・落札電源および約定価格の決定方法(市場が分断される場合)
- ・容量確保契約書の締結：契約内容
：経過措置とは
- ・経過措置関連のシステム上に関する留意点

第4章 メインオークション

メインオークションの概要

募集概要

参加登録

メインオークション

契約の履行

容量拠出金

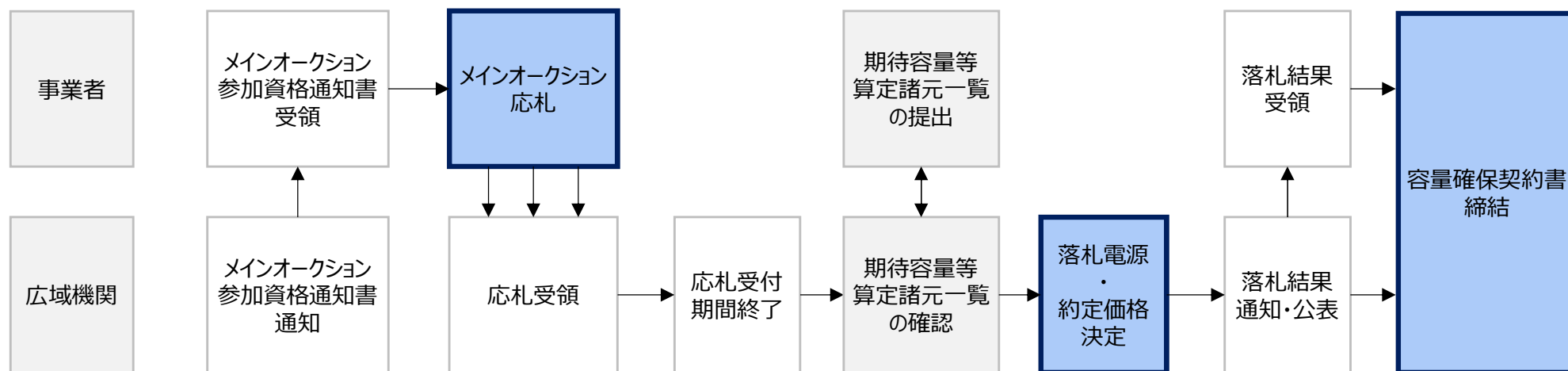
取引・税務

その他

44

- メインオークション参加資格通知書を受領した事業者は、メインオークションへの応札が可能となります。
- 応札期間中は、応札情報の変更が可能です。応札受付期間終了後は変更できません。
- メインオークション応札後、安定電源・変動電源を応札した事業者は、期待容量等算定諸元一覧の提出が必要です。
- メインオークション応札締め切り後、本機関が落札電源および約定価格を決定します。
- 落札結果は、応札した事業者への通知および公表が行われます。
- 落札された電源等を提供する事業者は、本機関と容量確保契約書を締結して頂きます。

【凡例】 本資料での説明対象



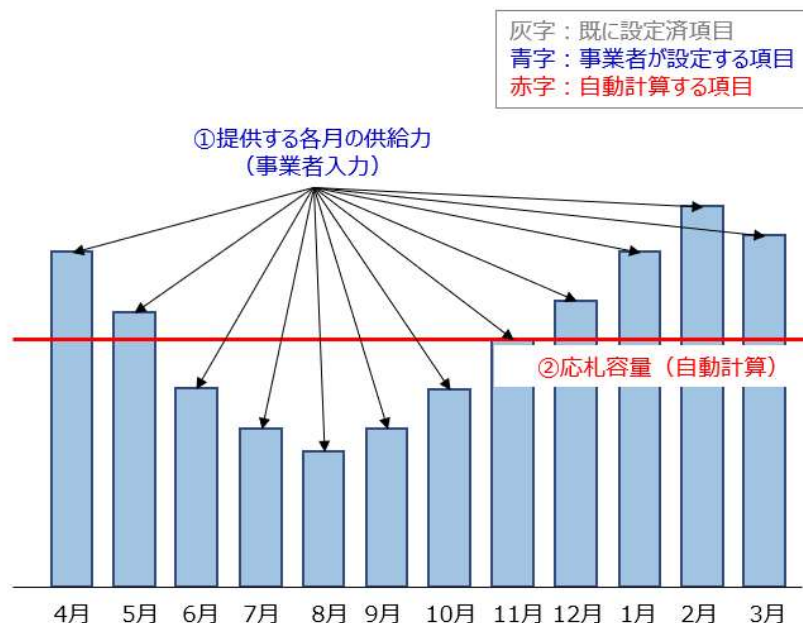
- 安定電源・変動電源（単独）・変動電源（アグリゲート）の応札容量登録後に、期待容量等算定諸元一覧を提出いただきます。
- 詳細は今後、期待容量等算定諸元一覧作成についての補足説明（対象実需給年度：2026年度）を公表し、解説して参ります。

（様式2）期待容量等算定諸元一覧についての補足説明

3. 応札容量の算定方法【安定電源（純揚水を除く）】（期待容量＝応札容量の場合）

18

- 期待容量の算定時に入力した「各月の供給力の最大値」の範囲内で、「提供する各月の供給力」を設定することができます。
- 「提供する各月の供給力」を「各月の供給力の最大値」と等しい値で応札する場合、以下のようになります。



期待容量等算定諸元一覧（イメージ）

項目	事業者入力				
電源等の区分	安定電源				
発電方式の区分	LNG(GTCC)				
エリア名	東京				
設備容量	25万 kW				
各月の供給力の最大値	4月	5月	...	2月	3月
	21万	19万	...	24万	23万
期待容量	18万 kW				
提供する各月の供給力	4月	5月	...	2月	3月
①	21万	19万	...	24万	23万
応札容量	18万 kW				
②					

第4章 メインオークション メインオークションへの応札

容量市場概要

募集概要

参加登録

メインオークション

契約の履行

容量拠出金

取引・税務

その他

46

- メインオークションはシングルプライス方式により実施します。
- メインオークションへ応札する際は、応札容量(kW)および応札価格(円/kW)を登録してください。なお、本応札をもって、容量確保契約の申込みをしたものとみなします。
- メインオークションへ応札しなかった電源等(本オークションにおける期待容量の登録時点で供給力として確定していない等やむを得ないものは除く)は、2026年度を実需給年度とする追加オークションが実施される場合、当該オークションへは参加できません。
- 容量市場において市場支配力を有する事業者（市場支配的事業者）※1につきましては、売り惜しみ・価格つり上げに関して、電力・ガス取引監視等委員会による事前および事後の監視が実施されます。事前監視の結果を超える価格で応札した場合、必要な手続きを踏まえたうえで、応札を取り消します。

応札ルール

項目	ルール
応札の登録単位	・1計量単位※2、1リスト単位の応札
応札容量	・1kW刻みで応札 ・応札できる最大容量は登録された期待容量 ・応札できる最小容量は1,000kW
応札価格	・1円刻みで応札 ・応札できる最低価格は0円/kW
応札の変更・取消	・応札受付期間中は何度でも可能 ・受付期間終了後の変更・取消は不可

※1：市場支配的事業者の詳細の定義は、500万kW以上の発電規模を有する事業者としますが、500万kW未満の発電規模の事業者であっても、必要に応じて、監視の対象となることがあります。

※2：ただし安定電源においては、応札容量まで供給力を提供してもなお、需給ひっ迫時に当該契約容量を超えて発動指令電源として供給力を提供できる場合は、1計量単位にて安定電源に加えて、発動指令電源の1リソースとしても登録可能です。

(参考)発動指令電源に係る調整係数の導入について(1/2)

- 2022年度メインオークション（対象実需給年度2026年度）より発動指令電源に関しても、調整係数を設定します。
 - 発動指令電源の調整係数については応札の受付期間後※1、2に決定し、応札容量に調整係数を乗じた調整後の応札容量にて約定処理を行います。また、応札容量に調整係数を乗じた調整後の応札容量が1,000kW未満となる場合は、当該電源等は非落札電源とします。
 - 2022年7～8月（予定）に調整係数（参考値）を公表します。※3

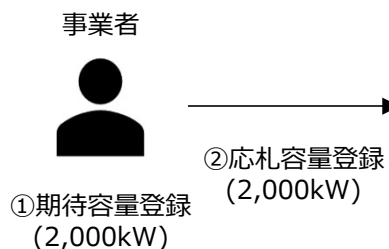
【導入経緯】

容量市場では、各電源の供給信頼度を考慮したkW価値を、各電源の出力に調整係数を乗じて評価しています。対象実需給年度2026年度における発動指令電源の応札上限容量を4%から5%に引き上げたことで、供給信頼度の評価においては安定電源と同等の貢献を確認していなかで調整係数の設定が必要となりました。

期待容量登録から約定処理までの流れイメージ※4



例)
期待容量：2,000kW
応札容量：2,000kW
調整係数：90%



広域機関

③調整係数算定
(90%)

④調整後応札容量にて約定処理
(2,000kW×90%=1,800kW)

調整係数（参考値）公表時のイメージ※3、4

XXXX年度向け 容量市場メインオークション用調整係数

<変動電源：太陽光>

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
年間	4.0%	11.0%	10.0%	12.0%	16.0%	13.0%	12.0%	15.0%	6.0%

...

<発動指令電源>（参考値）

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
年間	75.0%	98.0%	95.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%

※1：発動指令電源の調整係数は、メインオークションの約定結果の公表に合わせて公表します。

※2：発動指令電源は合理的な想定量が存在しておらず、また調整係数を事前に設定する場合、応札によって導入される容量を想定する必要がありますが、実際の応札容量がこの想定導入量を下回る場合に過度に低い調整係数が設定されることも想定されるため、事後に調整係数を設定します。

※3：公表後に実施される約定次第で、実際に適用される調整係数とは異なる可能性があります。

※4：本スライドで使用している例の数値に根拠はありません。

(参考)発動指令電源に係る調整係数の導入について(2/2)

- 発動指令電源が受ける実効性テストにおいては、「実効性テストでの計量値」に調整係数を乗じた値でアセスメントを行い、「実効性テスト後の契約容量」を算定します。
- 「実効性テスト後の期待容量」は、実効性テストでの計量値を基に算定します。※1
- 「実効性テスト後の契約容量」が契約容量を下回る場合は、その差分が市場退出容量となります。

実効性テストにおける調整係数を用いた計算例※2

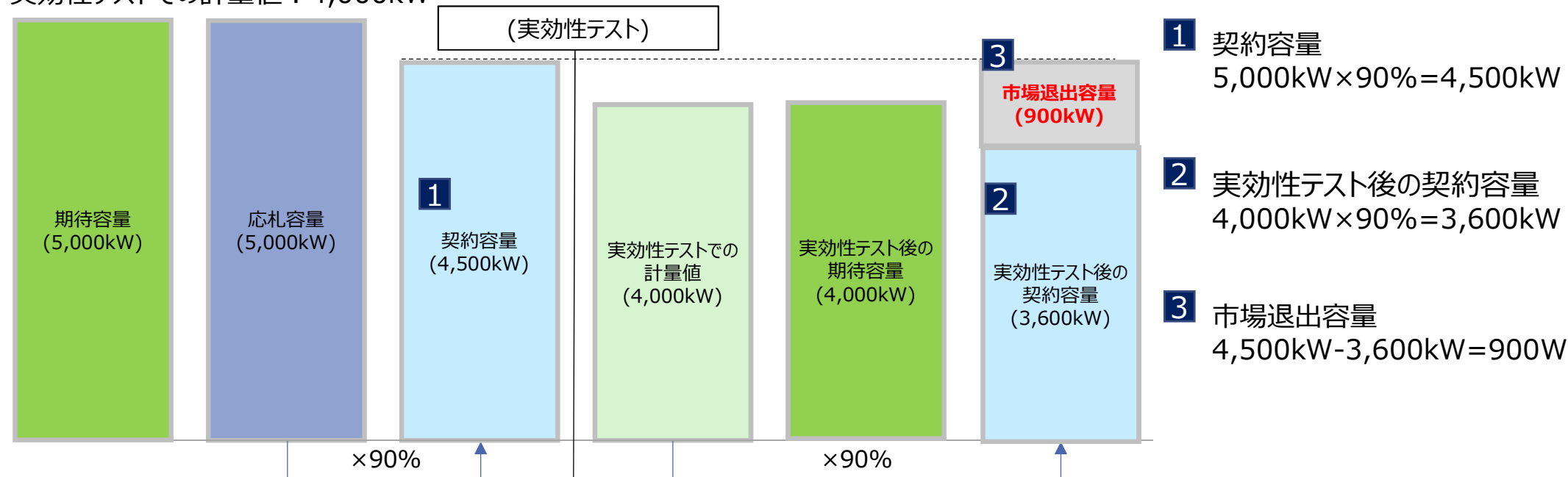
例)

応札容量：5,000kW

調整係数：90%

契約容量(メインオークションにて落札)：4,500kW

実効性テストでの計量値：4,000kW



第4章 メインオークション 需要曲線

市場概要

募集概要

参加登録

メインオークション

契約の履行

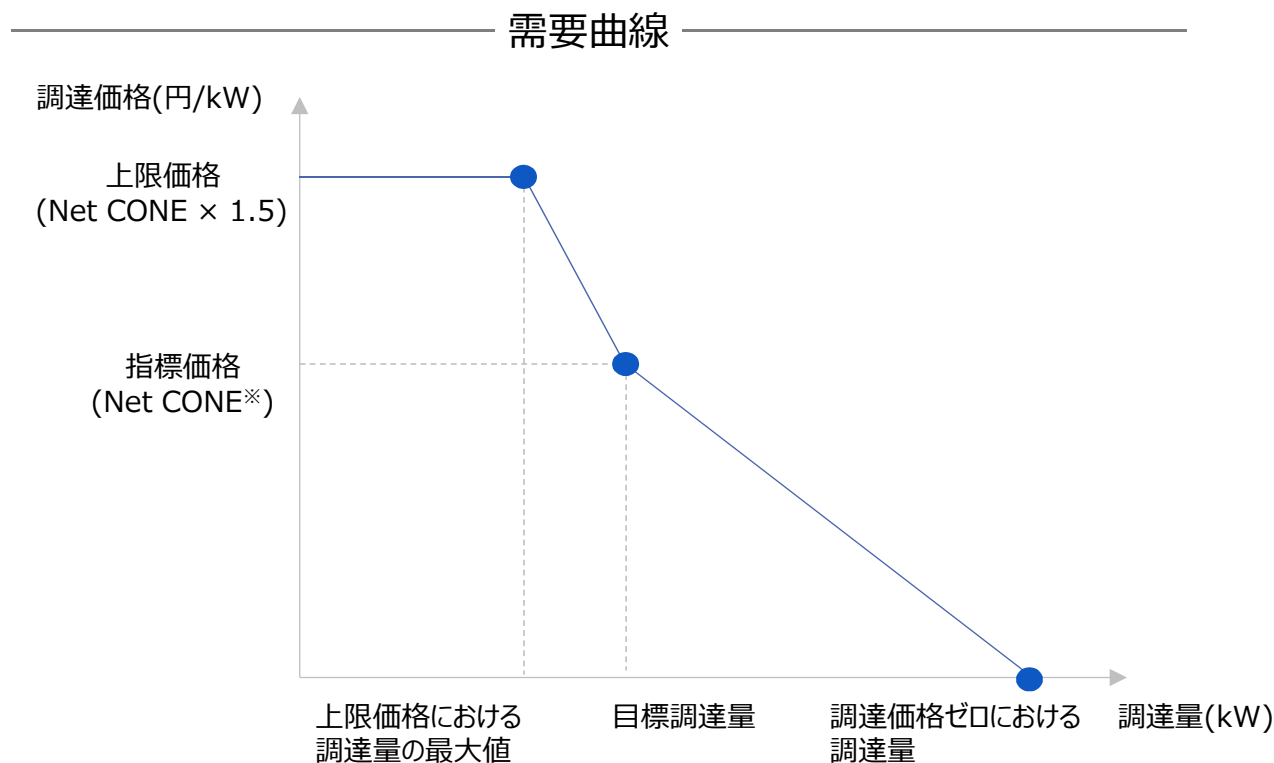
容量拠出金

取引・税務

その他

49

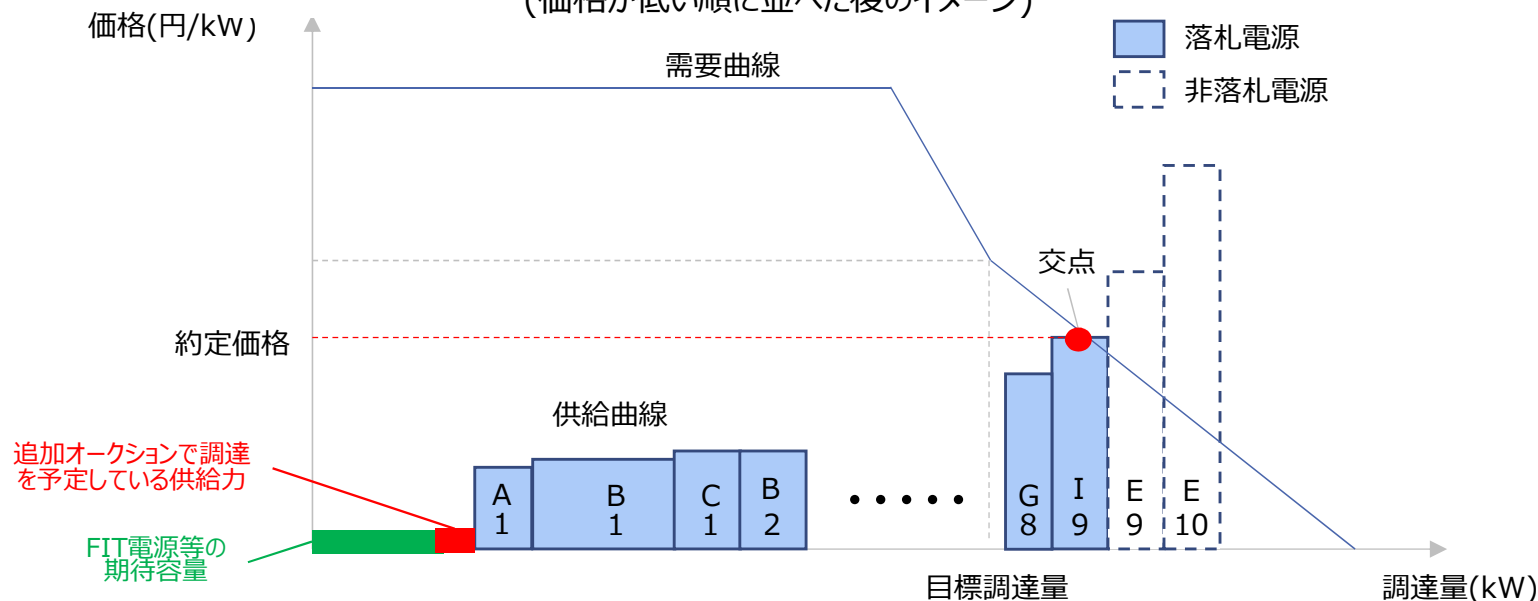
- 本機関が需要曲線原案を作成した後、国が関連する審議会等で原案を審議し、有識者や関係事業者等の意見を踏まえ本機関が需要曲線を決定します。
- 決定した需要曲線および需要曲線作成要領は、2022年7月末までに公表する予定です。
- 目標調達量には、FIT電源の期待容量、追加オークションで調達を予定している供給力および本機関の電源入札制度を活用した電源等の期待容量を含みます。



※Net CONEとは新規電源の建設および維持・運営のための総コストをコスト評価期間で均等化したコストから容量市場以外の収益を差し引いたもの。
(CONEはCost of New Entryの略称)

- 応札受付期間終了後、落札電源と約定価格を決定します。
 - 応札価格が低い順に、全ての電源等区分※の応札情報を並べ、供給曲線を作成します。
 - ※発動指令電源については、応札上限容量（需要曲線作成要領公表）を設定します。
 - 全国の需要曲線と全国の供給曲線の交点となる応札情報の応札価格を約定価格とします。※1、2
 - 約定価格以下で応札している電源等を落札電源とします。なお、応札容量が部分的に落札されることはありません。
- 約定価格は、原則として落札された電源のうち最も高い応札価格とし、応札価格が単一の約定価格となるシングルプライス方式で決定されます。ただし、市場競争が限定的となっているおそれがあるエリアについてはマルチプライス方式が一部適用されます。※3

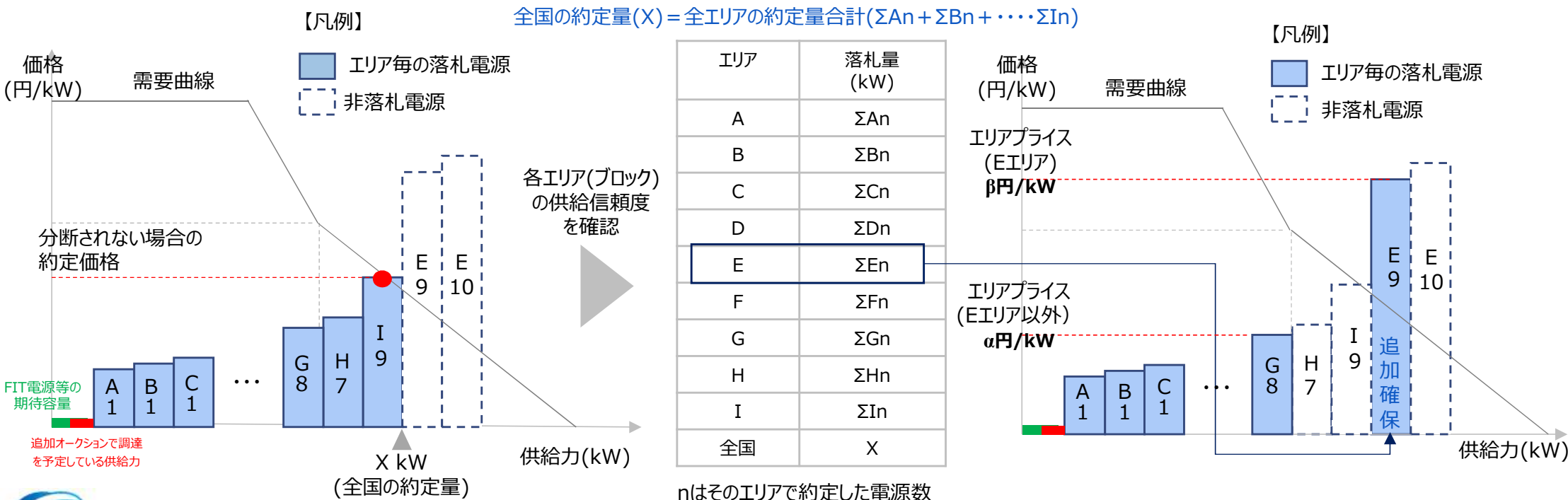
シングルプライス方式における落札電源および約定価格の決定方法
(価格が低い順に並べた後のイメージ)



- ※1: 需要曲線と電源等が交差しない場合は、応札価格が最も高い電源等の応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。また需要曲線と交差する電源等が複数存在する場合は、それらのうち最も低い応札価格以下で応札されている電源等を落札電源とします。
- ※2: 約定点において同一価格の応札が複数存在した場合は、約定点の容量以上となる応札の組合せのうち、約定点に最も近い量となるよう約定処理を行います。
- ※3: 入札された電源が全て落札されたエリア、または落札しなかった電源に応じた事業者が一者の独占状態となっているエリアにおいては、適正な価格で入札されなかったり、コストが非常に高い電源も含めほぼ全ての電源が約定する可能性が考えられます。それに伴いエリアプライスがコストの非常に高い電源に連動して高くなると見込まれることから、マルチプライス方式が一部適用されます。

- 需要曲線と供給曲線の交点における供給力をもとに設定した供給信頼度※¹（「全国の供給信頼度」）に対して、他エリアの余力を連系線容量の限界まで考慮しても供給力を満たせないと供給信頼度計算により判断される場合、各エリア(ブロック※²)の供給信頼度を確保するために、市場が分断されることがあります。
- 市場が分断される場合の落札電源は、全国の供給信頼度に対して供給力が不足しているエリア(ブロック)では供給信頼度が満たされるまで、そのエリア(ブロック)の落札しなかった応札価格の低い電源から順に追加確保するという約定処理の補正を行います。また、全国の供給信頼度に対して供給力が充足するエリア(ブロック)では、当該エリアにおける全国の供給信頼度を下回らない範囲で、応札価格が高い順に落札された電源等を減じます。
- 市場が分断される場合、エリアによって約定価格が異なります。電源等を追加したエリアにおいては、最後に追加した電源等の応札価格が分断されたエリアの約定価格(「エリアプライス」)となります。

市場が分断される時の約定プロセス(Eエリアで供給信頼度基準に対して供給力が不足する場合)



- 電源を落札した事業者は容量確保契約締結のための手続期間内※1に本機関と容量確保契約書を締結して頂きます。※2、3
 - 電源を落札後、容量確保契約書を締結しない場合等には参入ペナルティが科される場合があります。
- 容量確保契約に基づき本機関から容量提供事業者に対して支払われる予定の金額を容量確保契約金額と言い、以下の式を用いて算定します。
 - $$\text{容量確保契約金額(円)} = \frac{\text{契約単価(円/kW)}}{\text{契約容量(kW)}} \times \text{契約容量(kW)} - \text{経過措置における控除額(円)} \times 4 - \text{調整不調電源に科される経済的ペナルティ(円)} \times 5$$

容量確保契約書イメージ

容量確保契約書

当の容量提供事業者（以下「甲」という。）と電力広域的運営推進機関（以下「乙」という。）は、オークション募集要綱（対象実施年度2031年度）および容量確保契約約款（以下「約款」という。）に基づき、以下のとおり容量確保契約（以下「本契約」という。）を締結する。

なお、本契約に定めのない事項については、約款によるものとする。

記

容量提供事業者	事業者(1017)アールエスエス (7107)
容量確保契約容量	容量確保契約容量に定めのとおり
容量確保契約金額	容量確保契約金額に定めのとおり
実施年度	2031年度
契約期間	オークションの募集要綱に記載のとおり
電源の内訳	容量市場システムに定めのとおり

以上を証するため、本契約の各当事者は下記の目付において、本書を2部作成し、記名、押印のうえ、各1部保有する。

年 月 日

甲：

乙： 東京都江東区豊洲6-2-15
電力広域的運営推進機関
理事長 大山 力

※1：本資料の「第2章 募集概要メインオークションの全体スケジュール(参加登録～契約締結)」を参照してください。

※2：契約の変更・解約に関しては「参考資料」をご覧ください。

※3：容量確保契約書は課税文書に該当しない旨を国税庁と確認済ですので、収入印紙の貼付は不要です。

※4：本資料の「第4章 メインオークション 容量確保契約の締結：経過措置とは」を参照してください。

※5：本資料の「第5章契約の履行 リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ(① 容量停止計画の調整)」を参照してください。

- 2021年度メインオークション（対象実需給年度2025年度）以降は、安定電源および変動電源（単独）に対して、「1.電源等の経過年数に応じた控除」と「2.入札内容に応じた控除」を行います。^{※1}
 - 2022年度メインオークション（対象実需給年度2026年度）以降は、オークションの個々の電源の約定価格が指標価格の50%以下となった場合、「電源等の経過年数に応じた控除」、「入札内容に応じた控除」による控除を行わないものとします。（詳細は後述）
- 「1.電源等の経過年数に応じた控除」：2010年度末までに建設された電源を対象に、下表に定められている控除率を加味して、容量提供事業者への支払金額を減額します。
 - 2011年度以降に、経過措置対象電源が増出力した場合、増出力分についても経過措置対象とします。ただし、2011年度以降にリプレイスされた電源^{※2}は2010年度末までに建設された電源であっても、経過措置対象外となる場合があります。
 - 1 応札単位に経過措置対象電源と対象外電源が混在する場合には、対象電源の設備容量の比率を加味して容量確保契約金額を算定します^{※3}。
- 「2.入札内容に応じた控除」：メインオークション応札時の応札価格が、約定価格から下表に示す「2.入札内容に応じた控除」の控除率分を控除した価格以下だった場合に、容量提供事業者への支払金額を減額します。

【対象電源】

- ・安定電源
- ・変動電源（単独）

【2025年度以降の経過措置の控除率】

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
1.電源等の経過年数に応じた控除	7.5%	6.0%	4.5%	3.0%	1.5%	0%
2.入札内容に応じた控除	18%	14.4%	10.8%	7.2%	3.6%	0%

【経過措置における控除額の算定方法】

経過措置における控除額 = 個々の電源の約定価格 × 契約容量 × { 1 - (1 - 1.電源等の経過年数に応じた控除) × (1 - 2.入札内容に応じた控除) }

例：2026年度に経過年数に応じた控除と入札内容に応じた控除を両方受ける場合の控除率は約19.5%（1 - (1 - 6%) × (1 - 14.4%)）

※1：オークションの個々の電源の約定価格が、指標価格の50%を超えており、かつ経過措置を適用した際に、指標価格の50%以下となる場合は、当該電源の経過措置適用後の価格が指標価格の50%の価格となるように、経過措置による控除額を調整します。（詳細は後述）

※2：同一構内において同時期に発電機の主要な電気設備のすべてを更新し、本機関が認めた場合に限り、該当の電源をリプレイスされた電源とみなします。

※3：詳細は容量確保契約約款を参照。

第4章 メインオークション (参考) 経過措置の計算例

54

- 「1.電源等の経過年数に応じた控除」と「2.入札内容に応じた控除」の適用※1に関して、具体的な数値を用いて説明します。※2
※対象電源 : 安定電源・変動電源 (単独)

例)
対象需給年度 : 2026年度
応札容量 : 1,000kW
約定価格 : 10,000円/kW

ケース	運開年月	応札価格	応札容量	約定価格	容量確保契約金額
①控除なし	2018年1月	9,000円/kW	1,000kW	10,000円/kW	10,000,000円 = 10,000円/kW × 1,000kW
②電源等の経過年数に応じた控除のみ	2010年1月	9,000円/kW	1,000kW	10,000円/kW	9,400,000円 = 10,000円/kW × 1,000kW - 10,000円/kW × 1,000kW × {1 - (1 - 6%)}
③入札内容に応じた控除のみ	2018年1月	1,000円/kW	1,000kW	10,000円/kW	8,560,000円 = 10,000円/kW × 1,000kW - 10,000円/kW × 1,000kW × {1 - (1 - 14.4%)}
④両方控除	2010年1月	1,000円/kW	1,000kW	10,000円/kW	8,046,400円 = 10,000円/kW × 1,000kW - 10,000円/kW × 1,000kW × {1 - (1 - 6%) × (1 - 14.4%)}

2010年度末までに建設された電源は、
「1.電源等の経過年数に応じた控除」の対象となります。

メインオークション応札時の応札価格が
約定価格 × (1 - 入札内容に応じた控除)
以下だった場合、「2.入札内容に応じた控除」の対象となります。
この例の場合、
 $10,000\text{円/kW} \times (1 - 14.4\%) = 8,560\text{円/kW}$
以下の価格で応札した電源が対象となります。

第4章 メインオークション 経過措置の扱いについて

市場概要

募集概要

参加登録

メインオークション

契約の履行

容量拠出金

取引・税務

その他

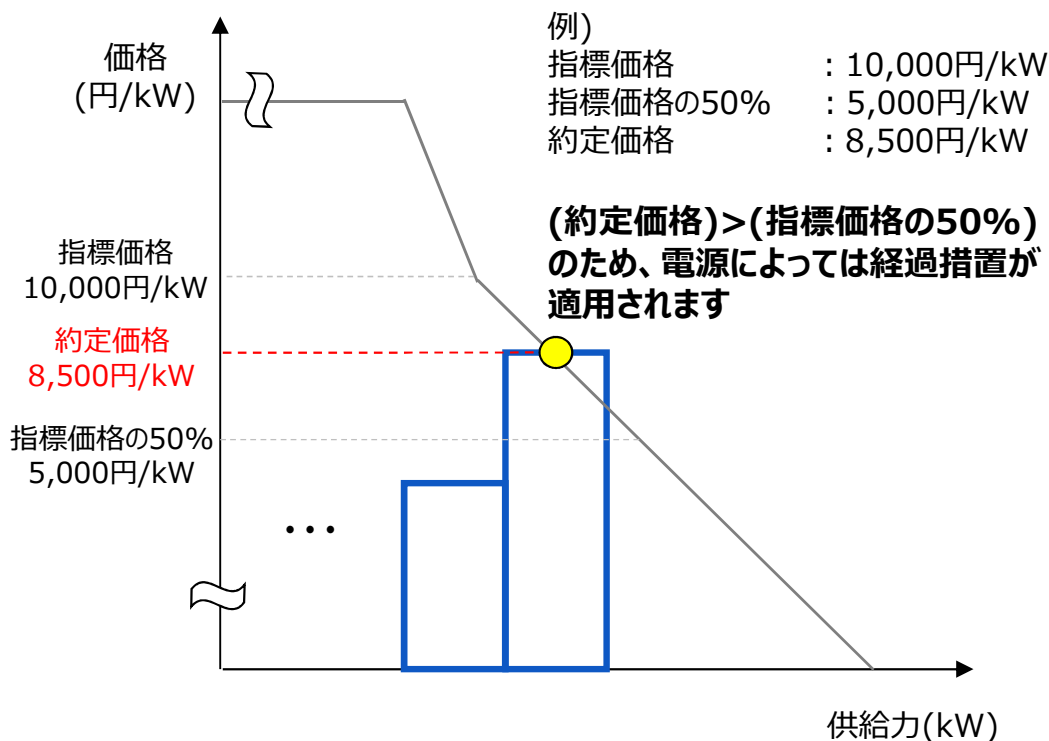
55

- 2022年度メインオークション（対象実需給年度2026年度）以降は、オークションの個々の電源の約定価格が指標価格の50%※¹以下となった場合、「1.電源等の経過年数に応じた控除」、「2.入札内容に応じた控除」による控除を行わないものとします。

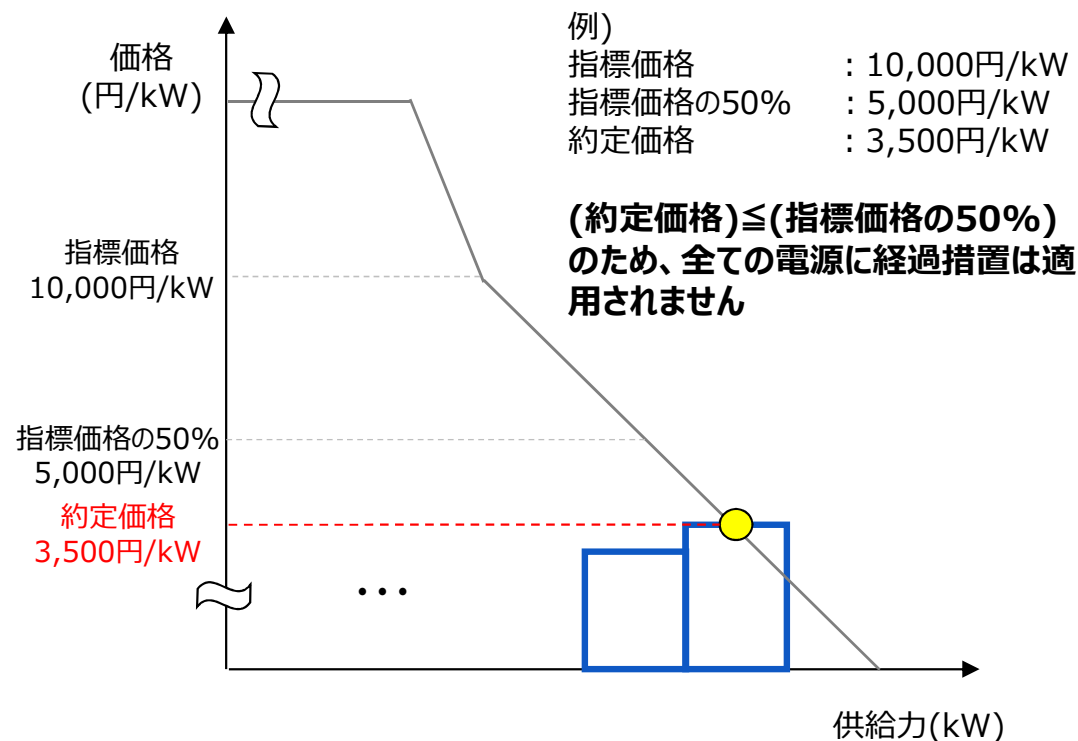
【目的】

小売事業環境の激変緩和の観点と発電事業者の事業の予見性の観点とのバランスの中で、
発電事業者の事業性を過度に損なわないため

経過措置適用時のイメージ図※²



経過措置非適用時のイメージ図※²



第4章 メインオークション 経過措置の扱いについて

56

- オークションの個々の電源の約定価格が、指標価格の50%※1を超えており、かつ「1.電源等の経過年数に応じた控除」、「2.入札内容に応じた控除」の経過措置を適用した際に、指標価格の50%以下となる場合は、当該電源の経過措置適用後の価格が指標価格の50%の価格となるように、経過措置による控除額を調整します。

経過措置による控除額調整時の例※2

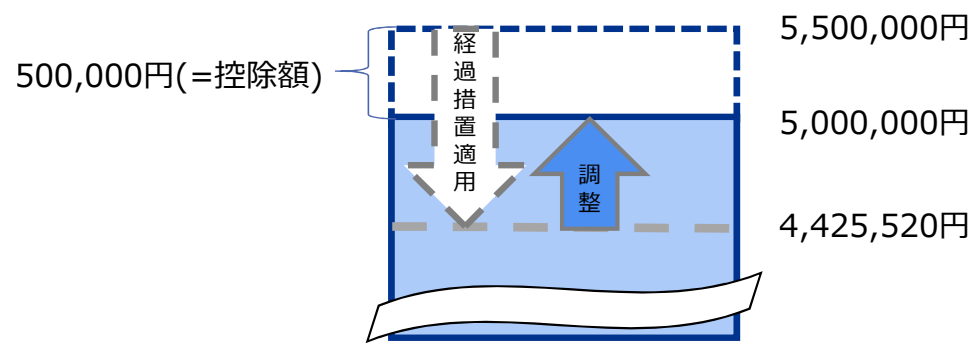
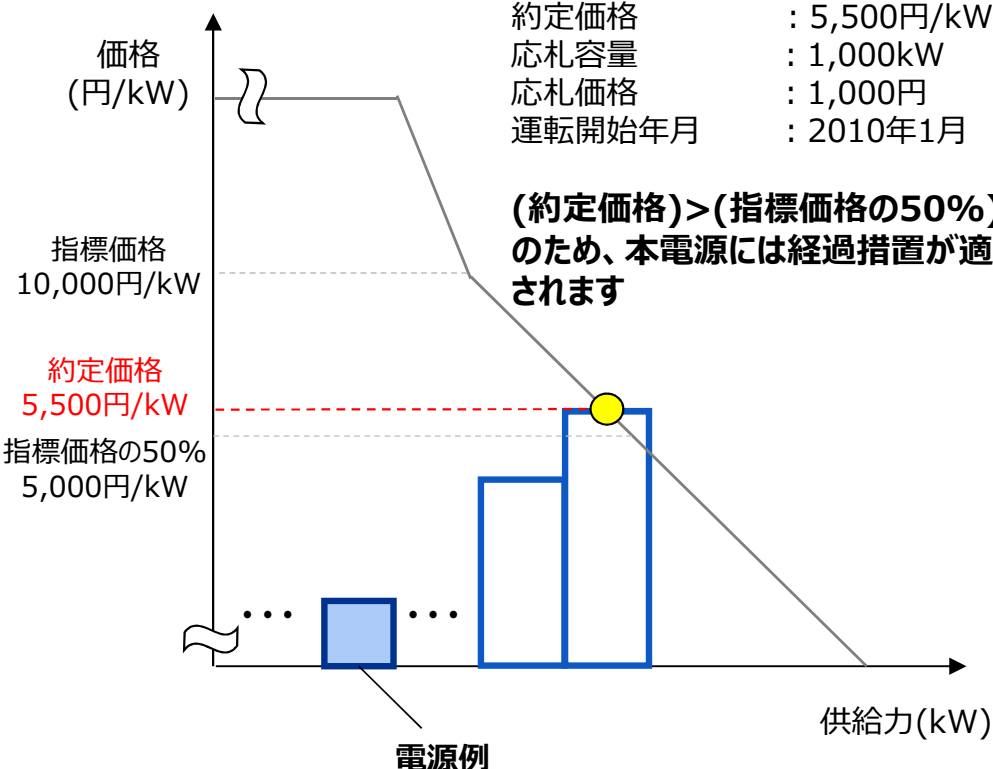
例)
 指標価格 : 10,000円/kW
 指標価格の50% : 5,000円/kW
 約定価格 : 5,500円/kW
 応札容量 : 1,000kW
 応札価格 : 1,000円
 運転開始年月 : 2010年1月

**(約定価格) > (指標価格の50%)
 のため、本電源には経過措置が適用
 されます**

例)
 実需給年度が2026年の場合、本電源は「1.電源等の経過年数に応じた控除」及び「2.入札内容に応じた控除」両方が対象であるため、

調整前の金額は、
 $5,500\text{円/kW} \times 1,000\text{kW}$
 $- 5,500\text{円/kW} \times 1,000\text{kW} \times \{1 - (1 - 6\%) \times (1 - 14.4\%)\}$
 $= 4,425,520\text{円}$ となります。

$4,425.52\text{円/kW} \leq 5,000\text{円/kW}$ (=指標価格の50%)のため調整を行い、
 控除額は $500,000\text{円}$ (= $5,500,000\text{円} - 5,000,000\text{円}$) となります。
 よって、調整後の容量確保契約金額は $5,000,000\text{円}$ となります。



(参考) マルチプライス適用時の入札価格に応じた減額について

- 入札価格に応じた減額は約定処理後に適用されるため、①市場分断処理、②市場競争が限定的なエリアに対するマルチプライス適用、③入札価格に応じた減額の順に適用されます。※1、2

<①市場分断後エリアプライスのイメージ>

電源	応札価格	エリアプライス
A5	7,000円	12,000円
A6	8,000円	
A7	12,000円	

<②マルチプライス適用後のイメージ>

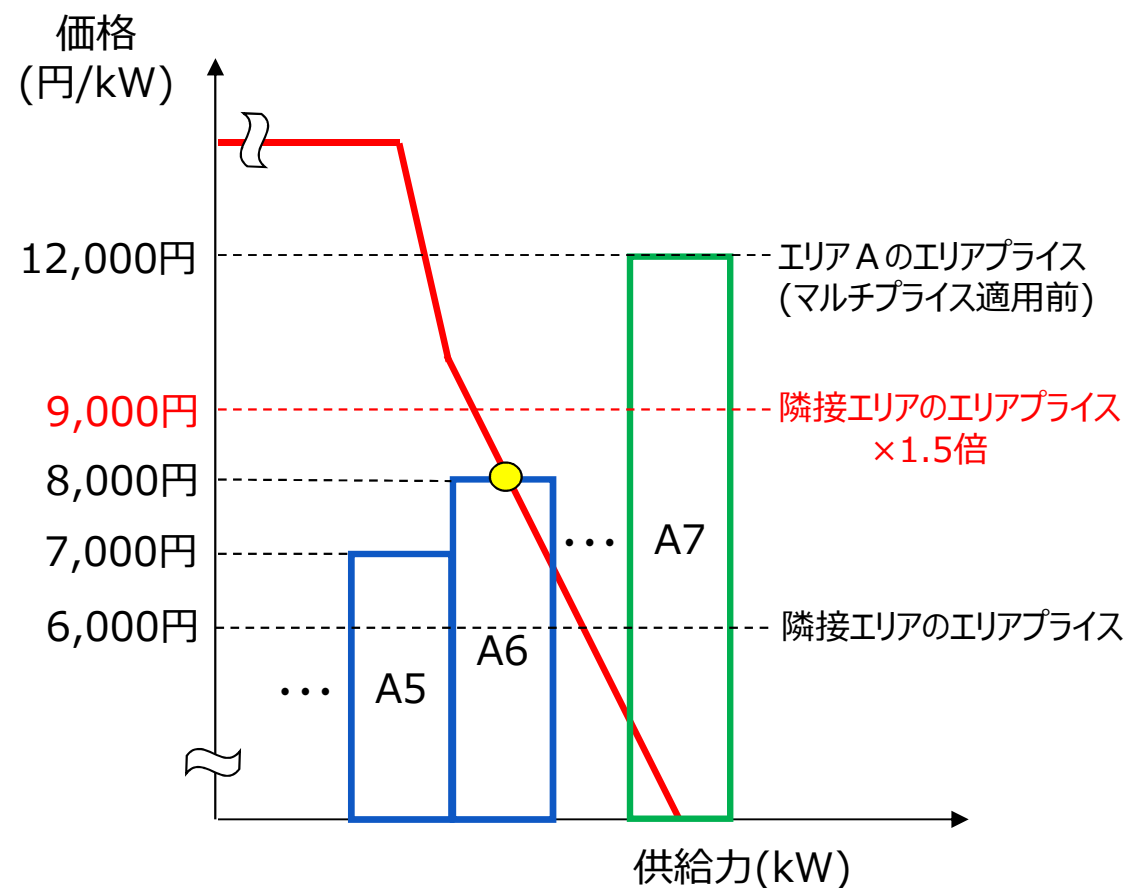
電源	応札価格	約定価格
A5	7,000円	9,000円
A6	8,000円	
A7	12,000円	12,000円

隣接エリアのエリアプライス
×1.5倍が
Aエリアのエリアプライス

<③入札価格に応じた減額後のイメージ>

電源	応札価格	約定価格	減額後※3
A5	7,000円	9,000円	7,704円
A6	8,000円		9,000円
A7	12,000円	12,000円	12,000円

← $9,000円 \times 0.856$
= 7,704円
を下回る応札が
減額対象



※1：本スライドで使用している例の数値(控除率を除く)に根拠はありません。

※2：本例においては、約定価格が指標価格の50%を超えており、かつ経過措置を適用した際の金額が指標価格の50%以上であることを前提としております。

※3：2010年度以前に建設された電源は、さらに経過年数に応じた減額が適用されます。

- 2021年度メインオークション（対象実需給年度：2025年度）から容量確保契約金額の算出に関する経過措置※1の内容を変更したことに伴い、容量市場システムでの経過措置関連の表示は以下のとおりとなります。
- 運開年月が2010年度以前の電源等情報は「1.電源等の経過年数に応じた控除」の対象となります。『電源等情報詳細画面』の運開年月欄に「経過措置対象」と付記されますが、『電源等情報登録通知書』の経過措置対象欄は「対象外」と表示されます。
- 「2.入札内容に応じた控除」の対象・対象外については、入札結果により判定されるため、『電源等情報詳細画面』や『電源等情報登録通知書』では確認することはできません。

➤ 運開年月が2010年度末以前の電源※2

電源等情報詳細画面

基本情報一覧

容量を提供する電源等の区分

安定電源

実需給年度

2030

事業者コード

7Y08

参加登録申請者名

事業者7Y08(フェーズ2)再変更

電源等識別番号

0000006757

同時最大受電電力[kW]

5,000

経過措置係数[%]

詳細情報一覧

枚番	号数単位の名称	系統コード	電源種類の区分	発電方式の区分	設置容量[kW]	運開年月	詳細
1	1号機	21111	再生可能エネルギー	地熱	9,600	2008/01 経過措置対象	詳細

経過措置係数[%]：
「空白」で表示される

運開年月：
「運開年月」に『経過措置対象』が付記される

経過措置対象：「対象外」と表示されますが、経過措置対象ですのでご注意ください

※1:安定電源および変動電源（単独）に対する、容量確保契約金額の算出に関する経過措置における控除には、「1.電源等の経過年数に応じた控除」と「2.入札内容に応じた控除」があります。詳細は容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2026年度）（案）などでご確認ください。

※2:運開年月が2010年度以前の電源等情報は「1.電源等の経過年数に応じた控除」の対象となります。『電源等情報詳細画面』の運開年月欄には「経過措置対象」と記載されますが、『電源等情報登録通知書』の経過措置対象欄は「対象外」と表示されます。

電源等情報登録通知書

発行日： 2020年09月23日
通知書番号： 0000006757-001

電源等情報登録通知書

事業者7Y08(フェーズ2) 殿

電力広域的運営推進機関

2020年09月23日付の電源等情報の登録申込について、業務規程第32条の9に基づき審査した結果、下記のとおり合格となりましたことを通知いたします。

記

基本情報			
容量を提供する電源等の区分	安定電源		
電源等の名称	Ph3_電源7Y08_安定1		
受電地点特定番号	33000000000000000000000000000000		
系統コード	21111		
エリア名	東北	同時最大受電電力[kW]	5,000
経過措置対象	対象外		

第5章 契約の履行

- ・契約の履行の概要
- ・リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの全体像
- ・リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ（個別）
- ・供給力の提供ができなくなった場合等の扱い
- ・容量確保契約金額の支払
- ・インボイス制度への登録のお願い

第5章 契約の履行 契約の履行の概要

容量市場概要

募集概要

参加登録

メソッド

契約の履行

容量拠出金

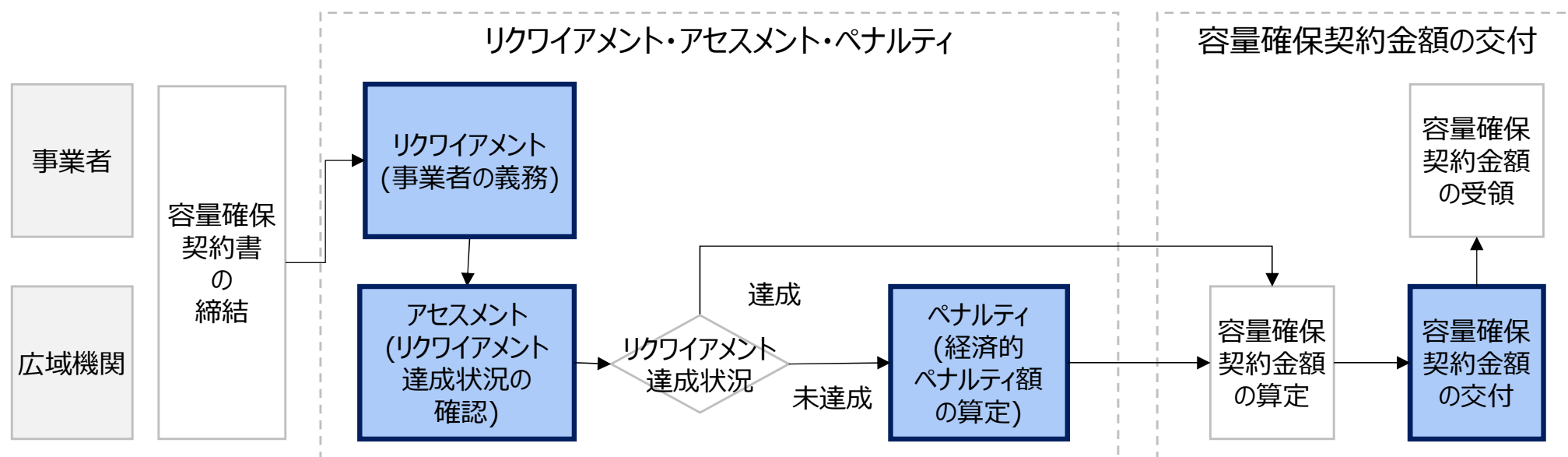
取引・税務

その他

62

- 容量提供事業者は容量確保契約で定められた義務としてリクワイアメントを達成して頂きます。
- 本機関は、リクワイアメントの達成状況をアセスメント(評価)し、達成状況に応じて容量提供事業者に容量確保契約金額を交付します。
- リクワイアメント未達成の場合、経済的ペナルティとして、本機関が容量提供事業者へ交付する容量確保契約金額の減額や請求を行います。

【凡例】 本資料での説明対象



リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの全体像

- 容量を提供する電源区分ごとに定められるリクワイアメントを達成し、容量確保契約で定められた供給力を提供してください。
- 電源区分、実需給期間の開始前後や需給状況によって達成しなければならないリクワイアメントが異なります。
- リクワイアメント毎にアセスメントおよびリクワイアメント未達成時のペナルティが存在します。

電源区分	リクワイアメント		実需給前	実需給中	
				平常時	需給ひっ迫のおそれ
安定電源	① 計画停止調整	・容量停止計画の調整に応じること	✓		
	② 余力活用に関する契約の締結	・調整機能「有」と登録した電源のみ、一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結すること	✓		
	③ 計画停止	・維持・運営等のために必要な一定の期間を超えて、電源の停止および出力低下しないこと		✓	✓
	④ 市場応札	・発電余力を卸電力取引市場等に応札すること		✓	✓
	⑤ 供給指示への対応	・一般送配電事業者からの電気の供給指示があった場合、適切に対応すること			✓
	⑥ 稼働抑制 (非効率石炭火力のみ)	・実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えていないこと		✓	
変動電源 (単独)	⑦ 計画停止調整	・容量停止計画の調整に応じること	✓		
	⑧ 計画停止	・維持・運営等のために必要な一定の期間を超えて、電源の停止および出力低下しないこと		✓	✓
変動電源 (アグリゲート)	⑨ 計画停止	・維持・運営等のために必要な一定の期間を超えて、電源の停止および出力低下しないこと		✓	✓
発動指令 電源	⑩ 実効性テスト	・実効性テストにおいて容量確保契約容量以上の供給力を提供すること	✓		
	⑪ 発動指令への対応	・一般送配電事業者からの発動指令があった場合、適切に対応すること			✓※

※発動指令時

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ(① 計画停止調整)

安定電源

64

- リクワイアメント：本機関または一般送配電事業者が実需給年度2年前に実施する容量停止計画の調整依頼に応じること※1
- アセスメント：本機関が調整依頼の結果をとりまとめた結果、追加設備量を利用する場合および供給信頼度確保へ影響を与える場合に、容量停止計画の調整に応じられなかった電源を調整不調電源とします。※2
- ペナルティ：電源の調整不調の結果として供給力の不足が生じた場合、調整不調電源に対して経済的ペナルティが科されます※3

【追加設備量を利用する場合※4】

- 経済的ペナルティ(円) = (契約単価(円/kW)×契約容量(kW) - 容量確保金額の算出に関する経過措置における控除額) × 0.3%/日 × 調整不調の日数

【供給信頼度確保に影響を与える場合※4】

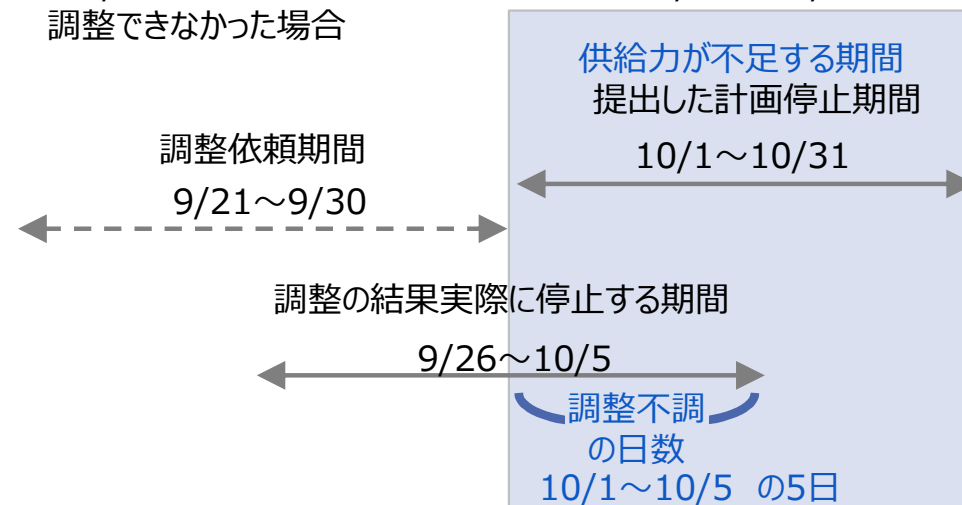
- 経済的ペナルティ(円) = (契約単価(円/kW)×契約容量(kW) - 容量確保金額の算出に関する経過措置における控除額) × 0.6%/日 × 調整不調の日数

容量停止計画の調整手順

1	容量停止計画の取りまとめ 本機関は実需給年度の2年前に電源の容量停止計画を取りまとめます。
2	時期の調整依頼 容量停止計画の調整が必要な場合、本機関または一般送配電事業者は、調整が必要な時期に容量停止計画を予定している安定電源提供者に時期の調整を依頼します。
3	調整不調電源の決定 追加設備量を利用する場合および供給信頼度確保へ影響を与える場合に、容量停止計画の調整に応じられなかった電源を調整不調電源とします。

調整不調の日数の考え方

例：一般送配電事業者が、ある電源に対して容量停止計画の期間を9/21～9/30に調整する依頼をしたが、最終的に9/26～10/5の期間でしか調整できなかった場合



- ※1：停止調整業務において対象となる容量停止計画は、供計ガイドラインにおける定期補修及び中間補修とします。
- ※2：容量停止計画の調整ができなかった事由が合理的と認められる場合は、調整不調電源としない場合があります。
- ※3：実需給年度2年前の容量停止計画の調整以降、容量停止計画を追加・変更した結果、供給信頼度確保に影響を与える場合には、「供給信頼度に影響を与える場合」の1.5倍の経済的ペナルティが科される場合があります。
- ※4：該当の是非は、調達できた供給力の水準によって判断されます。供給力の水準については別途公表します。

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ(② 余力活用に関する契約の締結)

安定電源

- リクワイアメント：電源等情報の登録時に調整機能(需給調整市場における商品の要件を満たす機能)を「有」と登録した安定電源※¹について、一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結すること※²
- アセスメント：一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結したことを証明する書類の写しを提出頂き、余力活用に関する契約の締結を確認できない場合、リクワイアメント未達成とし、経済的ペナルティの対象とします
- ペナルティ：リクワイアメント未達成の場合、市場退出したものとして扱い、経済的ペナルティが科されます(本章「供給力の提供ができなくなった場合等(市場退出)の扱い」に記載の経済的ペナルティが別途科されることはありません)
 - 経済的ペナルティ(円) = 容量確保契約金額(円) × 10%

※1：需給調整市場に参加予定の有無に関わらず、需給調整市場の商品の要件にあてはまれば調整機能「有」で登録してください。調整機能「有」に該当するにもかかわらず、調整機能「無」で登録された電源が需給調整市場に応札した場合、募集要綱に記載されております情報の不足・虚偽に当たり、市場退出となってしまう可能性がございますのでご注意ください。

※2：実需給期間において当該契約を解約した場合も同様のペナルティが課せられます。

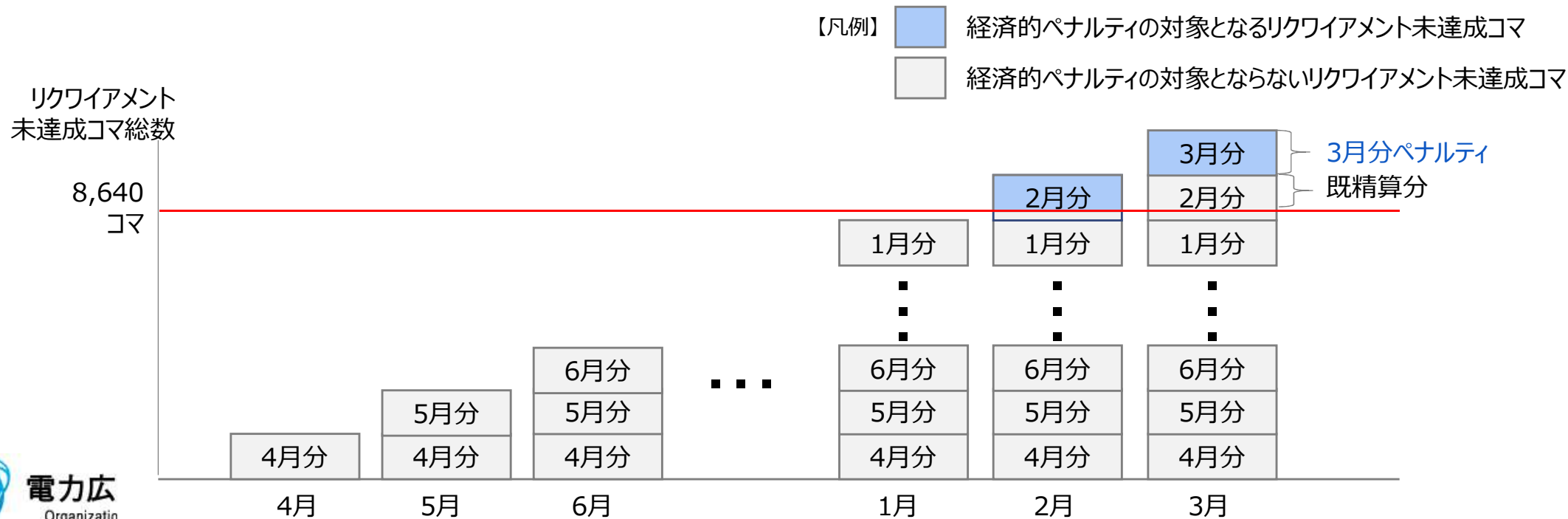
リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ(③ 計画停止)

安定電源

66

- リクワイアメント：電源等の供給力を提供できるように設備の状態を維持すること
 - ただし、電源の維持・運営に必要な作業およびその他要因に伴い電源を停止または出力低下させる計画を提出する場合については、年間8,640コマ(180日相当)を上限に認めることとします
- アセスメント：容量停止計画が提出されている期間において、提供できる供給力の最大値がアセスメント対象容量を下回る場合、リクワイアメント未達成とし、下回るコマをリクワイアメント未達成コマ※とします
- ペナルティ：年間に累積したリクワイアメント未達成コマ数が8,640コマを超過した場合、経済的ペナルティが科されます
 - 経済的ペナルティ(円) = $\frac{\text{容量確保}}{\text{契約金額(円)}} \times \frac{\text{年間8,640コマを超過して}}{\text{当月に発生したリクワイアメント未達成コマ数(コマ)}} \times 0.0125(\%/コマ)$

経済的ペナルティの対象となるコマ数のイメージ



※：容量停止計画が計画的に提出されていない場合、リクワイアメント未達成コマに5を乗じる場合があります。

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ(④ 市場応札)

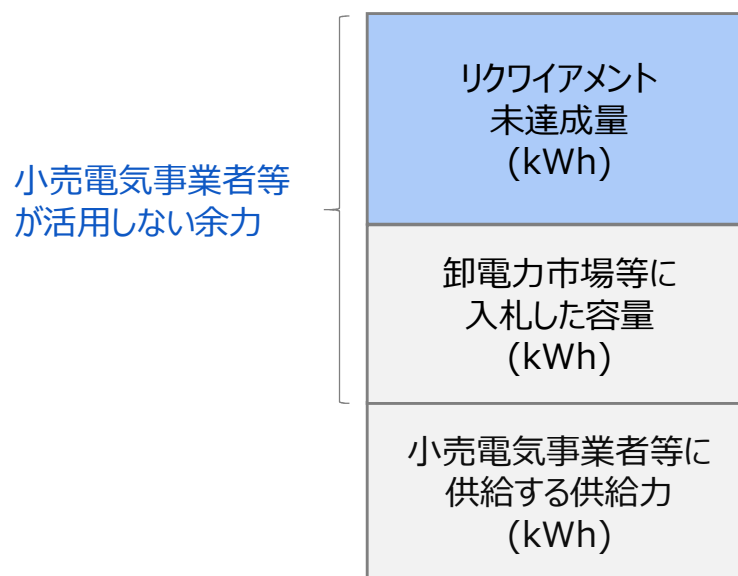
安定電源

67

- リクワイアメント：容量停止計画を提出していないコマにおいて、小売電気事業者等が活用しない余力を卸電力取引所等※1に入札すること
- アセスメント：小売電気事業者等が活用しない余力から卸電力取引所等に入札した容量等を控除した容量をリクワイアメント未達成量とします
- ペナルティ：前日断面以降の需給バランス評価において、需給ひっ迫のおそれがあると判断されたコマに発生したリクワイアメント未達成量について、経済的ペナルティが科されます

$$\text{経済的ペナルティ(円)} = \frac{\text{容量確保契約金額(円)} \times \text{リクワイアメント未達成量(kWh)}}{\text{容量確保契約容量(kW)} \times \text{1年間で需給ひっ迫のおそれがあると想定される時間(h)}^{\ast 2}$$

リクワイアメント未達成量の考え方



リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ(⑤ 供給指示への対応)

安定電源

68

- リクワイアメント：前日断面以降の需給バランス評価において需給ひっ迫のおそれがあると判断された場合、一般送配電事業者からの電気の供給指示に応じて、ゲートクローズ以降の余力を供給力として提供すること※1
- アセスメント：一般送配電事業者からの指示に応じて電力を提供していないと本機関が判断した場合、リクワイアメント未達成とし、ゲートクローズ以降の余力の全量をリクワイアメント未達成量とします
- ペナルティ：リクワイアメント未達成量について、経済的ペナルティが科されます

$$\text{経済的ペナルティ(円)} = \frac{\text{容量確保契約金額(円)} \times \text{リクワイアメント未達成量(kWh)}}{\text{容量確保契約容量(kW)} \times \text{1年間で需給ひっ迫のおそれがあると想定される時間(h)} \times 2}$$

※1：一般送配電事業者との間で給電申合書等が締結されていない場合、一般送配電事業者が直接的に出力を制御できる電源の場合及びその他、やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合はこの限りではありません。

※2：具体的な数字は容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2026年度）（案）を参照してください。第42回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会では「30時間」と整理されました。

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ(⑥稼働抑制)

安定電源

69

- リクワイアメント : 非効率石炭火力電源※1について、実需給期間中における年間設備利用率を50%以下としたうえで、アセスメント対象容量以上の供給力を提供すること

- アセスメント : 非効率石炭火力電源について、実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えていないか確認します
 - 年間設備利用率 =
$$\frac{\text{計量値 (送電端) (kWh)} \times 2 - \text{需給ひっ迫時の計量値 (送電端) (kWh)} \times 2,3}{(\text{契約容量 (kW)} \times 4 \times 8,760 \text{時間}) \times 5}$$

- ペナルティ : 非効率石炭火力電源について、実需給期間中における年間設備利用率が50%を超えた場合、稼働抑制に応じないことに対して経済的ペナルティを科します。なお、当該経済的ペナルティは、原則として最終月（3月分）に請求します。
 - 経済的ペナルティ = 容量確保契約金額 × 20% ※6

※1：非効率石炭火力電源：主燃料が石炭である安定電源で、設計効率が42%以上であることが登録されていない電源

※2：1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、1計量単位内のすべてのユニットの計量値（発電端）に応じた按分により非効率石炭火力電源の計量値（送電端）相当を算定します。

※3：前日以降の需給バランス評価で需給ひっ迫のおそれがあると判断されたコマの発電量が対象

※4：1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、1計量単位内のすべてのユニットの設備容量に応じた按分により非効率石炭火力電源の契約容量相当を算定します。

※5：対象実需給年度が閏年により366日となる場合、8,784時間とします。

※6：1計量単位内に、非効率石炭火力電源のユニットと非効率石炭火力電源以外のユニットが混在する場合、非効率石炭火力電源以外の減額率は0%として1計量単位内のユニットの設備容量に応じた加重平均により算定します。

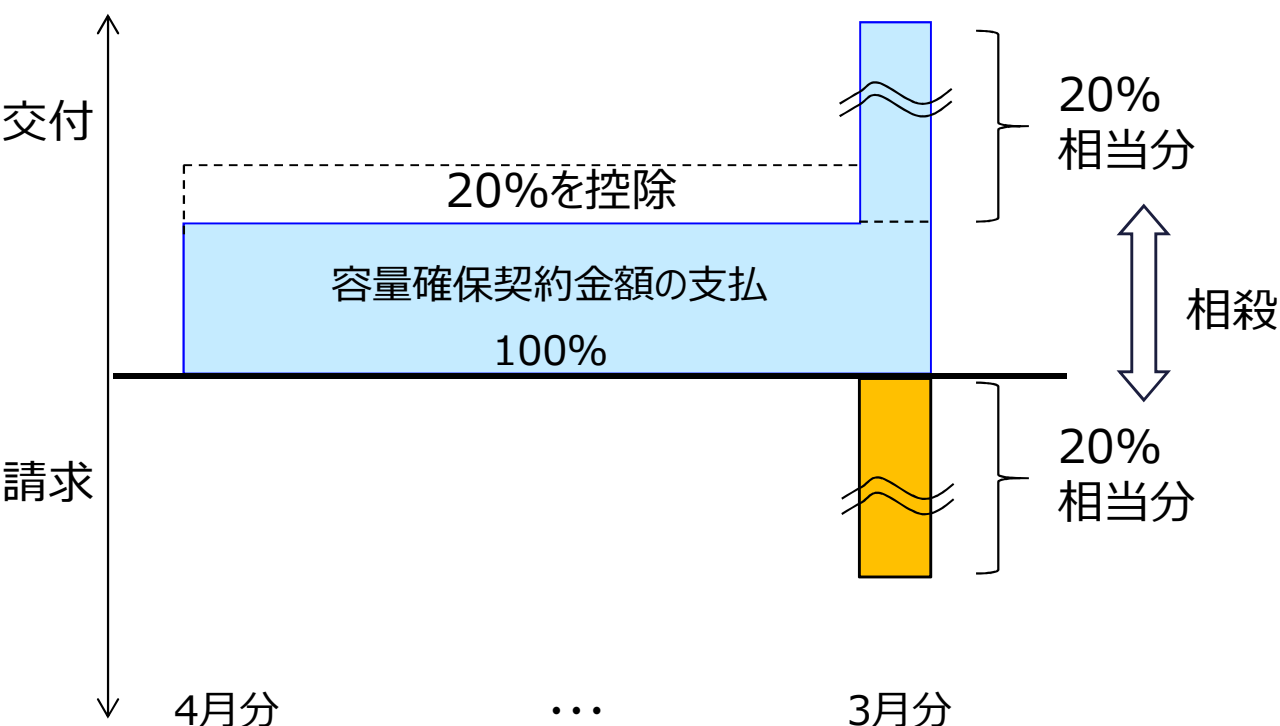
リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ(⑥稼働抑制)

安定電源

70

- 稼働抑制対象電源の容量確保契約金額（各月）は、容量確保契約金額から20%を控除し、それを12で除した金額とします。
- ただし、最終月（8月交付分）の容量確保契約金額（各月）は、それまでの（各月）の支払いで控除してきた分を含め、総額として控除した20%分を上乗せした金額が支払われます。
- 仮に稼働抑制のペナルティ対象となった場合は、最終月の容量確保契約金額（各月）から、容量確保契約金額×20%を差し引きます。

<稼働抑制対象電源の容量確保契約金額支払イメージ>



例) 容量確保契約金額が1,200万円の場合

■ ペナルティ対象外の電源

各月 : 80万円
最終月 : 320万円

■ ペナルティ対象の電源

各月 : 80万円
最終月 : 80万円

(参考) 計算方法

・容量確保契約金額（各月）
 $1,200\text{万円} \times (1 - 0.2) \div 12 = 80\text{万円}$

・最終月の容量確保契約金額（各月）
 $80\text{万円} + 1,200\text{万円} \times 0.2 = 320\text{万円}$

・ペナルティ対象となった場合のペナルティ額
 $1,200\text{万円} \times 0.2 = 240\text{万円}$

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ(⑦ 計画停止調整)

変動電源(単独)

- リクワイアメント：本機関または一般送配電事業者が実需給年度2年前に実施する容量停止計画の調整依頼に応じること※1
- アセスメント：本機関が調整依頼の結果をとりまとめた結果、追加設備量を利用する場合および供給信頼度確保へ影響を与える場合に、容量停止計画の調整に応じられなかった電源を調整不調電源とします。※2
- ペナルティ：電源の調整不調の結果として供給力の不足が生じた場合、調整不調電源に対して経済的ペナルティが科されます※3

【追加設備量を利用する場合※4】

- 経済的ペナルティ(円) = (契約単価(円/kW)×契約容量(kW) - 容量確保金額の算出に関する経過措置における控除額) × 0.3%/日 × 調整不調の日数

【供給信頼度確保に影響を与える場合※4】

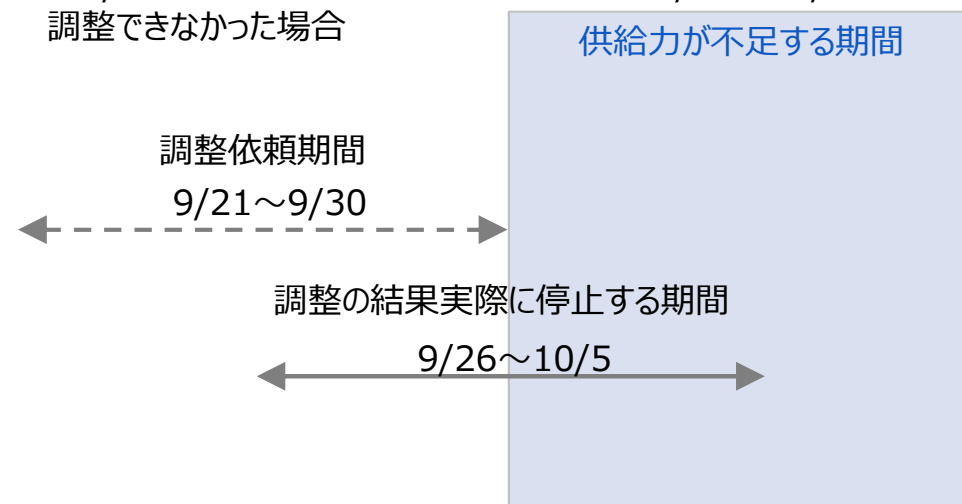
- 経済的ペナルティ(円) = (契約単価(円/kW)×契約容量(kW) - 容量確保金額の算出に関する経過措置における控除額) × 0.6%/日 × 調整不調の日数

容量停止計画の調整手順

1	容量停止計画の取りまとめ 本機関は実需給年度の2年前に電源の容量停止計画を取りまとめます。
2	時期の調整依頼 容量停止計画の調整が必要な場合、本機関または一般送配電事業者は、調整が必要な時期に容量停止計画を予定している安定電源提供者に時期の調整を依頼します。
3	調整不調電源の決定 追加設備量を利用する場合および供給信頼度確保へ影響を与える場合に、容量停止計画の調整に応じられなかった電源を調整不調電源とします。

調整不調の日数の考え方

例：一般送配電事業者が、ある電源に対して容量停止計画の期間を9/21～9/30に調整する依頼をしたが、最終的に9/26～10/5の期間でしか調整できなかった場合



- ※1：停止調整業務において対象となる容量停止計画は、供計ガイドラインにおける定期補修及び中間補修とします。
- ※2：容量停止計画の調整ができなかった事由が合理的と認められる場合は、調整不調電源としない場合があります。
- ※3：実需給年度2年前の容量停止計画の調整以降、容量停止計画を追加・変更した結果、供給信頼度確保に影響を与える場合には、「供給信頼度に影響を与える場合」の1.5倍の経済的ペナルティが科される場合があります。
- ※4：該当の是非は、調達できた供給力の水準によって判断されます。供給力の水準については別途公表します。

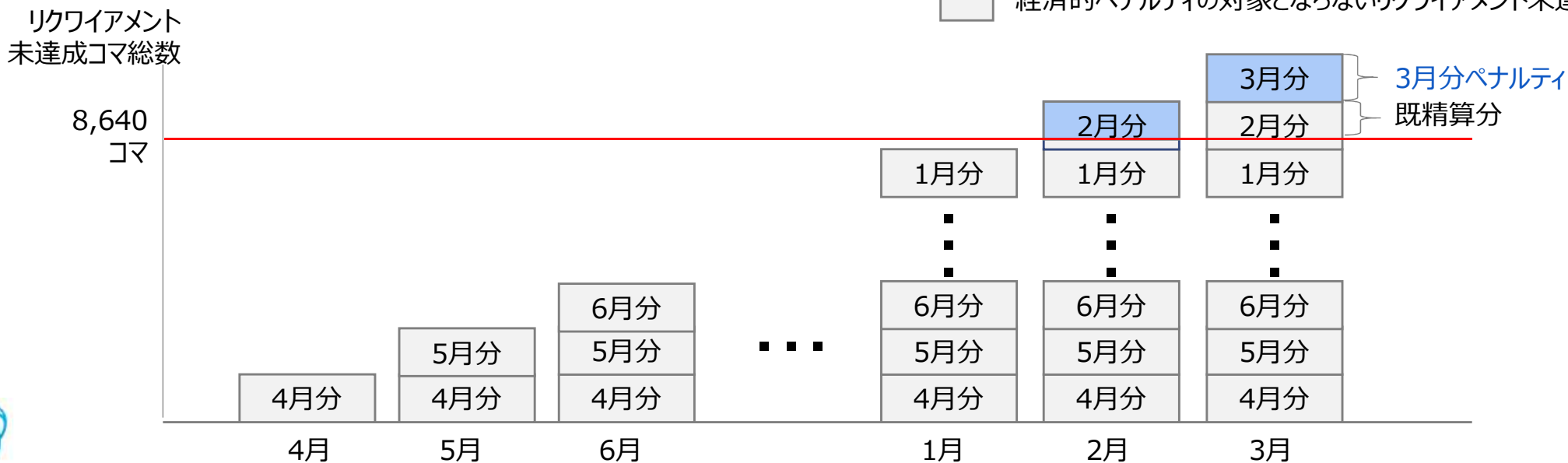
リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ(⑧ 計画停止)

変動電源(単独)

- リクワイアメント：電源等の供給力を提供できるように設備の状態を維持すること
 - ただし、電源の維持・運営に必要な作業およびその他要因に伴い電源を停止または出力低下させる計画を提出する場合については、年間8,640コマ(180日相当)を上限に認めることとします
- アセスメント：容量停止計画が提出されている期間において、提供できる供給力の最大値がアセスメント対象容量を下回る場合、リクワイアメント未達成とし、下回るコマをリクワイアメント未達成コマ※とします
- ペナルティ：年間に累積したリクワイアメント未達成コマ数が8,640コマを超過した場合、経済的ペナルティが科されます
 - 経済的ペナルティ(円) = $\frac{\text{容量確保契約金額(円)}}{\text{年間8,640コマを超過する月に発生したリクワイアメント未達成コマ数(コマ)}} \times 0.0125(\%/コマ)$

経済的ペナルティの対象となるコマ数のイメージ

- 【凡例】
- 経済的ペナルティの対象となるリクワイアメント未達成コマ
 - 経済的ペナルティの対象とならないリクワイアメント未達成コマ



※：容量停止計画が計画的に提出されていない場合、リクワイアメント未達成コマに5を乗じる場合があります。

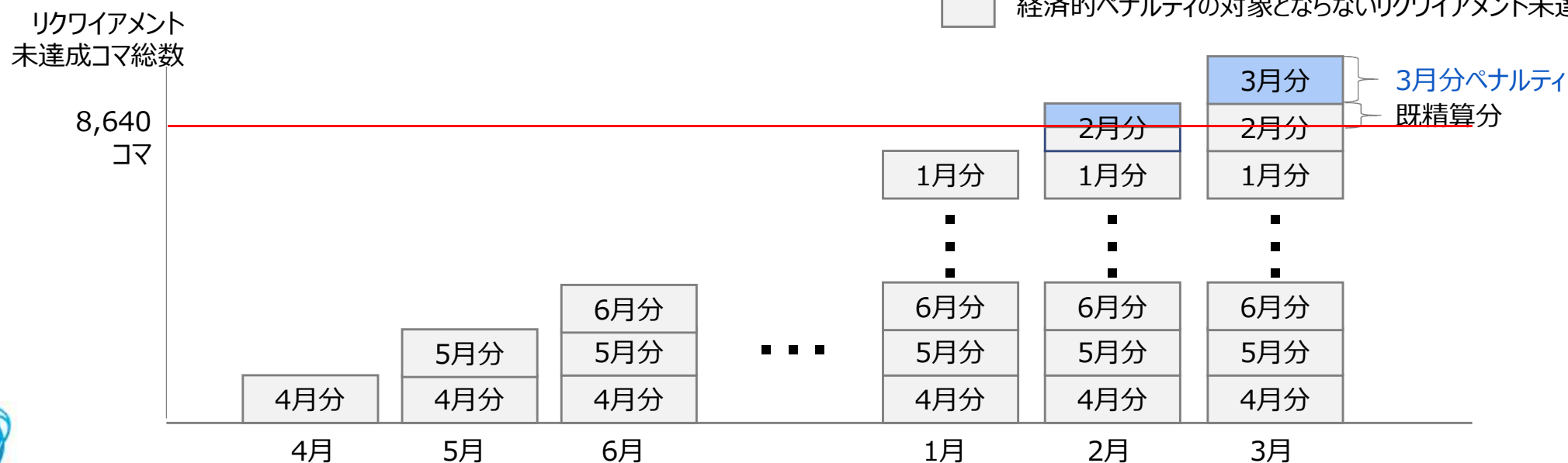
リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ(⑨ 計画停止)

変動電源(アグリゲート)

- リクワイアメント：電源等の供給力を提供できるように設備の状態を維持すること
 - ただし、電源の維持・運営に必要な作業およびその他要因に伴い電源が停止または出力低下する場合には、8,640コマ(180日)を上限に認めることとします
- アセスメント：変動電源提供者が容量確保契約容量に相当する供給力を提供していないと判断したコマをリクワイアメント未達成コマ※とします
- ペナルティ：年間に累積したリクワイアメント未達成コマ数が8,640コマを超過した場合、経済的ペナルティが科されます
 - 経済的ペナルティ(円) = $\frac{\text{容量確保契約金額(円)}}{\text{年間8,640コマを超過する月に発生したリクワイアメント未達成コマ数(コマ)}} \times 0.0125(\%/コマ)$

経済的ペナルティの対象となるコマ数のイメージ

- 【凡例】
- 経済的ペナルティの対象となるリクワイアメント未達成コマ
 - 経済的ペナルティの対象とならないリクワイアメント未達成コマ



※：需給ひっ迫のおそれがあると判断された場合、リクワイアメント未達成コマに5を乗じる場合があります。

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ(⑩ 実効性テスト)

発動指令電源

- リクワイアメント：実需給年度の2年前の夏季(7～9月)または冬季(12～2月)に実効性テストを受け、容量確保契約容量以上の供給力を提供すること※1
また、本機関が指定する受付期間内に電源等リスト※2を提出し、オンライン機能(簡易指令システムを含む)を具備する必要があります
 - 実効性テストは、一般送配電事業者からの発動指令に基づき3時間継続して供給力を提供して頂きます。なお、一般送配電事業者からの発動指令は、供給力の提供を開始する時刻の3時間前までに実施されます
 - 夏季および冬季それぞれ1回に限り、実効性テストの再実施を受けることができます
- アセスメント：コマ毎にアセスメントを行い、実効性テスト時の期待容量が容量確保契約容量未満の場合、不足する容量を実効性テスト未達成量※3とします。ただし、以下の場合は容量確保契約容量の全量を実効性テスト未達成量とします
 - 本機関がアセスメントを実施するために必要な情報を提出しなかった場合
 - 1電源等リストあたりの実効性テスト結果が1,000kWを下回った場合
- ペナルティ：実効性テスト未達成量に応じて経済的ペナルティが科されます(本章「供給力の提供ができなくなった場合等(市場退出)の扱い」に記載の経済的ペナルティが別途科されることはありません)
 - 経済的ペナルティ(円) = 契約単価(円/kW) × 5% × 実効性テスト未達成量(kW)

※1：実需給年度の前々年度に一般送配電事業者の発動指令に基づく発動実績が存在する場合は、実効性テストを省略できます。

※2：電源等リストの提出時の登録項目・必要書類等の詳細については「参考資料」をご覧ください。

※3：実効性テスト未達成量が発生した場合、実効性テスト未達成量相当が市場退出したものとします。

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティ(⑪ 発動指令への対応)

発動指令電源

- リクワイアメント：一般送配電事業者からの発動指令に応じて、容量確保契約容量以上の供給力を年間で最大12回かつ1回の発動につき3時間継続して提供すること
 - 発動指令への応動は1日1回を限度とします
 - 発動指令が発令された場合は、相対契約に基づく小売電気事業者への供給や卸電力市場等への入札を通じて適切に供給力を提供することとします
 - 上記リクワイアメントに関わらず、一般送配電事業者が発動指令を行い供給力の提供を依頼する場合があります（ペナルティの対象外）
- アセスメント：発動指令に応じ提供した供給力が容量確保契約容量に対して不足した場合、不足した容量をリクワイアメント未達成量とします
- ペナルティ：リクワイアメント未達成量に対して、経済的ペナルティが科されます
 - 経済的ペナルティ金額(円) = $\frac{\text{契約単価 (円/kW)}}{\text{容量確保契約容量(kW)}} \times 110\% \times \frac{\text{リクワイアメント未達成量(kWh)}}{\text{容量確保契約容量(kW)} \times 12\text{回} \times 3\text{h/回}}$

発動指令1回あたりの経済的ペナルティの算定方法

(約定価格 = 2,000円/kWの場合)

3時間(6コマ)

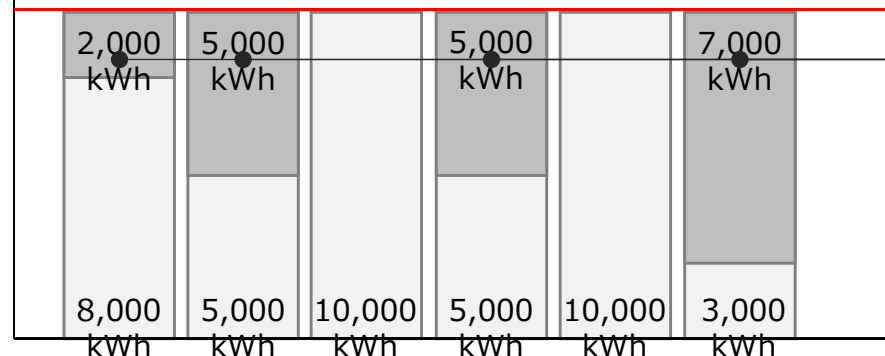
【凡例】



経済的ペナルティの対象となるリクワイアメント未達成量

経済的ペナルティの対象とならないリクワイアメント達成量

容量確保
契約容量
(20MW)



→ 合計のリクワイアメント未達成量 = 19,000kWh

$$\begin{aligned} \text{経済的ペナルティ} &= 2,000\text{円/kW} \times 20,000\text{kW} \times 110\% \times \frac{19,000\text{kWh}}{20,000\text{kW} \times 12\text{回} \times 3\text{h/回}} \\ &\doteq \mathbf{1,161\text{千円}} \end{aligned}$$

※経済的ペナルティは発動1回ごとに算定します。

※発動指令が12回未満の場合、未発動部分に対して経済的ペナルティはありません。

供給力の提供ができなくなった場合等（市場退出）の扱い

- 予定していた供給力の提供ができなくなった等により容量確保契約容量を減少する必要がある場合、容量確保契約の変更あるいは解約が必要となり、これを市場退出と呼びます※1。
- 容量提供事業者が市場退出する場合、退出容量に応じて当該容量提供事業者に対して経済的ペナルティが科されます※2。退出日が変更・解約の確認期間※3の終了日を起点としてその前後で経済的ペナルティの金額が異なります。

【変更・解約の確認期間の終了日まで】

$$\text{経済的ペナルティ(円)} = \text{容量確保契約金額(円)} \times 5\% \times \frac{\text{退出容量(kW)}}{\text{容量確保契約容量(kW)}}$$

【変更・解約の確認期間の終了日の翌日以降】

$$\text{経済的ペナルティ(円)} = \text{容量確保契約金額(円)} \times 10\% \times \frac{\text{退出容量(kW)}}{\text{容量確保契約容量(kW)}}$$

経済的ペナルティ金額の算定方法

2023年3月(予定)
容量確保契約の成立時

2025年3月(予定)
変更・解約の確認期間の終了日

2026年4月
実需給年度開始日

2027年3月
実需給年度終了日

【経済的ペナルティ金額】

$$\text{容量確保契約金額} \times \frac{\text{退出容量}}{\text{容量確保契約容量}} \times 5\%$$

【経済的ペナルティ金額】

$$\text{容量確保契約金額} \times \frac{\text{退出容量}}{\text{容量確保契約容量}} \times 10\%$$

(参考) 1 地点複数応札(安定電源－発動指令電源)のアセスメント方法

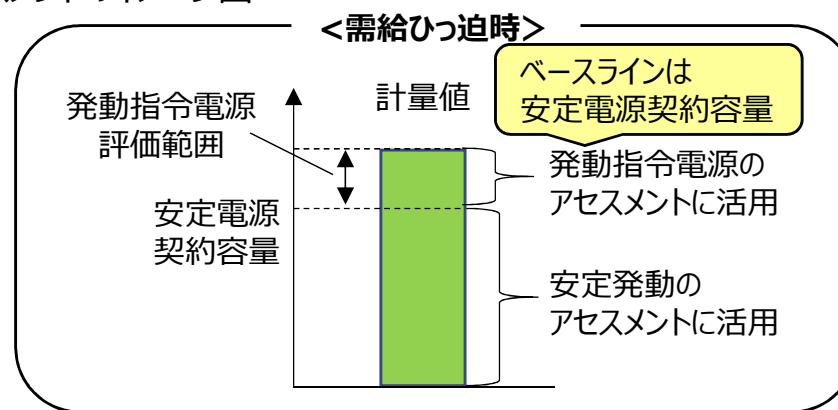
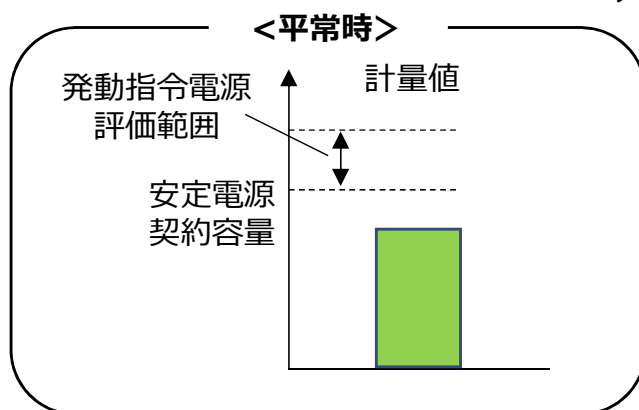
77

安定電源

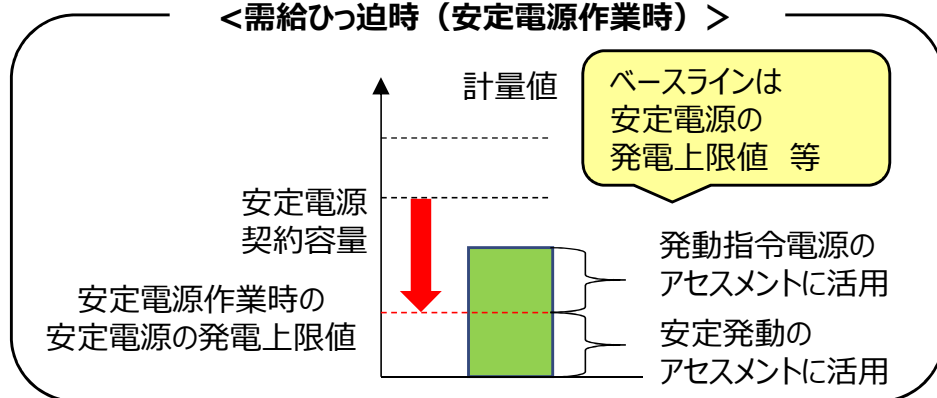
発動指令電源

- 計量値について、基本的には、安定電源の契約容量までを安定電源の供給力評価とします（安定電源の契約容量を発動指令電源のベースラインとします。）。
- 安定電源が作業時は、停止計画を考慮した供給力評価とします（発動指令電源のベースラインも同様です。）。

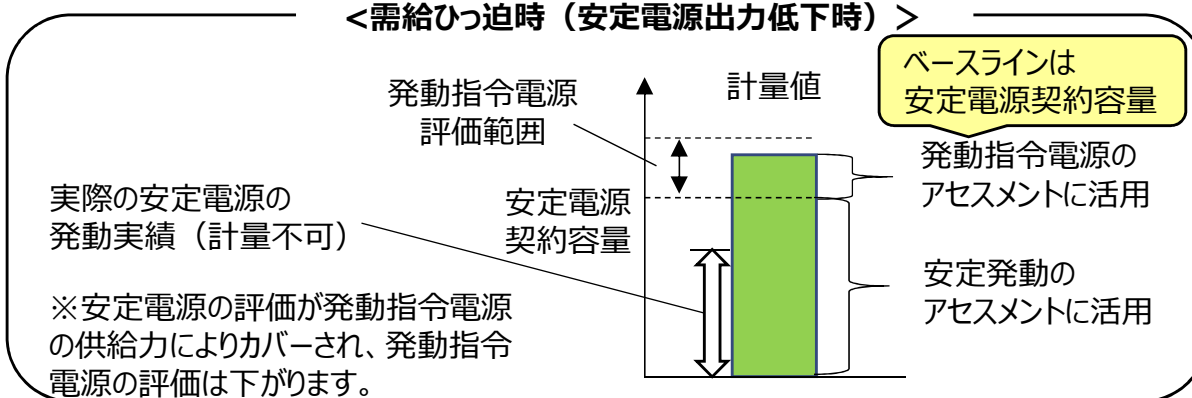
アセスメントのイメージ図



<需給ひっ迫時（安定電源作業時）>



<需給ひっ迫時（安定電源出力低下時）>



容量確保契約金額の支払(発電事業者等向け)

【容量確保契約金額の支払】

- 容量確保契約金額を12等分した金額を毎月支払います。
- 4月（N月）を対象月とする容量確保契約金額(各月)は、9月（N+5月）に交付が行われます。

【経済的ペナルティが科せられた場合】

- 容量確保契約金額から経済的ペナルティ額を差し引いた金額を支払金額※とします。
- 経済的ペナルティ額が容量確保契約金額より大きい場合、その差額を経済的ペナルティとして請求します。(振込手数料は、容量提供事業者にご負担頂きます。)

【消費税の取り扱い】

- 容量確保契約金額および経済的ペナルティは消費税相当額（外税）の課税対象となります。
- ただし、容量確保契約金額を超過する部分の経済的ペナルティは、消費税等相当額の課税対象外（不課税）として扱います。
- 詳細は以下のページをご参照ください。

http://www.occto.or.jp/market-board/market/files/210212_youroutax.pdf

【インボイス制度の取り扱い】

- 令和5年（2023年）10月1日から消費税の仕入れ税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。容量確保契約に関しても、容量確保契約金額を支払う際に、容量提供事業者へ適格請求書を発行いただく等の対応が必要となります。
- インボイス制度の詳細については以下、国税庁の特集ページをご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

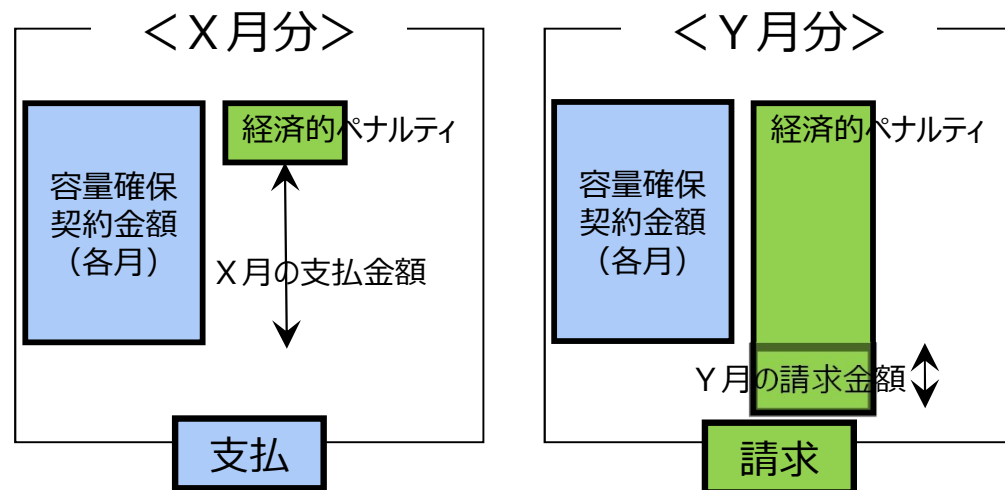
※：振込手数料を差し引いて事業者情報にて登録した銀行口座に振込みます。

(参考) 容量確保契約金額の請求・支払

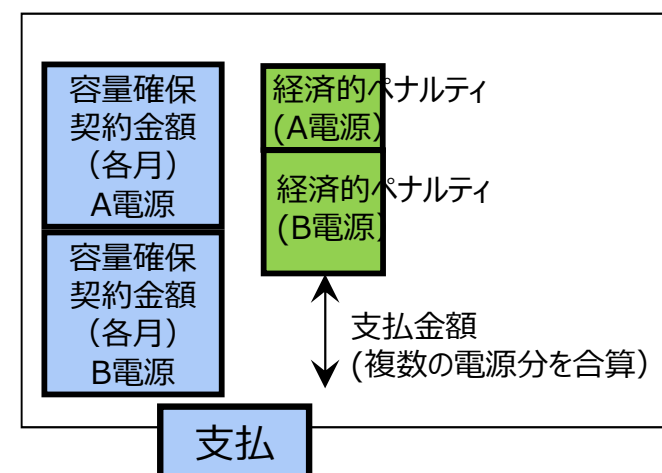
- 容量確保契約に対して経済的ペナルティが発生した場合、**月次で容量確保契約金額（各月）と経済的ペナルティ額を合算して、月次の支払もしくは請求**が行われます。
- 経済的ペナルティの月次算定額が**容量確保契約金額(各月)を上回る場合は事業者に請求**します。
 - なお、経済的ペナルティ未払いが生じた場合は、容量確保契約金額は毎月の交付を行うため、対象年度の期間内で、未払いの債務が生じた月の翌月以降の容量確保契約金額（各月）と債務を合算して当該事業者との精算※が行われます。
- また、容量確保契約の締結は事業者単位で行われるため、複数の電源の容量確保契約を締結していた場合、当該事業者の**他の電源の容量確保契約金額(各月)と債務が合算**されて精算されます。

※経済的ペナルティは、容量確保契約の締結事業者を対象として請求が行われ、その支払状況による他の事業者への容量確保契約金額（各月）の変更はございません。

＜合算した交付・請求イメージ＞



＜複数の電源※で契約書を締結している場合のイメージ＞



第5章 契約の履行 インボイス制度への登録のお願い

容量市場概要

募集概要

参加登録

メニュー

契約の履行

容量抛出品

取引・税務

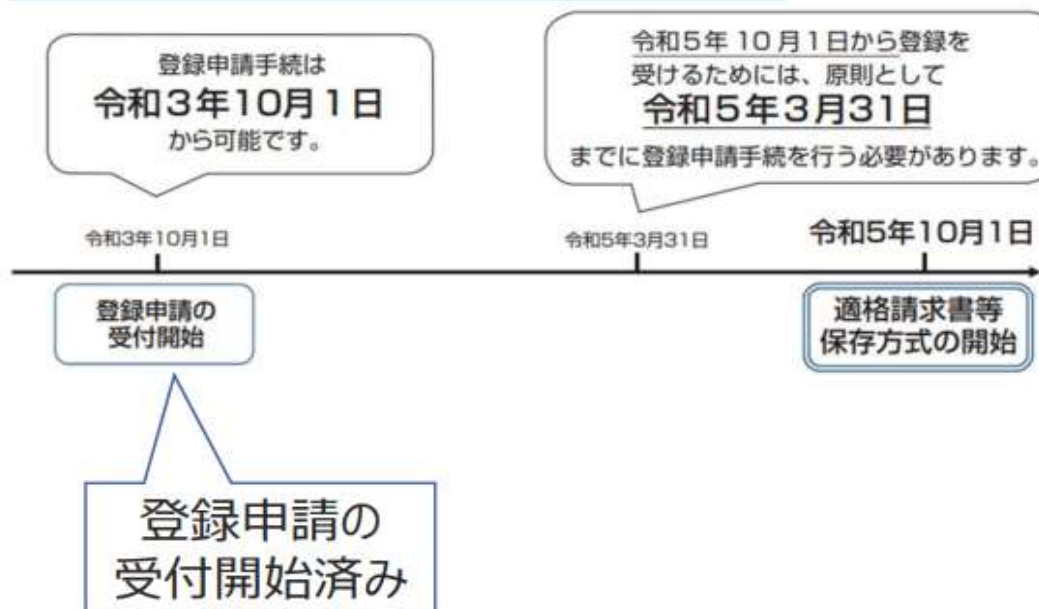
その他

80

- インボイス制度における仕入税額控除にあたり、適格請求書発行事業者の登録番号の記載が必要となりますので、事前の登録をお願いします

適格請求書発行事業者の登録申請のスケジュール
適格請求書発行事業者公表サイトの概要
(国税庁資料より)

登録申請のスケジュール



適格請求書発行事業者公表サイト（令和3年10月運用開始）の概要

- > 適格請求書発行事業者公表サイトでは、「登録番号」を入力し、その登録番号に係る適格請求書発行事業者に関する公表事項を確認できます。

【確認できる事項】

- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称（※） ②法人の場合、本店又は主たる事務所の所在地 ③登録番号
- ④登録年月日 ⑤登録取消年月日、登録失効年月日
- ※ 個人事業者の氏名について、「住民票に記載されている外国人の通称」又は「住民票に併記されている旧氏（旧姓）」を氏名として公表することを希望する場合又はこれらを氏名と併記して公表を希望する場合は、必要事項を記載した公表申請書の提出が必要
- 上記のほか、以下の項目について事業者から公表の申出があった場合には、追加で公表可能
- ・個人事業者：主たる屋号、主たる事務所の所在地等
- ・人格のない社団等：本店又は主たる事務所の所在地

【TOP画面】

適格請求書発行事業者公表サイト

登録番号を検索する

①確認したい登録番号を入力

登録番号 T 1234567890123 13桁

②検索をクリック

【検索結果画面】

このサイトでは、適格請求書発行事業者の登録を行っている事業者の情報を公表しています。

国税 太郎の情報

最新情報

登録番号 T1234567890123

所在地 東京都

国税 太郎

登録年月日 令和5年10月1日

東京都千代田区霞が関3丁目1-1

国税商店

公表の申出があった場合のみ表示

第33回 容量市場の在り方等に関する検討会

配布資料 資料6

容量市場における、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の対応について より

第6章 容量拠出金

(小売電気事業者および一般送配電事業者・配電事業者向け)

- ・容量拠出金の全体像
- ・経済的ペナルティの還元、および容量拠出金未回収分の算定
- ・月次の請求・支払フロー
- ・容量拠出金の端数調整
- ・その他の請求・支払に関する整理
- ・請求額の算定方法

第6章 容量拠出金 容量拠出金の全体像

容量市場概要

募集概要

参加登録

メインアクション

契約の履行

容量拠出金

取引・税務

その他

82

- 容量拠出金とは、容量市場において供給力を確保するために、本機関の定款に基づき、小売電気事業者および一般送配電事業者、配電事業者に拠出いただくものです。2024年度以降に本機関の会員である一般送配電事業者、配電事業者および小売電気事業者は容量拠出金を本機関に支払って頂きます。
- 容量拠出金を原資として、供給力を提供する容量提供事業者に対して本機関が容量確保契約金額を支払います。



(参考)小売電気事業者と容量拠出金の関係

- 電気事業法上、小売電気事業者は、供給電力量(kWh)の確保のみならず、中長期的に供給能力(kW)を確保する義務があります。
- 容量市場の創設後は、国全体で必要な供給力(kW価値)を、市場管理者である広域機関が容量市場を通じて一括確保をすることとなり、広域機関は、定款で規定された「容量拠出金」として、小売電気事業者等からその費用を徴収します。
- よって、小売電気事業者にとって容量市場は、電気事業法上の供給能力確保義務を達成するための手段と位置づけられます。

(電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 中間とりまとめ(平成30年7月)より抜粋)

電気事業法

(供給能力の確保)

第二条の十二 小売電気事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。

2 経済産業大臣は、小売電気事業者がその小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保していないため、電気の使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、当該電気の需要に応ずるために必要な供給能力の確保その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

電力広域的運営推進機関 定款

(容量拠出金)

第55条の2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金（以下「容量拠出金」という。）を求めることができる。

2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の額を算出するために必要な情報を求めることができる。

3 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項に基づく本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。

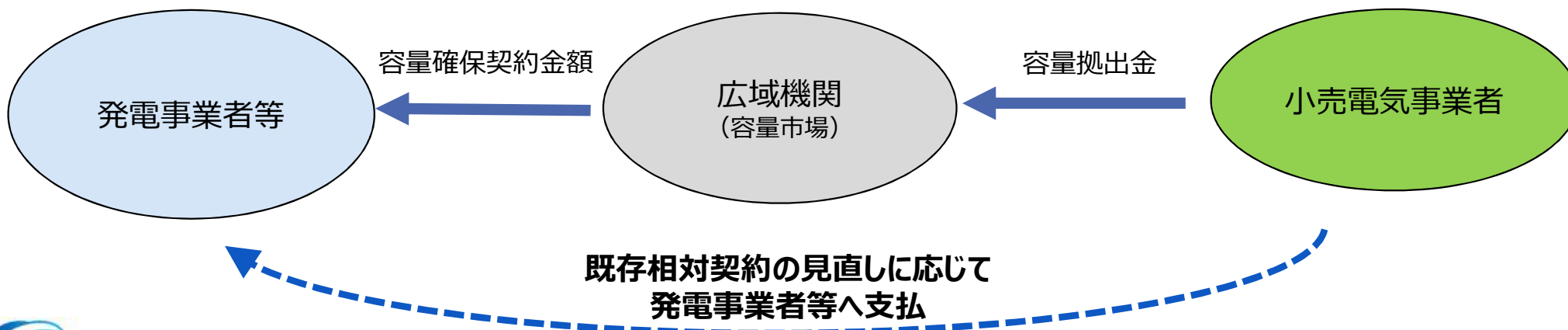
(参考)既存の相対契約について

- 容量拠出金は、相対契約の有無等に関わらず、全ての小売電気事業者が支払います。
 - ✓ 相対契約を締結している小売電気事業者は相対契約による支出に加えて、容量市場への支出が追加的に発生します。
 - ✓ 発電事業者等は相対契約による収入に加えて、容量市場で落札すれば、収入を追加的に得ることができることとなります。
- 既存の相対契約については、容量市場の趣旨を踏まえ、容量確保契約書の締結や実需給期間までに、適切に見直される必要があると考えられます。
- なお、契約見直しを行う際※の考え方は、経済産業省の審議会で示されている既存契約の見直し指針をご参考にしてください。

※見直し協議において、契約先電源の落札状況の把握が必要な場合は以下を参照ください。

(広域機関ホームページ)相対契約の協議を目的とした容量市場に関する情報開示 <https://www.occto.or.jp/market-board/market/jouhoukaiji.html>

【相対契約を締結している場合の金銭の流れ】



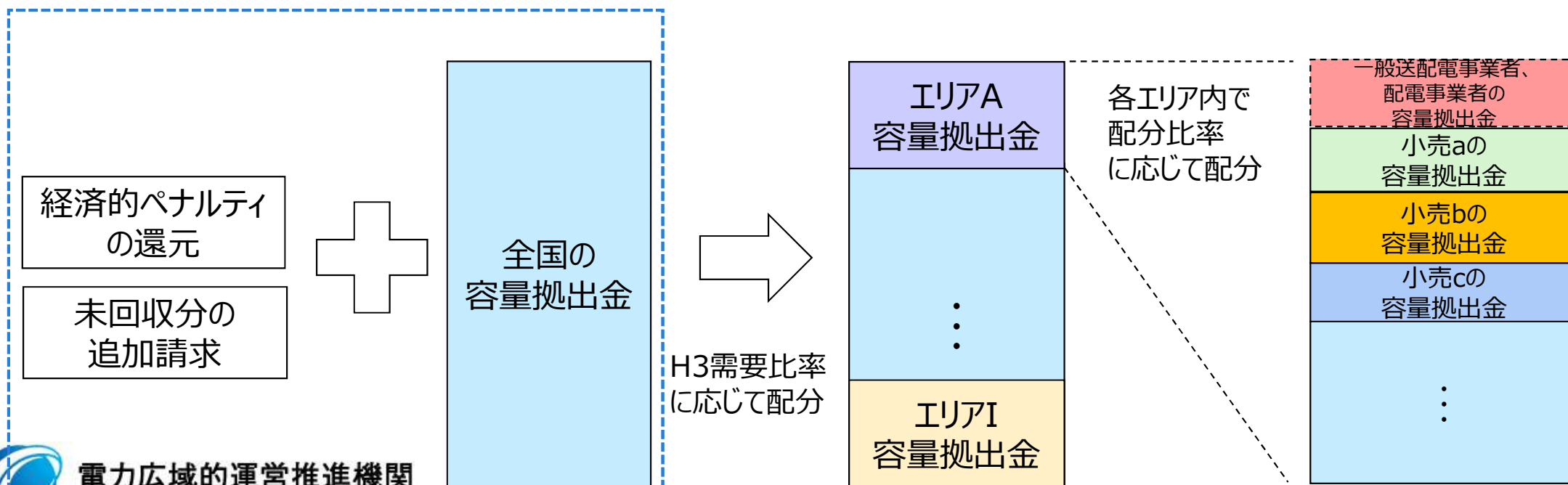
経済的ペナルティの還元、および容量拠出金未回収分の算定

- 容量拠出金の請求金額は、事業者の配分比率を用いて行うこととしています。具体的には、全国の約定総額からエリア毎の約定総額を算定し、各エリアで事業者間の配分比率を用いた配分を行うこととしています。
- 小売電気事業者に対する**経済的ペナルティの還元と容量拠出金未回収分の算定**については、容量拠出金に反映することとしており、配分方法については、事業者間の容量拠出金と同様に**配分比率を用いて算定**を行います。

※1 一般送配電事業者及び配電事業者は、経済的ペナルティの還元の対象ではないこととしています。

※2 配電事業者の容量拠出金の未回収分が生じた場合は、一般送配電事業者及び配電事業者を対象として算定を行います。

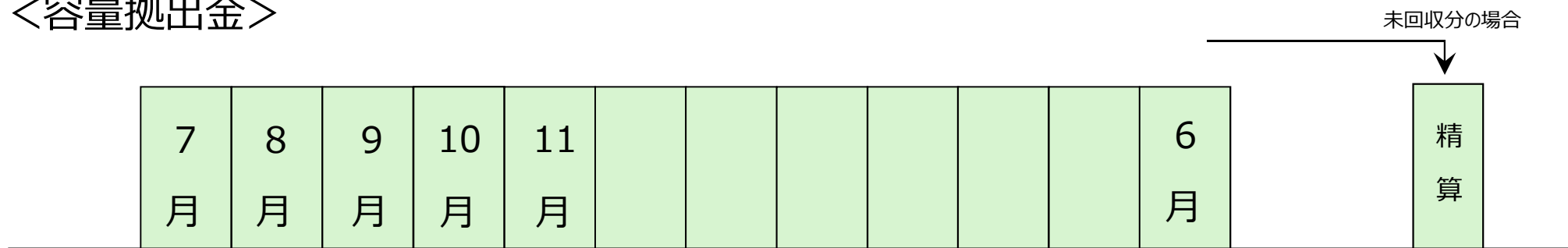
※3 経済的ペナルティの還元や容量拠出金の未回収分の配分比率算定は小売電気事業者を対象とします。



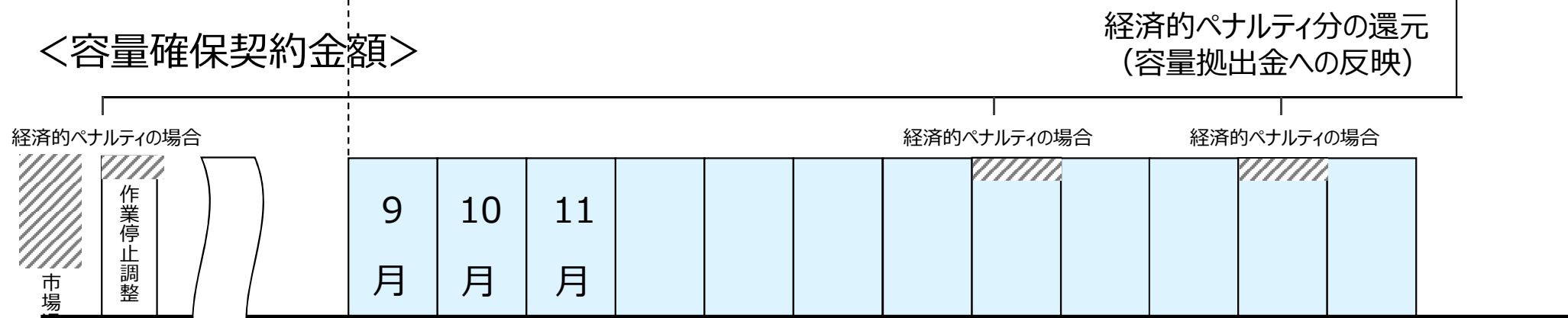
月次の請求・支払フロー

- 4月（N月）を対象月とする容量拠出金は、7月（N+3月）に請求が行われます。
- 容量確保契約金額に対して経済的ペナルティが生じた場合や、容量拠出金の未回収が生じた場合は容量拠出金へ反映を行うため一定の時期に精算を実施し、当該年度の容量確保契約金額と容量拠出金のそれぞれの総額を一致させます。

<容量拠出金>



<容量確保契約金額>



第6章 容量拠出金 容量拠出金の端数調整

容量市場概要

募集概要

参加登録

メニュー

契約の履行

容量拠出金

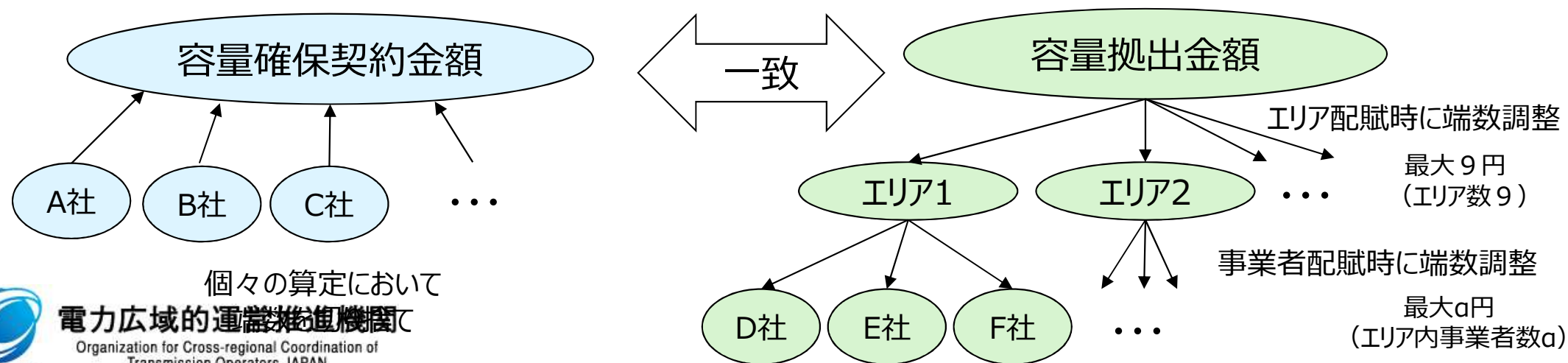
取引・税務

その他

87

- 容量確保契約金額は、約款に基づき、金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。
- したがって、容量確保契約金額の算定過程で整数化が必要なところにおいては、端数の切り捨てにより端数調整を行います。
- 一方、容量拠出金は、容量確保契約金額の総額と同額とする必要があり、エリア配分や配分比率の算定、月次請求や還元等の算定において端数が生じた場合、端数調整が行われます。
- 容量拠出金の算定過程で整数化を行う場合、端数の切り捨てを用いた場合、端数調整において特定の事業者に負担が偏る可能性があるため、**容量拠出金の算定過程の整数化においては、端数の四捨五入により端数調整**を行います。また、その結果、算定時の総額との**端数調整の必要が生じた場合は最大値により調整**※します。

※最大値には、プラスとマイナスの両方の調整が行われる。



その他の請求・支払に関する整理

- これまで紹介した項目のほかに、以下の項目に関して、第31回容量市場の在り方等に関する検討会にて整理しておりますので、ご参照ください。
 - 実需給期間前の市場退出時の経済的ペナルティの請求
 - 実需給期間中に供給力が提供できなくなったときの扱い
 - 実需給期間中に新規参入した小売電気事業者の配分比率算定
 - 経済的ペナルティの還元と容量拋出金の未回収分の算定で用いる配分比率
 - 実需給前に発生した経済的ペナルティの還元方法
- 第31回 容量市場の在り方等に関する検討会 資料6
https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2021/files/youryou_kentoukai_31_06.pdf

第6章 容量拠出金 請求額の算定方法

容量市場概要

募集概要

参加登録

メインオークション

契約の履行

容量拠出金

取引・税務

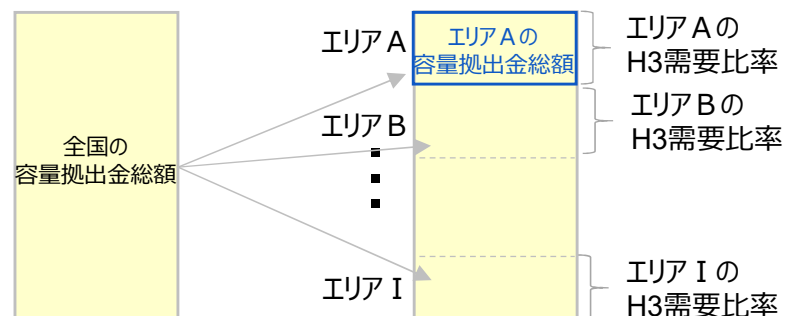
その他

89

- 市場が分断されない場合※¹における容量拠出金の請求額は、以下の手順で算定します。

①エリア別の容量拠出金総額の算定

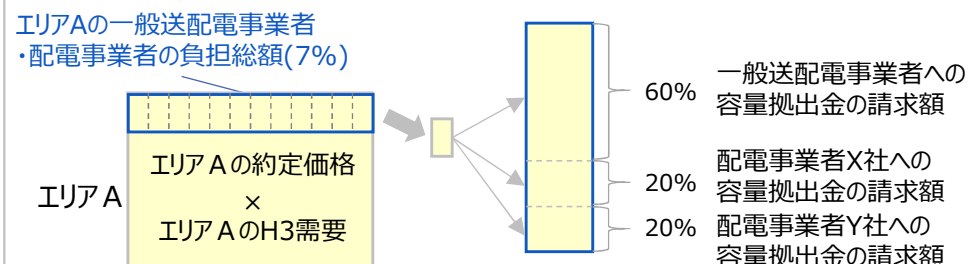
全国の容量拠出金の総額をエリア別のH3需要比率※²に応じて、各エリアに配分する。



②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定

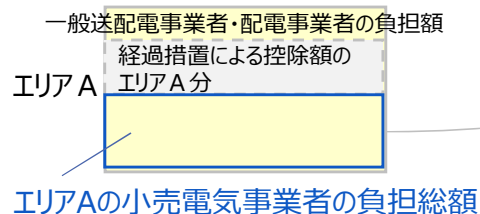
エリアの約定価格×エリアのH3需要に7%※³を乗じることで、エリア毎の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額を算定、負担総額を12等分し、各一般送配電事業者・配電事業者の配分比率に応じて毎月の請求額を算定する。

エリアAに一般送配電事業者及び配電事業者X,Yが存在し、配分比率を60%、20%、20%とした場合



③小売電気事業者の負担総額の算定

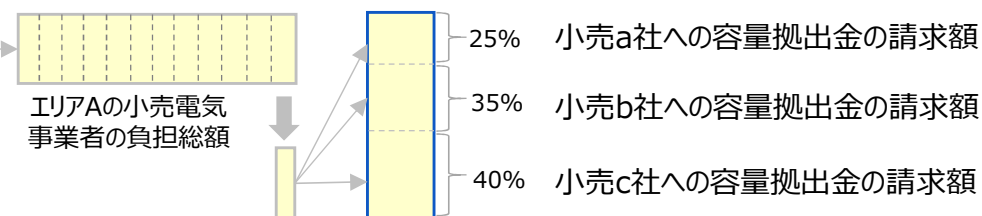
当該エリアの容量拠出金の総額から一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と経過措置による控除額を減算することで、エリア毎の小売電気事業者の負担総額を算定する。



④各小売電気事業者への請求額の算定

エリア毎の小売電気事業者の容量拠出金の負担総額を12等分し、小売各社の配分比率(実需給年の毎月のシェア変動を加味したもの)に応じて毎月の請求額を算定する。

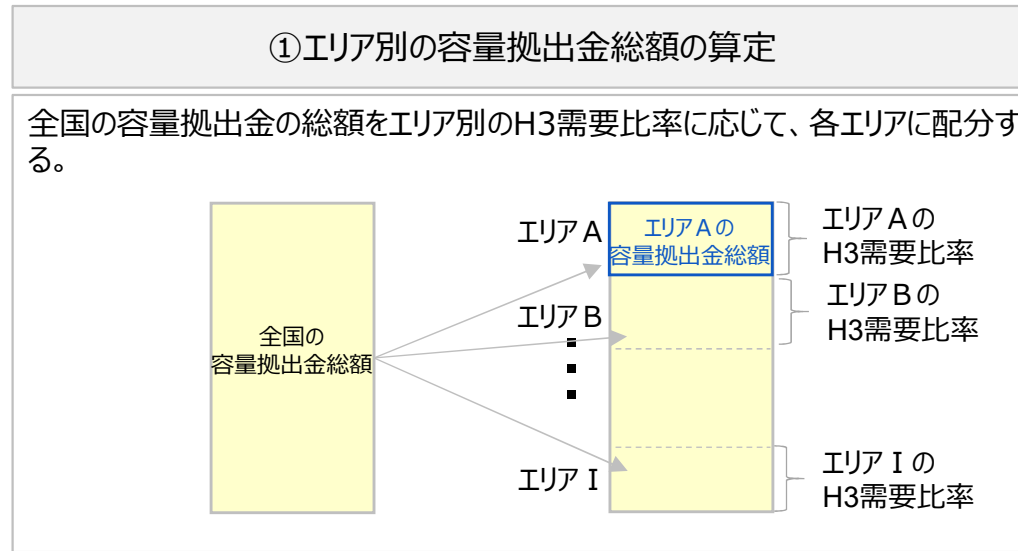
エリアAに小売電気事業者がa・b・cの3社が存在し、小売各社の配分比率を25%、35%、40%とした場合



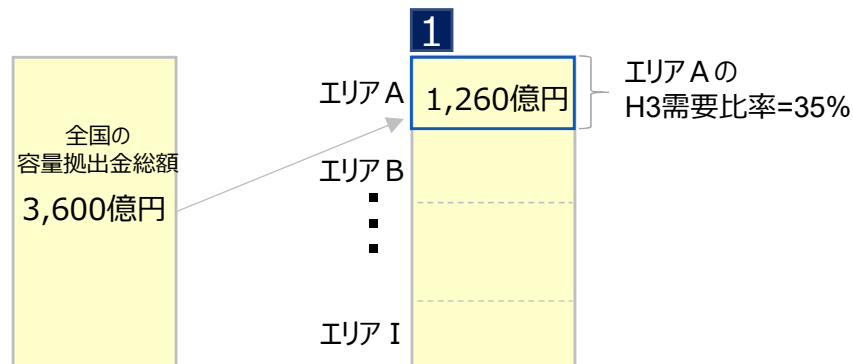
(試算例) ①エリア別の容量拠出金総額の算定

➤ エリア別の容量拠出金総額 = 全国の容量拠出金の総額※ × 当該エリアのH3需要比率

※全国の容量拠出金の総額 = 全国の約定量 × 約定価格



試算イメージ



1 エリアAの容量拠出金の総額
 $3,600\text{億円} \times 35\% = 1,260\text{億円}$

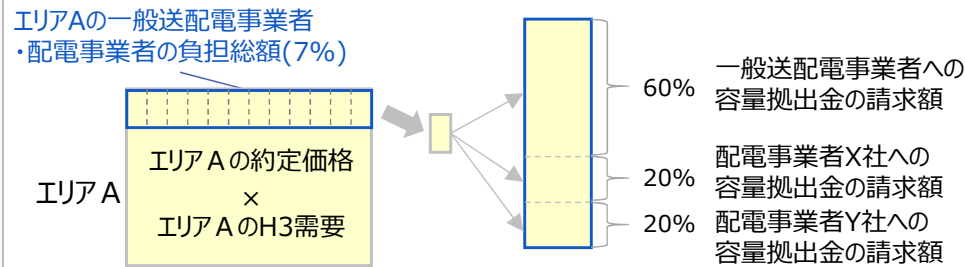
(試算例) ②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定⁹¹

- エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額 = エリアの約定価格 × エリアのH3需要 × 7%
- 各一般送配電事業者・配電事業者への毎月の請求額 = $\left(\frac{\text{エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額}}{12} \right) \times \text{各一般送配電事業者・配電事業者の配分比率}$

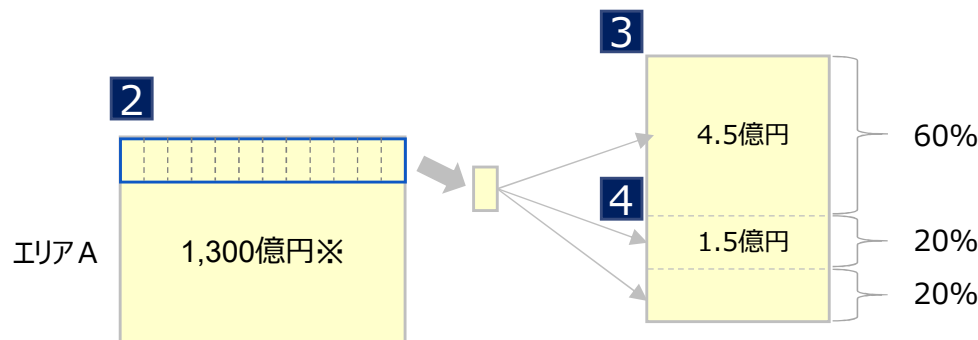
②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定

エリアの約定価格×エリアのH3需要に7%※³を乗じることで、エリア毎の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額を算定、負担総額を12等分し、各一般送配電事業者・配電事業者の配分比率に応じて毎月の請求額を算定する。

エリアAに一般送配電事業者及び配電事業者X,Yが存在し、配分比率を60%、20%、20%とした場合



試算イメージ



2 エリアAの一般送配電事業者・配電事業者の負担総額
1,300億円×7%=91億円

3 エリアAの一般送配電事業者へのある月の請求額
(91億円÷12)×60%÷4.5億円

4 エリアAの配電事業者X社へのある月の請求額
(91億円÷12)×20%÷1.5億円

※エリアの約定価格 × エリアのH3需要 = 1,300億円であったと仮定。
前ページの「全国の容量拠出金の総額×当該エリアのH3需要比率」とは別の数字です。

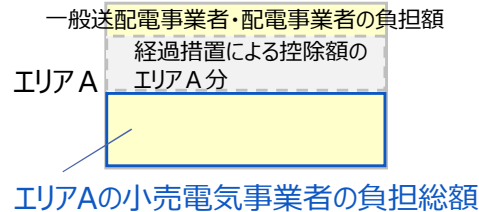
(試算例) ③小売電気事業者の負担総額の算定

➤ エリア別の小売電気事業者の負担総額 = エリア別の ① 容量抛出台総額 - エリア別の一般送配電事業者②・配電事業者の負担総額 - 経過措置による控除額※1

※1：経過措置による控除額 = $\Sigma(\text{経過措置対象電源等の経過措置による控除額※2}) \times \text{当該エリアのH3需要比率}$

③小売電気事業者の負担総額の算定

当該エリアの容量抛出台の総額から一般送配電事業者・配電事業者の負担額と経過措置による控除額を減算することで、エリア毎の小売電気事業者の負担総額を算定する。



試算イメージ

5	91億円
5	350億円
6	819億円

5 経過措置による控除額のエリアA分
($\Sigma(\text{全国の経過措置対象電源等の経過措置による控除額})=1,000\text{億円}$ であったと仮定)
 $1,000\text{億円} \times 35\% = 350\text{億円}$

6 エリアAの小売電気事業者の負担総額
 $1,260\text{億円} - 91\text{億円} - 350\text{億円} = 819\text{億円}$

※2：経過措置による控除額の算定方法

経過措置による控除額 = 個々の電源の約定価格 × 契約容量 × {1 - (1 - 1.経過年数に応じた控除) × (1 - 2.入札内容に応じた控除)}

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
1.経過年数に応じた控除	7.5%	6.0%	4.5%	3.0%	1.5%	0%
2.入札内容に応じた控除	18%	14.4%	10.8%	7.2%	3.6%	0%

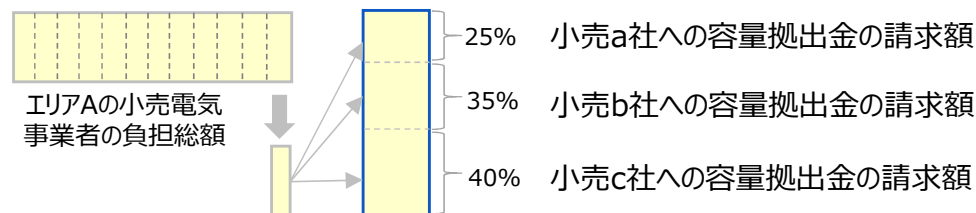
(試算例) ④各小売電気事業者への請求額の算定

➤ 小売各社への毎月の請求額 = (エリア別の小売電気事業者の負担総額 ÷ 12) × 小売各社の毎月の配分比率

④各小売電気事業者への請求額の算定

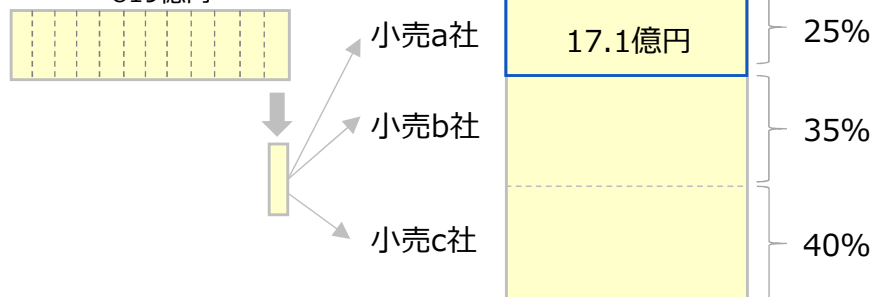
エリア毎の小売電気事業者の容量拠出金の負担総額を12等分し、小売各社の配分比率(実需給年の毎月のシェア変動を加味したもの)に応じて毎月の請求額を算定する。

エリアAに小売電気事業者がa・b・cの3社が存在し、小売各社の配分比率を25%、35%、40%とした場合



試算イメージ

エリアAの小売電気事業者の負担総額
= 819億円

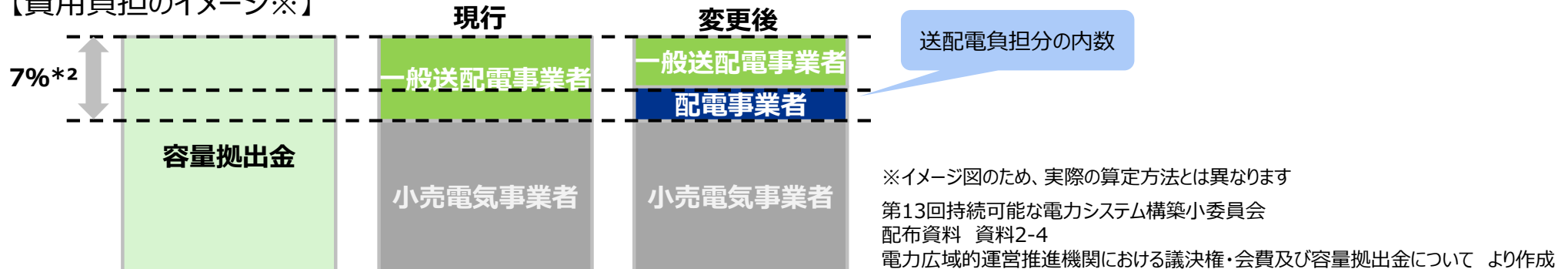


7 エリアAの小売a社へのある月の請求額
(819億円 ÷ 12) × 25% = 17.1億円

(参考) 配電事業者の負担額計算方法

- 国の審議会で、2024年度より配電事業者も容量拠出金を負担することが方針として定められました。
- 配電事業者は、従来の一般送配電事業者のエリアの一部において、電圧・周波数の維持義務を課されました。
- そのため、配電事業者の容量拠出金の負担は、一般送配電事業者の負担としていた部分の内数として、当該エリアの年間最大H3需要発生月の各事業者のH3需要をもとに算定が行われます。

【費用負担のイメージ※】



【具体的算定手順】

- ① エリア別の容量拠出金総額の算定 = 全国の容量拠出金総額 × 当該エリアのH3需要*1比率
- ② エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額 = エリアの約定価格 × エリアのH3需要*1 × 7% *2
- ③ 当該エリアの配電事業者の負担総額
= エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額 × 配電事業者が配電を行う地域のH3需要*3 ÷ エリア全体のH3需要*3
(当該エリアの最大需要発生月のH3需要*3)

* 1) メインオークション開催前に公表される最新の供給計画の第5年度の計画

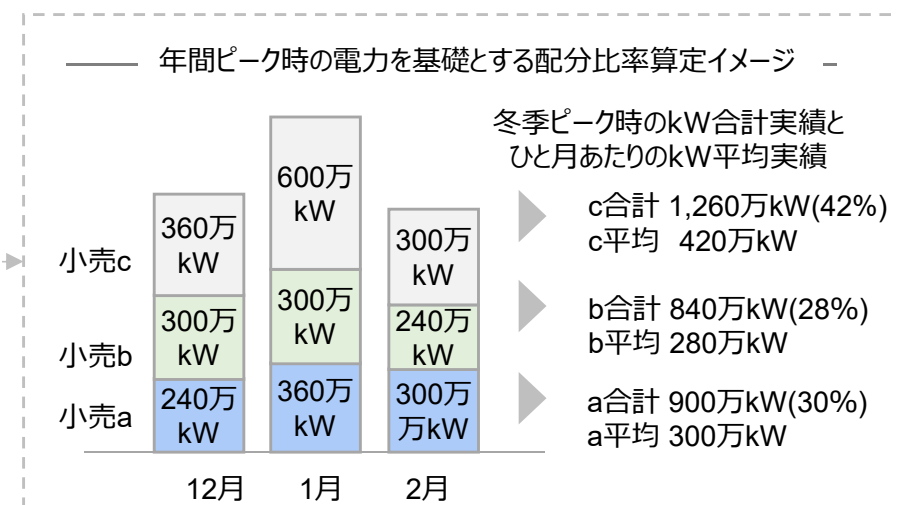
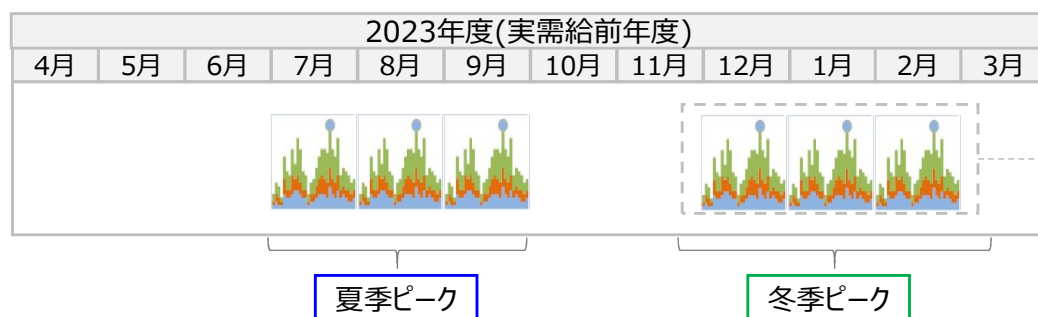
* 2) 送配電負担について、2024年度は6%、2025年度以降は7%

* 3) 配電事業者が新規参入した年度の供給計画の第1年度の計画

(参考) 小売各社の毎月の配分比率・請求額算定について(1/2)

- 小売各社の毎月の配分比率は、前年度の年間(夏季/冬季)のピーク時の電力(kW)を基礎とし、実需給年の各月の小売電気事業者のシェア変動を加味します。当該配分比率に基づき小売各社の毎月の請求額を本機関が決定します。
- ※ 年間ピークとは「7～9月/12～2月の各月における最大需要発生時(1時間)における電力使用量を合計したもの(kW)の当該期間における比率」を指し、それぞれ容量拠出金1～6回目/7～12回目の請求額算定の基礎となります。

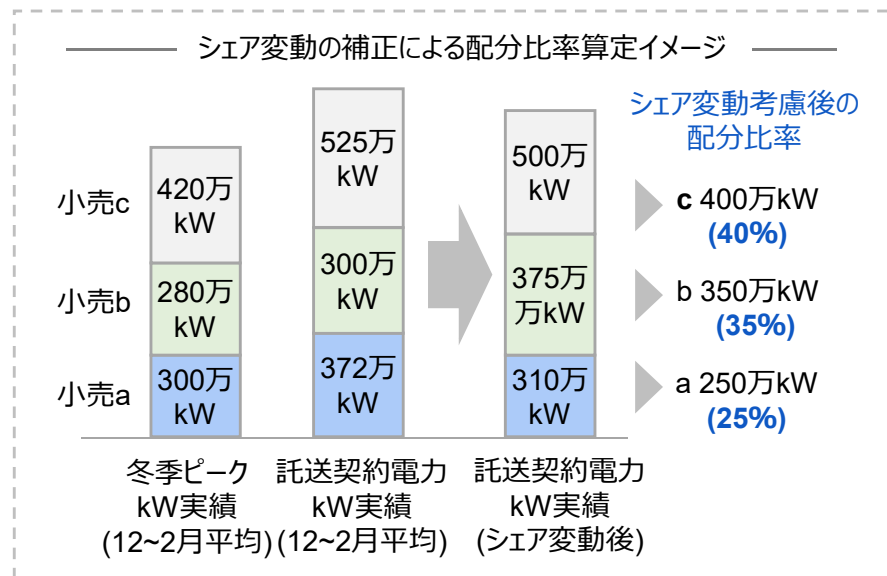
小売電気事業者に対する容量拠出金の配分比率・請求額算定の考え方



(参考) 小売各社の毎月の配分比率・請求額算定について(2/2)

- 「実需給年の各月の小売電気事業者のシェア変動を加味する」とは、実需給年度にシェア変動があった場合、託送契約電力のシェア変動で補正を行うことにより、シェア変動を小売各社への容量拠出金の請求額に反映することを指します。
- シェア変動考慮後の配分比率は以下の式によって算定されます。
 - シェア変動考慮後のkW(推定) = 年間ピーク時のkW実績 $\times$ $\frac{\text{シェア変動後の託送契約電力kW実績}}{\text{年間ピーク時の託送契約電力kW実績}}$
 - シェア変動考慮後の配分比率 = $\frac{\text{シェア変動考慮後のkW}}{\text{当該エリアでのシェア変動考慮後のkWの合計}}$

小売電気事業者に対する容量拠出金の配分比率・請求額算定の考え方



(参考)シェア変動考慮後の配分比率の算定方法

➤ 小売aのシェア変動考慮後のkW
 $300\text{万kW} \times 310\text{万kW} \div 372\text{万kW} = 250\text{万kW}$

➤ 小売aのシェア変動考慮後の配分比率
 $250\text{万kW} \div (250\text{万kW} + 350\text{万kW} + 400\text{万kW}) = 0.25 \rightarrow 25\%$

(参考) 実需給期間中に新規参入した小売電気事業者の配分比率算定⁹⁷

- 容量拠出金のシェア配分は、前年度の夏冬のピーク時のシェアと、前年度と当年度の契約電力の比率を用いて算定が行われる。
- **小売電気事業者が新規参入した場合**は、前年度のピーク時のシェアがないため、算定方法として、**当該年度の各月託送契約電力全体の合計に占める新規参入事業者分合計の比率**を維持するように**エリアシェア**を算定し、その後、新規参入事業者間での当該年度各月の**託送契約電力の案分**によって、**個々の事業者のシェア**を算定[※]する。

※新規参入事業者のエリアシェアkWに端数が生じた場合、当該kWが最大の新規参入事業者で調整を行う。

$$\text{当該月のエリアシェアkW} = \text{前年度の年間ピーク時のkW} \times \frac{\text{実需給期間の当該月の託送契約電力kW}}{\text{前年度の年間ピーク時の託送契約電力kW}}$$

実需給期間中に新規参入した
小売電気事業者のシェアkW =

当該月の託送契約電力に占める新規参入事業者の比率
× エリア内の新規参入以外の事業者のエリアシェア合計kW

当該月の託送契約電力に占める新規参入以外の事業者の比率

新規参入した事業者の当該月の託送契約電力kW

新規参入した全事業者の当該月の託送契約電力合計kW

<計算例>

事業者名	区分	前年度 年間ピーク時 kW	前年度 年間ピーク時 託送契約電力kW	当該年度 X月託送契約 電力kW	当該年度 X月エリアシェアkW
A	-	2,500	2,000	2,200	2,750
B	-	2,000	1,500	1,650	2,200
C	撤退	1,500	1,000	0	0
D	新規参入	(実績なし)	(実績なし)	エリア比率 50	①
E	新規参入	(実績なし)	(実績なし)	3.75% 100	② 64
					X=193 ③ 129
合計		6,000	4,500	4,000	④ 5,143

**新規参入者の当該年度X月託送契約電力kWの
エリア比率3.75%を維持するエリアシェアkWを算定**

① $X = (2,750 + 2,200 + X) \times 3.75 \%$

$X = 192.85 \div 193$

新規参入者の当該年度X月託送契約電力kWで按分

② $193 \times 50 \div 150 \div 64 \%$

③ $193 \times 100 \div 150 \div 129 \%$

※小数点以下は四捨五入し、端数が出たら新規参入者の内、最大値の事業者で端数調整

④ $2,750 + 2,200 + 193 = 5,143$

第7章 容量市場の取引や税務面について

- ・容量市場取引の流れ
- ・容量確保契約金額について
- ・容量確保契約金額とペナルティの関係性
- ・経済的ペナルティの種類およびリクワイアメント、アセスメント実施時期
- ・容量拠出金について
- ・容量拠出金の追加請求および還元について
- ・容量市場における消費税の取り扱いについて
- ・消費税のインボイス制度対応について

第7章 容量市場の取引や税務面について

容量市場取引の流れ

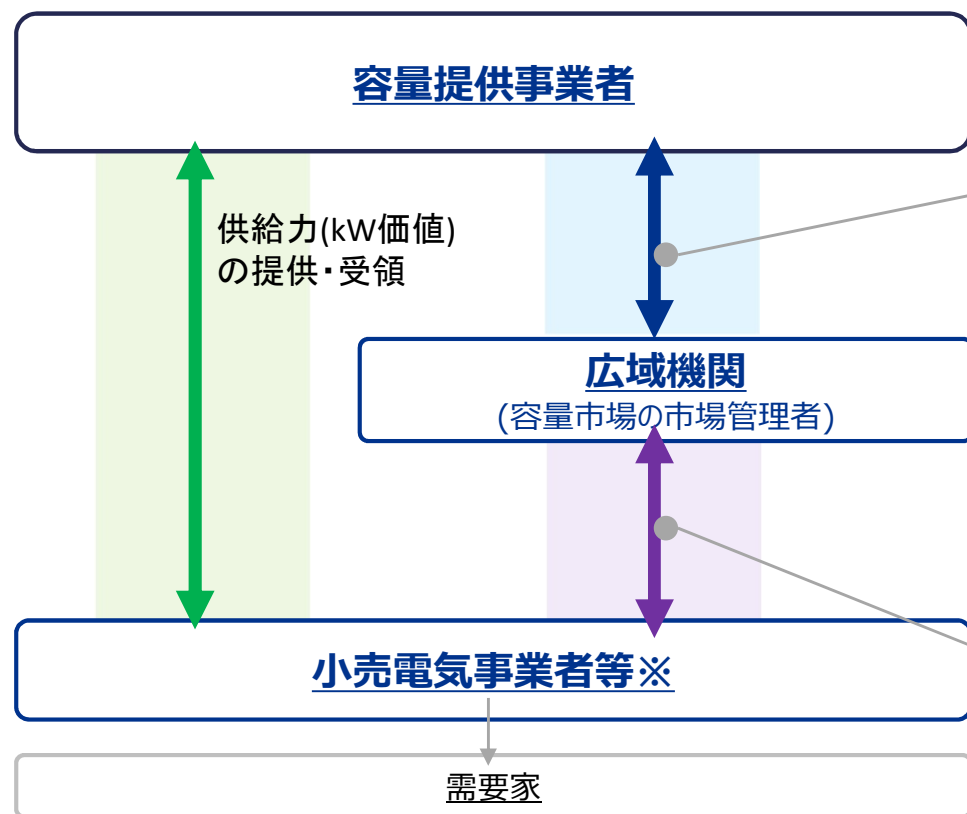
容量提供事業者

小売電気事業者

一般送配電事業者等

- 容量提供事業者とは、容量確保契約金額を中心に経済的ペナルティや経済的ペナルティの返金が取引として発生します。
- 小売電気事業者等とは、容量拠出金を中心に未回収分の追加請求や還元が取引として発生します。

容量市場取引の概要



【容量確保契約金額】

容量提供事業者に対して、供給能力に対する価値(kW価値)の対価を支払う取引

【経済的ペナルティ】

実需給前、実需給期間中において、リクワイアメント・アセスメントの結果、容量提供事業者に科される取引

【経済的ペナルティの返金】

実需給前にペナルティを科された容量提供事業者に対して、追加オークション開催可否に伴い、ペナルティの返金を行う取引

【容量拠出金】

小売電気事業者等が支払う容量市場における供給力確保するための取引

【未回収分の追加請求(年次精算)】

小売電気事業者等の取引で生じた容量拠出金の未回収分を他の小売電気事業者等の取引により総額を一致させるための取引

【還元(年次精算)】

発電事業者等のリクワイアメント未達による受け渡し期間における経済的ペナルティ等を小売電気事業者等の取引の総額に反映させるための取引

第7章 容量市場の取引や税務面について

容量確保契約金額について

参加費

メインオークション

契約の履行

容量拠出金

取引・税務

その他

100

容量提供事業者

- 容量確保契約金額は、容量確保契約に基づき、容量提供事業者に対して供給能力に対する価値(kW価値)の対価を支払う取引です。

容量確保契約書

容量確保契約書	
下記の容量提供事業者（以下「甲」という。）と電力広域的運営推進機関（以下「乙」という。）は、オークション募集要綱（対象実需給年度2045年度）および容量確保契約約款（以下「約款」という。）に基づき、下記のとおり容量確保契約（以下「本契約」という。）を締結する。 なお、本契約書に定めのない事項については、約款によるものとする。	
記	
容量提供事業者	株式会社 7Y23 (2020/10/02_AM) (7Y23)
容量確保契約容量	容量市場システムに記載のとおり
容量確保契約金額	容量市場システムに記載のとおり
実需給年度	2045年度
契約期間	オークション募集要綱に記載のとおり
電源の内訳	容量市場システムに記載のとおり

以上を証するため、本契約の各当事者は下記の日付において、本書を2部作成し、記名、押印のうえ、各1部保有する。

年 月 日

甲：

乙： 東京都江東区豊洲6-2-15
電力広域的運営推進機関
理事長 大山 力

容量確保契約約款

第2章 容量確保契約金額

第7条 容量確保契約金額の算定

- 容量確保契約金額は、次の算式に基づき算定された金額とします。

$$\begin{aligned} \text{容量確保契約金額} \\ &= \text{契約単価}^{\text{※1}} \times \text{契約容量} \\ &- \text{第16条第1項に基づき調整不調電源に科される経済的ペナルティ}^{\text{※2}} \end{aligned}$$

※1：契約単価：メインオークションと調達オークションの約定価格を落札容量により加重平均し、円未満の端数は切り捨てして算定したもの

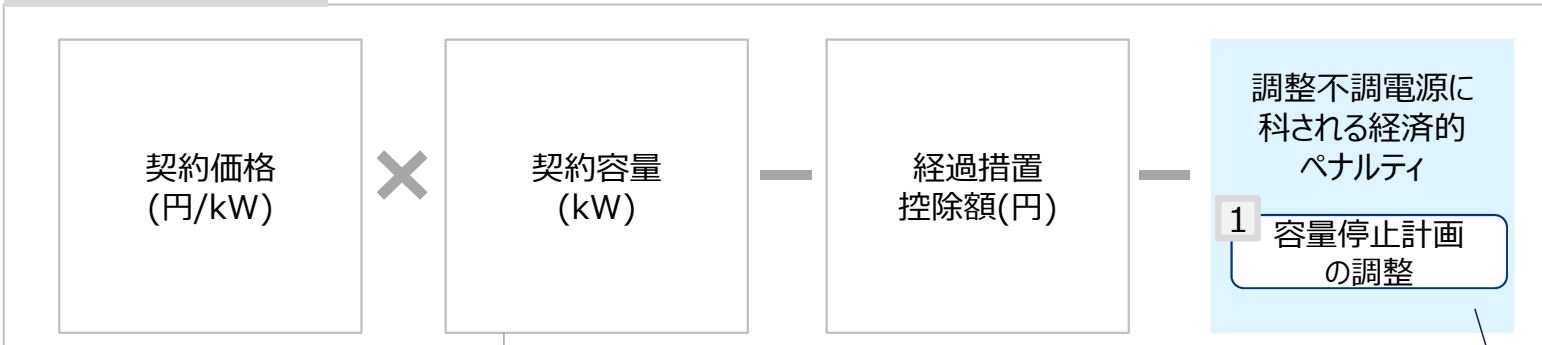
※2：容量停止計画に対する、追加設備量を利用する容量および供給信頼度確保に影響を与える容量の割合で補正

容量確保契約金額とペナルティの関係性

容量提供事業者

- 約款に記載されている容量確保契約金額の算定方法は以下の通りです。
- 経済的ペナルティはリクワイアメント未達成の場合に発生します。

容量確保契約金額

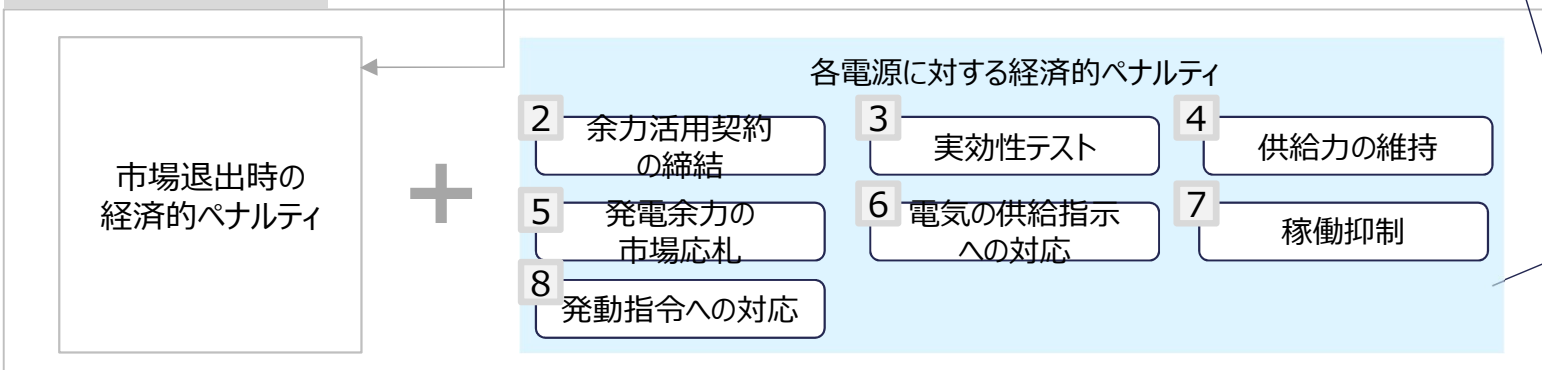


【容量確保契約金額の交付】

・容量確保契約金額は、容量提供事業者との同意のうえ、**実需給年度の9月～翌年8月の間で容量確保契約金額を12で除した額が毎月支払われる**(容量確保契約約款 第8条)

・容量確保契約金額と経済的ペナルティの両者が発生する場合、**相殺後の金額が容量提供事業者に支払(請求)される**

経済的ペナルティ



リクワイアメントが未達成の場合に経済的ペナルティが発生

経済的ペナルティの種類およびリクワイアメント、アセスメント実施時期

容量提供事業者

- 実需給期間前・実需給期間中の約款記載の経済的ペナルティは、全8種類あります。
- ペナルティ別にリクワイアメント・アセスメント実施時期が異なりますので、留意してください。

【経済的ペナルティ別のリクワイアメントとアセスメント・ペナルティの時期】

←→ : リクワイアメント対象時期

● : アセスメント・ペナルティ実施時期

	ペナルティ	実需給前				実需給期間 2026年度 ※					
		2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	4月	5月	6月	1月	2月	3月
実需給前	1 容量停止計画の調整			←●→							
	2 余力活用契約の締結				●	←●→	●	●	●	●	●
	3 実効性テスト			● ●							
実需給期間中	4 供給力の維持					←●→	●	●	●	●	●
	5 発電余力の市場応札					←●→	●	●	●	●	●
	6 電気の供給指示への対応					←●→	●	●	●	●	●
	7 稼働抑制					←					●
	8 発動指令への対応					←●→	●	●	●	●	●

※2026年度を実需給期間と例示しておりますが、毎年度発生します

第7章 容量市場の取引や税務面について

容量抛し金について

参加費

メインアクション

契約の履行

容量抛し金

取引・税務

その他

103

小売電気事業者

一般送配電事業者等

- 容量抛し金は、電気事業法および定款に基づき、小売電気事業者等（一般送配電事業者・配電事業者を含む）が支払う容量市場における供給力確保を目的とした取引です。

4-1 小売電気事業者と容量抛し金の関係

29

- 小売電気事業者は容量抛し金を負担する必要があります。相対契約の有無等に関わらず、全ての小売電気事業者に容量抛し金をお支払いいただきます。
- 電気事業法上、小売電気事業者は、供給電力量(kWh)の確保のみならず、中長期的に供給能力(kW)を確保する義務があります※1。
- 容量市場の創設後は、国全体で必要な供給力(kW価値)を、市場管理者である広域機関が容量市場を通じて一括確保をすることとなり、広域機関は、定款で規定された「容量抛し金」として、小売電気事業者等からその費用を請求します※1。
- よって、小売電気事業者にとって容量市場は、電気事業法上の供給能力確保義務を達成するための手段と位置づけられます※1。

(※1 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 中間とりまとめ(平成30年7月)より抜粋)

電気事業法

(供給能力の確保)

第二条の十二 小売電気事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。

2 経済産業大臣は、小売電気事業者がその小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保していないため、電気の使用上の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、当該電気の需要に応ずるために必要な供給能力の確保その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

電力広域的運営推進機関 定款

(容量抛し金)

第55条の2 本機関は、一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る抛し金（以下「容量抛し金」という。）を求めることができる。

2 本機関は、一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量抛し金の額を算出するために必要な情報を求めることができる。

3 一般送配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項に基づく本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。

第7章 容量市場の取引や税務面について

未回収分の追加請求および還元について

メーカ

契約の履行

容量拠出金

取引・税務

その他

104

小売電気事業者

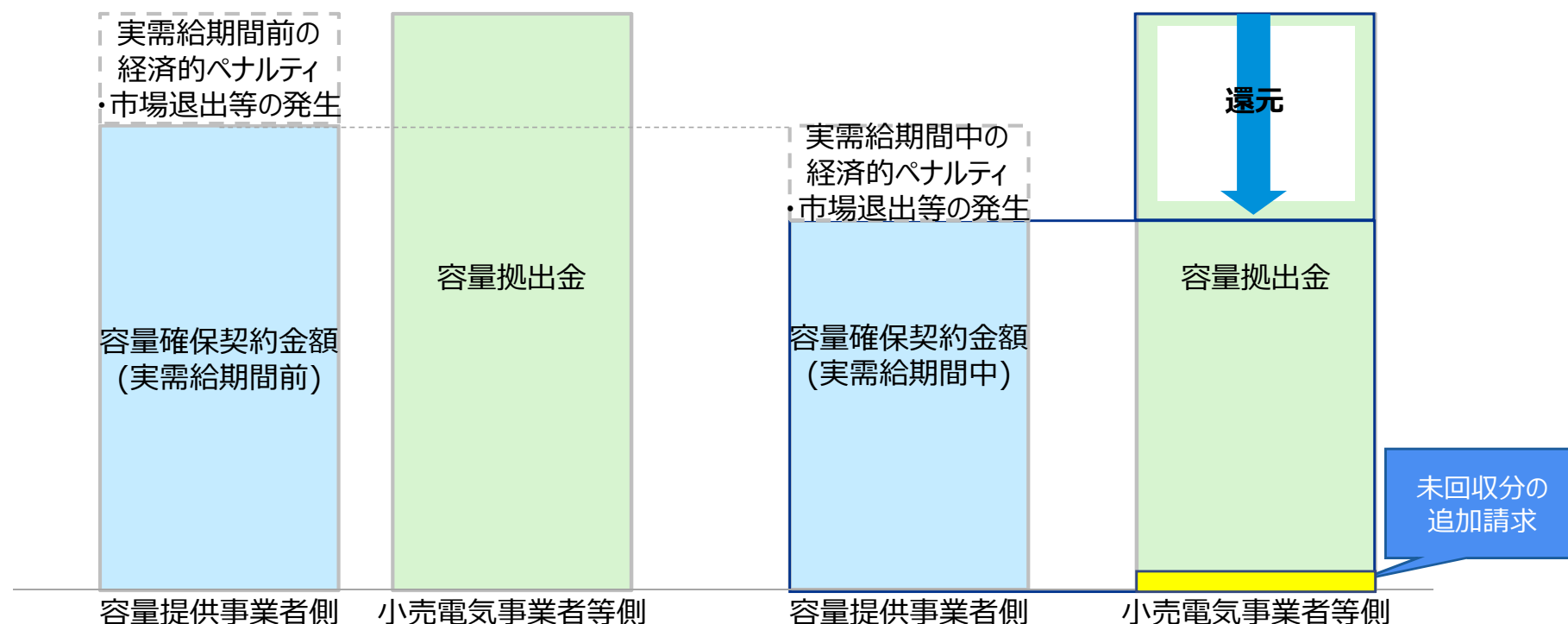
一般送配電事業者等

- 未回収分の追加請求※¹は、容量拠出金の未回収分を他の事業者から回収する取引です。
- 還元※²は、容量提供者側の取引の総額と、小売電気事業者等の取引の総額を一致させるための取引です。（経済的ペナルティの徴収等で生じた差額を調整し、小売電気事業者に配分するもの）
- 未回収分の追加請求、還元とも毎月月次で実施するもの※³ではなく、対象年度の取引終了後、一定の時期に一年度分をまとめて、精算を実施するものとなります。

*¹小売電気事業者・配電事業者・一般送配電事業者が対象

*²小売電気事業者のみが対象

*³月次の請求・支払フローについては、p86に記載



第7章 容量市場の取引や税務面について

容量市場における消費税の取り扱いについて(1/2)

参加費

メインセッション

契約の履行

容量拠出金

取引・税務

その他

105

小売電気事業者

一般送配電事業者等

容量提供事業者

- 容量確保契約金額、容量拠出金は消費税の課税対象となります。
- 実需給期間中の経済的ペナルティは、容量確保契約金額を上回る部分のみ不課税対象となります。
- 詳細は公表済の「容量市場における税金の取り扱いについて」を参照ください。

1. 容量市場における消費税の取り扱い

(1) 容量確保契約金額における消費税の取り扱い（広域機関・容量提供事業者間）
広域機関から発電事業者などの容量提供事業者を支払われる容量確保契約金額は消費税の課税対象となります。

(例1) 容量確保契約金額が1億円の容量提供事業者の場合、消費税(10%)1,000万円を含めた計1億1,000万円を広域機関より受け取ることであります。

(例2) 容量確保契約金額が1億円の容量提供事業者の場合で、リクワイアメント未達成によって7,000万円に減額になった場合、消費税(10%)の700万円を含めた計7,700万円を広域機関より受け取ることであります。ただし、リクワイアメント未達成による減額の総額が容量確保契約金額を上回った場合については、消費税の課税対象外となります。

(例3) 容量確保契約金額が1億円の容量提供事業者の場合で、リクワイアメント未達成によって1億円の減額が生じ、さらに容量提供事業者が広域機関に1,000万円を支払う事になった場合、消費税を課税せず1,000万円を広域機関に支払うことであります。

(2) 容量拠出金における消費税の取扱い（広域機関・小売電気事業者間）

小売電気事業者から広域機関に支払われる容量拠出金は消費税の課税対象となります。

(例) 容量拠出金が1億円の小売電気事業者の場合、消費税(10%)1,000万円を含めた計1億1,000万円を広域機関に支払うことであります。

出典：容量市場における税金の取り扱いについて

(https://www.occto.or.jp/market-board/market/files/210212_youroutax.pdf)

第7章 容量市場の取引や税務面について

容量市場における消費税の取り扱いについて(2/2)

契約の履行

容量抛出台

取引・税務

その他

106

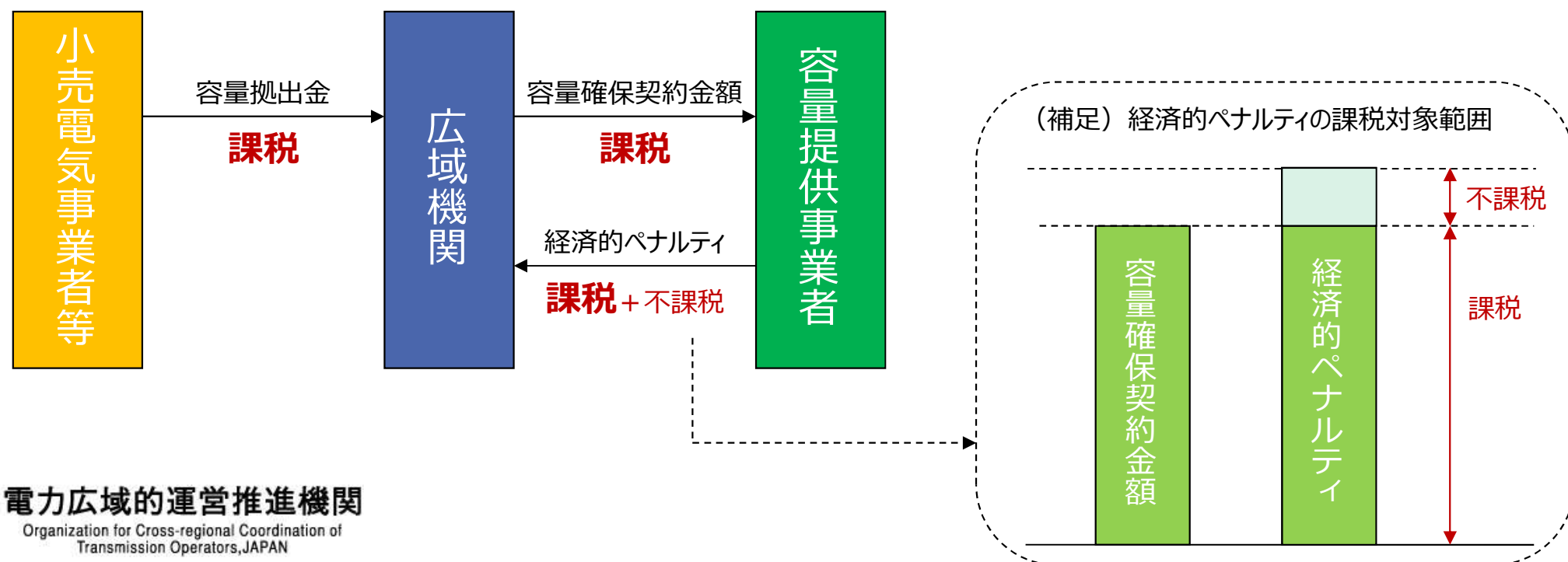
小売電気事業者

一般送配電事業者等

- 容量市場の取引では、小売電気事業者等（一般送配電事業者・配電事業者を含む）と広域機関との間で取引される**容量抛出台金は、消費税の課税対象**となります。
- また、広域機関と発電事業者等の容量提供事業者との間で取引される**容量確保契約金額も消費税の課税対象**となります。
- 容量提供事業者が満たすべき義務を満たすことができなかった場合、**経済的ペナルティという形で容量確保契約金額の減額、請求（容量確保契約金額を超過する場合）**を行います。

※経済的ペナルティの取引は消費税の課税の対象となりますが、一部、容量確保契約金額を超過する経済的ペナルティ部分については不課税となります。

<容量市場の取引のイメージ>



第7章 容量市場の取引や税務面について

消費税のインボイス制度対応について

メインターゲット

契約の履行

容量拠出金

取引・税務

その他

107

小売電気事業者

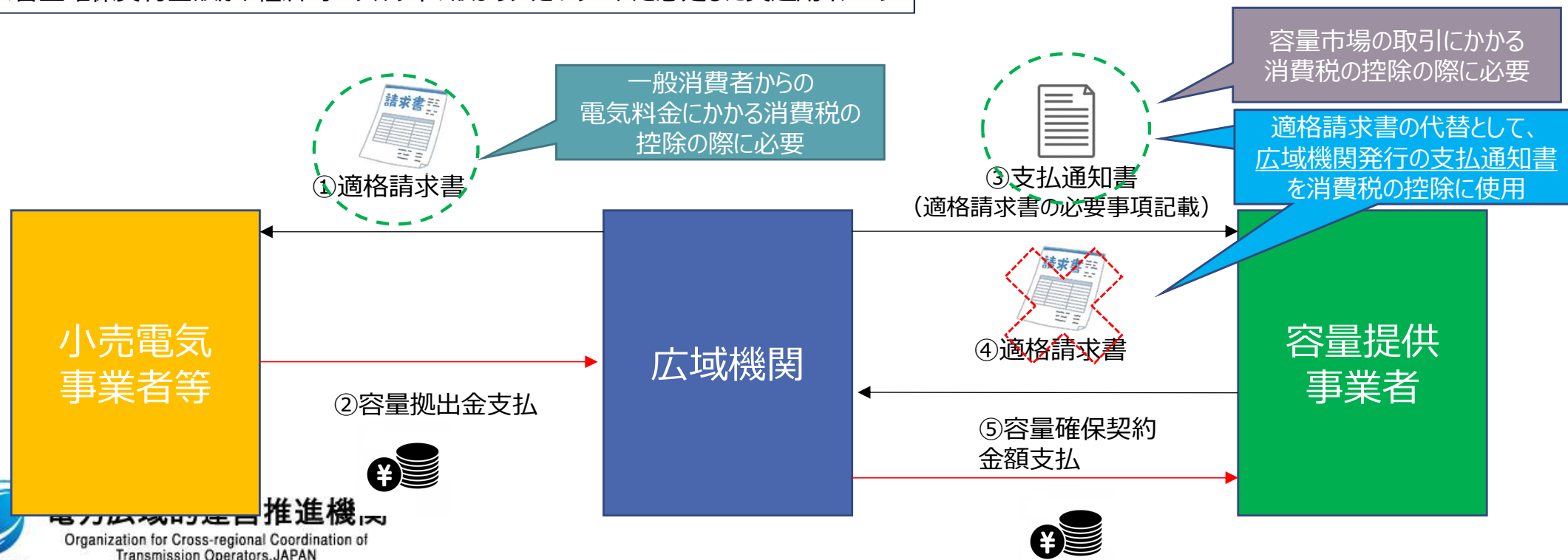
一般送配電事業者等

容量提供事業者

- 消費税の仕入れ税額控除のために、容量市場における取引でも、インボイス制度対応を行う必要があります。
- 広域機関は小売電気事業者等（一般送配電事業者・配電事業者を含む）へ広域機関の登録番号を記載した容量拠出金の適格請求書を発行します。
- 容量提供事業者からの適格請求書発行の代替手段として、広域機関が発行する容量提供事業者への支払通知書内に適格請求書に必要な情報※を記載する運用を検討しております。

※必要な情報の1つである**容量提供事業者の登録番号**について、p80に記載の通り、**事前の情報登録**をお願いします。

※容量確保契約金額が、経済的ペナルティの額より大きいケースを想定した実運用イメージ



第8章 その他

- ・発電設備の情報掲示板
- ・お知らせ
- ・各種資料等参照先
- ・お問い合わせ先

第8章 その他 発電設備等の情報掲示板

容量市場概要

募集概要

参加登録

メニュー

契約の履行

容量拠出金

取引・税務

その他

109

- 容量市場の導入に向けて、事業者の多様な電源調達・販売が可能となる環境整備が重要と考えています。
- 広域機関では、2019年4月から、発電設備等の情報掲示板の提供を行っております。

【情報掲示板の概要】

目的

- ①容量市場の導入による事業環境の変化に対して、事業者が多様な電源調達手段を取り得る環境をつくること
 - ②相対契約のない販売先未定電源等（廃止・休止予定電源を含む）の電源を持つ事業者と相対契約を希望する事業者との間で、発電設備等に関する情報提供を可能とすること
- なお、発電設備の情報掲示板への掲載判断は、事業者の判断で行うものとする。

管理者

掲載情報に関する取り扱いの中立性が求められるため、広域機関が管理者となることとする。
なお、情報掲示板を契機とする交渉・契約等は事業者の責任で行うものとする。

掲載情報

情報掲示板に必須で掲載を求める情報に関しては最小限にとどめ、それ以上の情報については、問合せ時に当事者間で確認することとする。なお、小売電気事業者からの相対契約の希望等についても情報掲示板に掲載できることとする。

また、2021年4月より、情報掲示板に新規情報が掲載されれば、登録事業者にメールを通知するように運用を変更しています。

<項目> 売/買区分、事業者名、問い合わせ先、電源所在エリア、掲載期限、その他
任意掲載欄

【情報掲示板】

<https://www.occto.or.jp/market-board/board/index.html>



参加者

発電事業者、小売電気事業者、その他電気供給事業者
また、掲示板利用希望者には広域機関からログインID等を発行する等により、セキュリティ向上や掲示板情報の品質確保を図る。

その他 留意事項

発電設備に関する契約の締結までには、関連ルール（送電制約、環境制約等の諸条件の確認等）等、発電設備の置かれた条件について当事者間での十分な確認が必要である。

■ スペシャルサイトでの制度の解説やFacebook、Twitter、Youtubeによる発信も行っています。

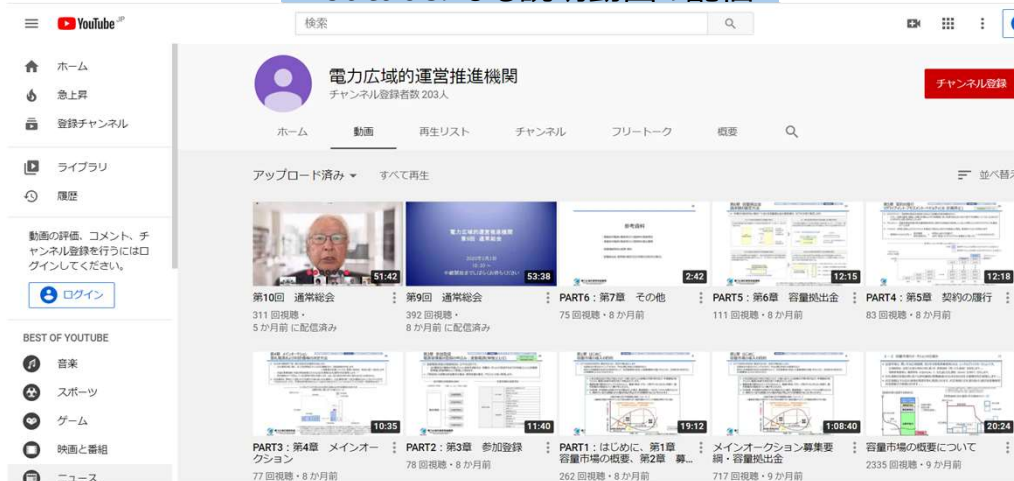
容量市場かいせつスペシャルサイト



Facebook, Twitter による発信



Youtubeによる説明動画の配信



<各種資料等参照先>

- ・容量市場の在り方等に関する検討会

<https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/index.html>

- ・容量市場に関するお知らせ等

<https://www.occto.or.jp/market-board/market/oshirase/index.html>

- ・発電設備等の情報掲示板

<https://www.occto.or.jp/market-board/board/index.html>

- ・総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/index.html

中間とりまとめ（平成30年7月）

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20180713_01.pdf

第二次中間とりまとめ（令和元年7月）

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20190724_01.pdf

第三次中間とりまとめ（令和2年7月）

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20200730_01.pdf

第四次中間とりまとめ（令和3年6月）

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/20210614_1.pdf

第七次中間とりまとめ（案）

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/066_03_00.pdf

- ・容量市場における入札ガイドライン

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/youryougl.pdf

<お問い合わせ先>

● 参加登録専用問合せ窓口

下記に関するお問合せは、参加登録お問合せフォーマットにご記入の上、以下のメールアドレスまでお送りください。

- 参加登録（事業者情報・電源等情報・期待容量）
※応札に関するお問い合わせは、その他の問合せ窓口にお送りください。
- 事業者コード・クライアント証明書・系統コード

mail : youryou_toroku@occto.or.jp （@は半角に変更して下さい）

● その他の問合せ窓口

参加登録以外に関するお問い合わせは、以下のメールアドレスまでお送りください。

mail : youryou_inquiry@occto.or.jp （@は半角に変更して下さい）

お問い合わせの前に以下のページもご覧ください。

<https://www.occto.or.jp/market-board/market/otoiawase.html>

参考資料

- ・発動指令電源の電源等リスト登録時の登録項目
- ・発動指令電源の電源等リスト登録時の提出書類
- ・容量確保契約の変更・解約
- ・容量拋出金 請求額の算定方法(市場が分断される場合)

電源等リスト登録時の登録項目(発動指令電源)

- 発動指令電源提供者は、本機関が指定する日までに、電源等リストを提出してください。電源等リストに記載する項目は、以下の通りです。

電源等情報の登録項目一覧

電源の場合

電源等情報	基本情報	容量を提供する電源等の区分
		電源等の名称
		受電地点特定番号
		系統コード
		エリア名
		所在地
		期待容量
	詳細情報	号機単位の名称
		系統コード
		電源種別の区分
		発電方式の区分
		設備容量
		運開年月
		FIT認定ID
		特定契約終了年月

需要家の場合

電源等情報	基本情報	容量を提供する電源等の区分
		エリア名
		所在地
		期待容量
		需要家名
		供給地点特定番号

電源等リスト登録時の提出書類(発動指令電源)

- 電源等情報の登録に係る提出書類は以下の通りです。
- 電源の制御にあたって、蓄電設備等を活用する場合は、仕様書等(蓄電容量、出力等が分かる書類)を必要に応じて提出して頂きます。

電源等情報の登録書類一覧※1

電源の場合

【凡例】 : いずれか1点を提出

書類の名称 (全て写しで可)	必須	選択可能書類		
		電源等の名称 確認用	電源等種別の 区分の確認用※2	運開年月 確認用
発電事業届出書	既設電源	○	○	
電気工作物変更届出書		○	○	
自家用電気工作物使用開始届出書		○	○	○
特定自家用電気工作物接続届出書		○	○	
再生可能エネルギーの固定価格買取期間満了のご案内		○	○	
低圧配電線への系統連系協議依頼表		○	○	
接続検討回答書	新設電源※3	○		
工事計画届出書		○		○
発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表	○			
使用前検査合格証				○
使用前安全管理審査申請書				○
再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について(通知)(FIT電源の場合)	○			

需要家の場合

書類の名称	必須
需要家との合意書等	○
検針票等	○

※1：登録書類詳細は後日公表予定の「容量市場 業務マニュアル 実効性テスト 編」(仮)を参照ください。

※2：発電方式の区分、設備容量の登録においても同一の書類が必要となります。

※3：電源等情報登録の時点で運転開始していない電源を指します。

容量確保契約の変更・解約

- 以下の変更事由に該当する場合には、容量確保契約は変更となります。
- 容量提供事業者が、容量確保契約に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能と判断される場合、または次の解約事由に該当する場合において、本機関は、違反または該当した相手方に対して何らかの催告を要することなく、容量確保契約を解約することができるものとします。
- 2025年3月頃に容量確保契約の変更または解約の申し出の確認を行います。

容量確保契約の変更・解約事由

変更事由
ア 調達オークションに応札した電源等が落札された場合
イ リリースオークションにより、契約容量の全部または一部を売却した場合
ウ 容量確保契約で定める電源等の一部が市場退出した場合
エ 電源等差替を実施した場合
オ 発動指令電源提供者の実効性テストの最終結果が契約容量を下回った場合
カ 電源等リストおよび小規模変動電源リストの確定または変更時
キ 事業者情報又は電源等情報の内容変更時
ク 会社の統合や分割、事業承継等により、契約上の地位の承継がなされた場合

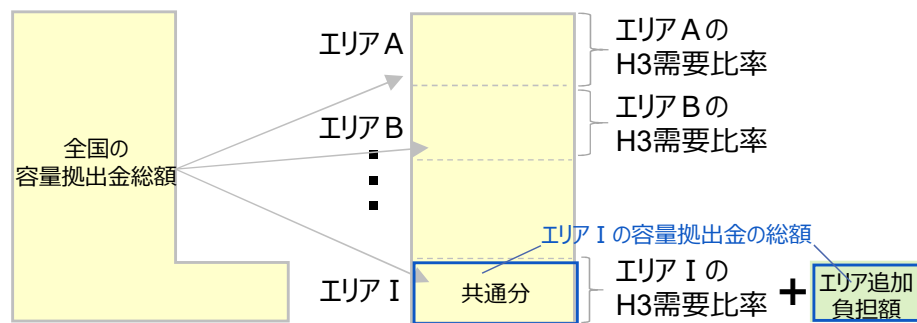
解約事由
ア 容量確保契約で定める電源等が全て市場退出した場合
イ 監督官庁から業務停止等の処分を受けたとき
ウ 支払い停止若しくは支払不能の状態に陥った時、又は不渡り処分を受けたとき
エ 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行、その他これに準ずる処分を受けたとき
オ 破産、民事再生、会社更生その他法的倒産手続の開始申立 がなされたとき
カ 市場支配力を有する事業者が、市場支配力を行使した場合

- 市場が分断される場合における容量拠出金の請求額は、以下の手順で算定します。

①エリア別の容量拠出金総額の算定

全国の容量拠出金の総額をエリア別のH3需要比率に応じて、各エリアに配分する。

凡例  エリア追加負担額

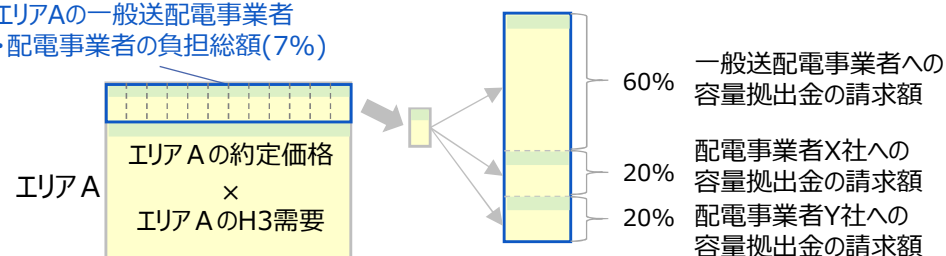


②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定

エリアの約定価格×エリアのH3需要に7%※³を乗じることで、エリア毎の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額を算定、負担総額を12等分し、各一般送配電事業者・配電事業者の配分比率に応じて毎月の請求額を算定する。

エリア A に一般送配電事業者及び配電事業者X,Yが存在し、配分比率を60%、20%、20%とした場合

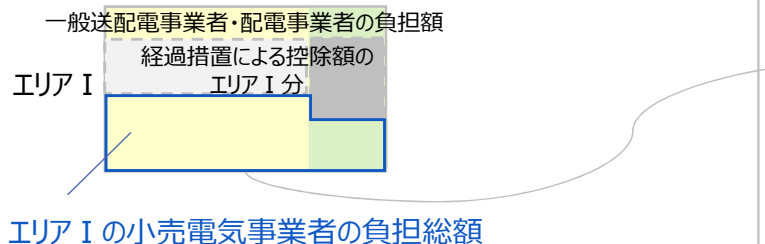
エリア A の一般送配電事業者
・配電事業者の負担総額(7%)



③小売電気事業者の負担総額の算定

当該エリアの容量拠出金の総額から一般送配電事業者・配電事業者の負担額と経過措置による控除額を減算することで、エリア毎の小売電気事業者の負担総額を算定する。

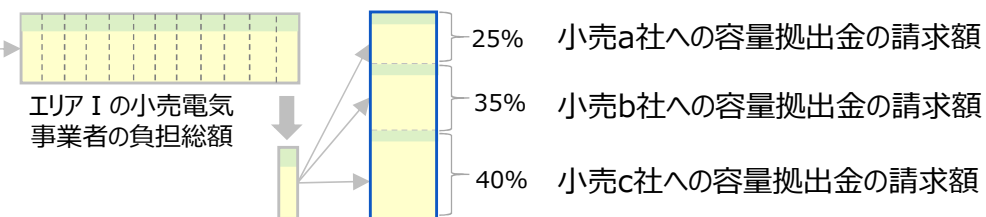
凡例  経過措置の控除額
 経過措置の控除額(追加負担分)



④各小売電気事業者への請求額の算定

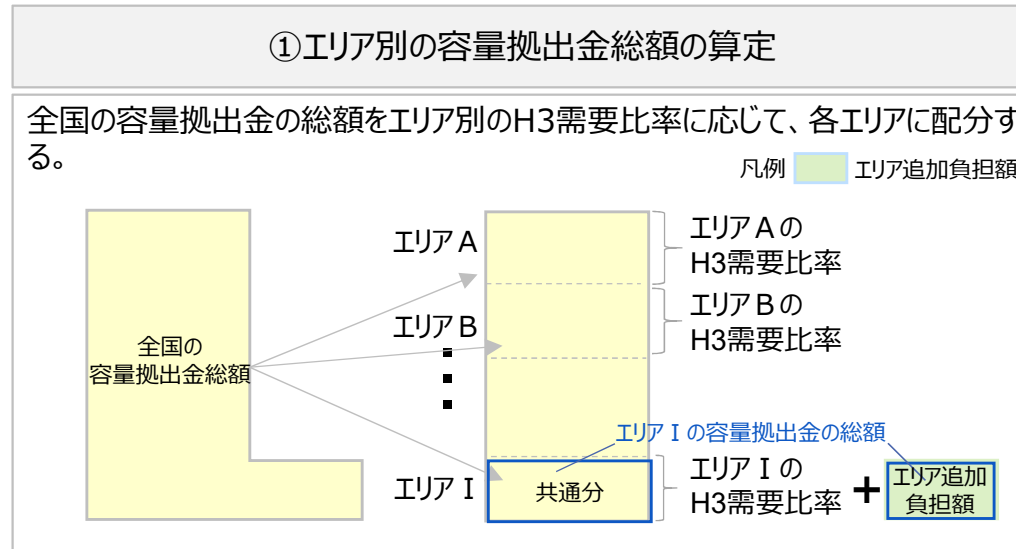
エリア毎の小売電気事業者の容量拠出金の負担総額を12等分し、小売各社の配分比率(実需給年の毎月のシェア変動を加味したもの)に応じて毎月の請求額を算定する。

エリア I に小売電気事業者がa・b・cの3社が存在し、小売各社の配分比率を25%、35%、40%とした場合

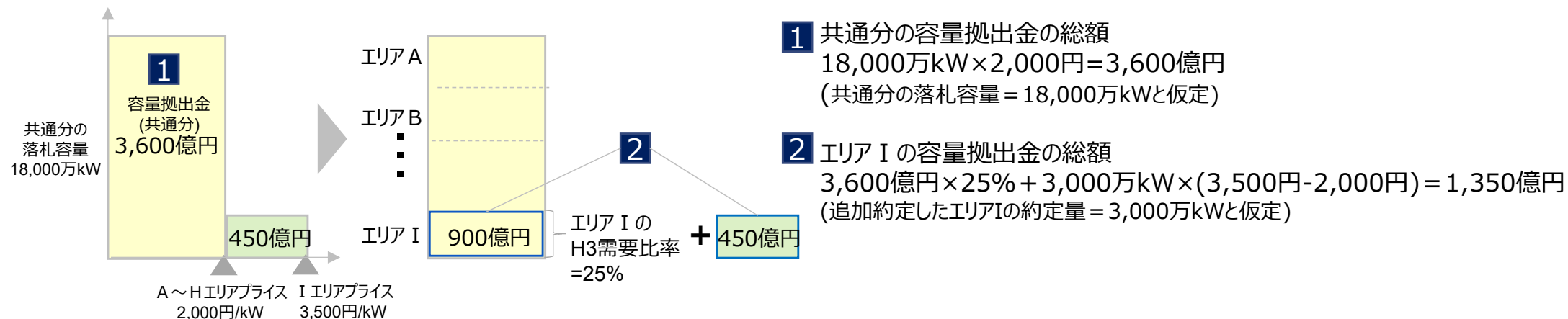


①エリア別の容量拠出金総額の算定(市場が分断される場合)

- 分断したエリアの容量拠出金総額 = 共通分の容量拠出金の総額 × 分断したエリアのH3需要比率 + エリア追加負担分※
 (※)エリア追加負担分 = 追加約定したエリア別の約定量 × (当該エリアプライス - 最安エリアプライス)



試算イメージ



②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定(市場が分断される場合)¹¹⁹

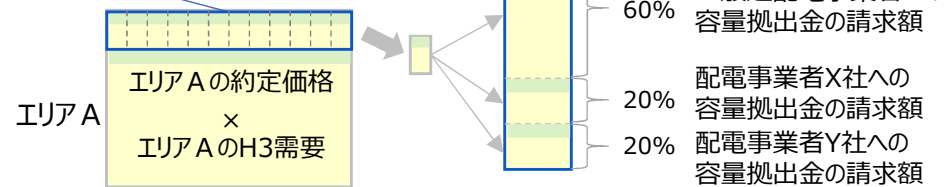
- エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額 = エリアの約定価格 × エリアのH3需要 × 7%
- 各一般送配電事業者・配電事業者への毎月の請求額 = $\left(\frac{\text{エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額}}{\text{配電事業者の負担総額}} \div 12 \right) \times \text{各一般送配電事業者・配電事業者の配分比率}$

②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定

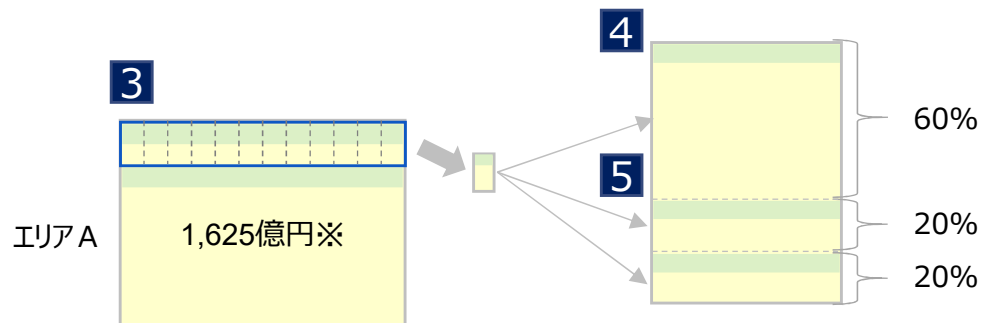
エリアの約定価格×エリアのH3需要に7%※³を乗じることで、エリア毎の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額を算定、負担総額を12等分し、各一般送配電事業者・配電事業者の配分比率に応じて毎月の請求額を算定する。

エリアAに一般送配電事業者及び配電事業者X,Yが存在し、配分比率を60%、20%、20%とした場合

エリアAの一般送配電事業者・配電事業者の負担総額(7%)



試算イメージ



※エリアの約定価格 × エリアのH3需要 = 1,625億円であったと仮定。

前ページの「分断したエリアの容量拠出金総額 = 共通分の容量拠出金の総額 × 分断したエリアのH3需要比率 + エリア追加負担分」とは別の数字です。

3 エリアAの一般送配電事業者・配電事業者の負担総額
1,625億円 × 7% ÷ 12 = 9.54億円

4 エリアAの一般送配電事業者へのある月の請求額
(9.54億円 ÷ 12) × 60% = 4.77億円

5 エリアAの配電事業者X社へのある月の請求額
(9.54億円 ÷ 12) × 20% = 1.59億円

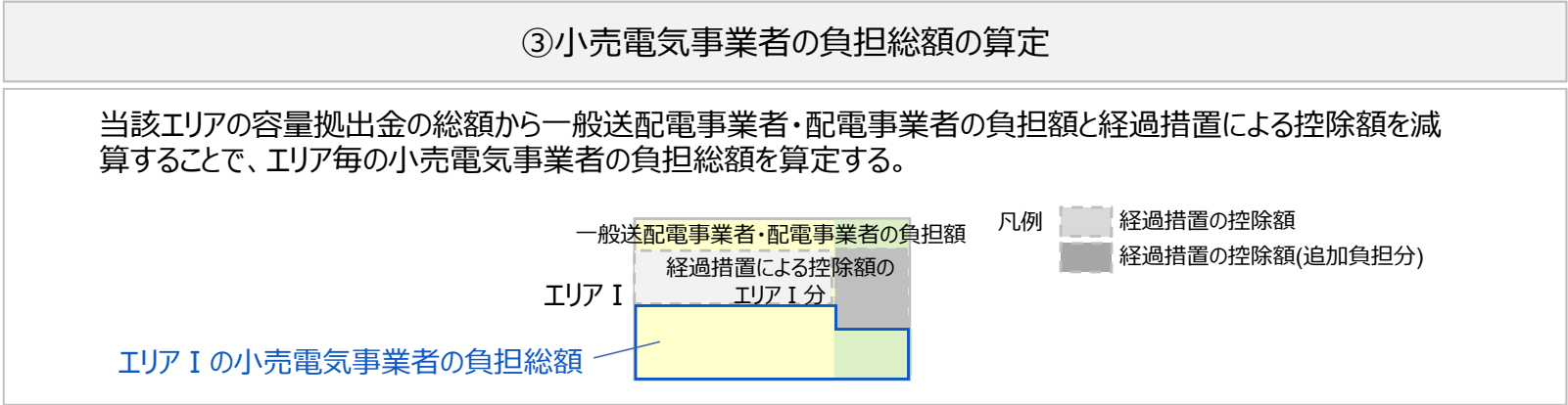
③小売電気事業者の負担総額の算定(市場が分断される場合)

➤ エリア別の小売電気事業者の負担総額 = 分断したエリアの容量拠出金総額 - エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額 - 経過措置による控除額

経過措置による控除額 = Σ(経過措置による控除額（共通部分）※1) × 当該エリアのH3需要比率 + Σ(経過措置による控除額（追加約定分）※2)

※1：経過措置による控除額(共通部分) = Σ(経過措置対象電源等の約定量 × 最安エリアプライス × 控除率※3)

※2：経過措置による控除額(追加約定分) = Σ(追加約定分のうちの経過措置対象電源等の約定量 × 当該エリアプライスと最安エリアプライスの差分 × 控除率※3)



試算イメージ

- 6 エリア I の経過措置による控除額
(経過措置対象電源等の約定量 = 6,000万kWと仮定)
(追加約定分のうち、経過措置対象電源等の約定量 = 2,000万kWと仮定)
(経過年数に応じた控除、入札内容に応じた控除の両方の経過措置の対象であると仮定)
6,000万kW × 2,000円 × {1 - (1 - 6.0%) × (1 - 14.4%)} × 25% ≒ 58.6億円・・・共通分の中にある控除額
2,000万kW × (3,500円 - 2,000円) × {1 - (1 - 6.0%) × (1 - 14.4%)} ≒ 58.6億円・・・追加約定分の中にある控除額
- 7 エリア I の小売電気事業者の負担総額(2026年度の場合)
1,350億円 - 113.8億円 - (58.6億円 + 58.6億円) ≒ 1,119億円

※3 控除率の算定方法

控除率 = 1 - (1 - 1.経過年数に応じた控除) × (1 - 2.入札内容に応じた控除)

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
1.経過年数に応じた控除	7.5%	6.0%	4.5%	3.0%	1.5%	0%
2.入札内容に応じた控除	18%	14.4%	10.8%	7.2%	3.6%	0%

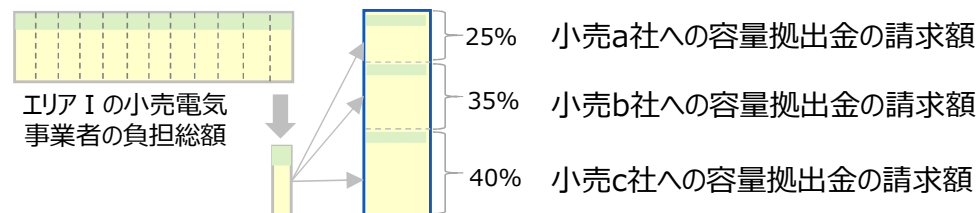
④各小売電気事業者への請求額の算定(市場が分断される場合)

➤ 小売各社への毎月の請求額 = (エリア別の小売電気事業者の負担総額 ÷ 12) × 小売各社の毎月の配分比率

④各小売電気事業者への請求額の算定

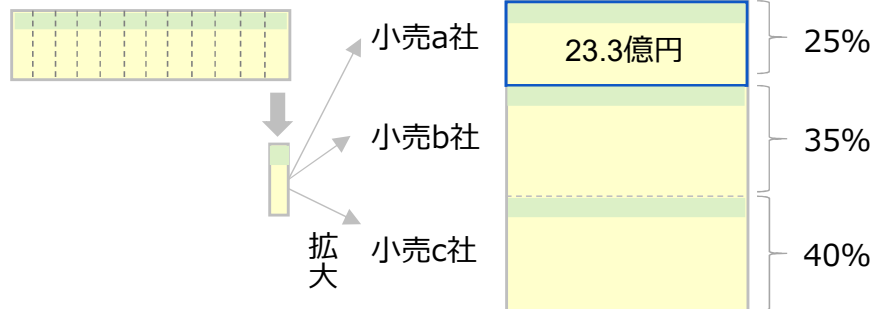
エリア毎の小売電気事業者の容量拠出金の負担総額を12等分し、小売各社の配分比率(実需給年の毎月のシェア変動を加味したもの)に応じて毎月の請求額を算定する。

エリア I に小売電気事業者がa・b・cの3社が存在し、小売各社の配分比率を25%、35%、40%とした場合



試算イメージ

エリアIの小売電気事業者の負担総額
= 1,119億円



8 エリア I の小売a社へのある月の請求額
(1,119億円 ÷ 12) × 25%
≒ 23.3億円